

平成 30 年 7 月 19 日

独立行政法人自動車技術総合機構

## 審査事務規程の一部改正について（第 18 次改正）

### 1. 改正概要

#### **（1）自動車の検査等関係**

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

- 乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車及び車両総重量 3.5t 以下の自動車に適用される「軽・中量車排出ガスの測定方法」について、現在規定されている JC08 モード法又は WLTC モード法のいずれかとしていたところ、WLTC モード法のみとすることとします。[7-55]

新 型 車：平成 30 年 10 月 1 日～

：平成 31 年 10 月 1 日（貨物の運送の用に供する軽自動車・中量車※）～

継続生産車：平成 32 年 9 月 1 日～

：平成 33 年 9 月 1 日（貨物の運送の用に供する軽自動車・中量車）～

※車両総重量 1.7t を超え 3.5t 以下の自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）

※WLTC モード法により型式を取得した車両は、自動車検査証に記載される排出ガス規制の識別記号の 1 桁目に 3～6 が使用されることとなります。例：3XX-100

- 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車に備える乗降口の踏段について、最下段の踏段の下部に追加で備えることができるものとして、施行日以降は自動車の製作された日を問わず、一定の要件に適合しなければならないこととします。※ [7-110, 8-110]

※該当する車両は施行日より適用となりますので、施行後の審査時から確認することとなります。

- ② その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

#### **（2）自動車の型式の指定等関係**













今回は該当なし

### 2. 関係する告示等

- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成 30 年 3 月 30 日国土交通省告示第 528 号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成 30 年 7 月 19 日国土交通省告示第 945 号）

### 3. 施行日

平成 30 年 7 月 19 日

新 独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程			旧 独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程																										
目次(略)			目次(略)																										
<b>第1章 総則</b>			<b>第1章 総則</b>																										
1-1~1-2(略)			1-1~1-2(略)																										
<b>1-3 用語の定義</b>			<b>1-3 用語の定義</b>																										
この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。			この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。																										
分類 (略)	用語 (略)	内容 (略)	分類 (略)	用語 (略)	内容 (略)																								
し	車室外乗降支援灯	乗員の乗降等を支援するための補助的照明として使用される灯火をいう。	し	(新設)	(新設)																								
	(略)	(略)		(略)	(略)																								
	諸元表	自動車型式認証実施要領別添1から別添4 <u>まで</u> の別表、共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領の別表又は輸入自動車特別取扱制度別紙の別表に掲げる書面をいう。		諸元表	自動車型式認証実施要領別添1から別添4の別表、共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領の別表又は輸入自動車特別取扱制度別紙の別表に掲げる書面をいう。																								
	(略)	(略)		(略)	(略)																								
	審査時車両状態	次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。 ① (略) ② 原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。		審査時車両状態	次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。 ① (略) ② 原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>異常状態の表示</th> <th>識別表示例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>制動装置</td> <td> 又は BRAKE</td> </tr> <tr> <td>アンチロックブレーキシステム</td> <td> 又は ABS</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	異常状態の表示	識別表示例	(略)	(略)	(略)	(略)	制動装置	 又は BRAKE	アンチロックブレーキシステム	 又は ABS	(略)	(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>異常状態の表示</th> <th>識別表示例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>制動装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アンチロックブレーキシステム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	異常状態の表示	識別表示例	(略)	(略)	(略)	(略)	制動装置		アンチロックブレーキシステム		(略)	(略)
異常状態の表示	識別表示例																												
(略)	(略)																												
(略)	(略)																												
制動装置	 又は BRAKE																												
アンチロックブレーキシステム	 又は ABS																												
(略)	(略)																												
異常状態の表示	識別表示例																												
(略)	(略)																												
(略)	(略)																												
制動装置																													
アンチロックブレーキシステム																													
(略)	(略)																												
	(略)	(略)		(略)	(略)																								
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																								
U	(略)	(略)	U	(略)	(略)																								

新			旧														
	UN R145	年少者用補助乗車装置取付具に係る協定規則をいう。		(新設)	(新設)												
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)												
<b>1-3-1 騒音カテゴリ</b> 平成 28 年騒音規制における 5 桁の記号による騒音カテゴリは、次の (1) から (3) <b>まで</b> の表に掲げる記号のうち該当するものを選択するものとする。 (1) ~ (2) (略) (3) 5 桁目 (特例措置の適用)			<b>1-3-1 騒音カテゴリ</b> 平成 28 年騒音規制における 5 桁の記号による騒音カテゴリは、次の (1) から (3) の表に掲げる記号のうち該当するものを選択するものとする。 (1) ~ (2) (略) (3) 5 桁目 (特例措置の適用)														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>特例措置の内容</th> <th>5 桁目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>N<sub>1</sub> カテゴリ及び N<sub>1</sub> カテゴリから派生した M<sub>1</sub> カテゴリの車両であつて、技術的最大許容質量が 2.5t 以下、R ポイントの地上高さが 800mm 以上、前軸中心から原動機重心までの水平距離が 300mm から 1,500mm <b>まで</b>の間にあり、総排気量が 660cc を超え 1,495cc 未満であつて後輪駆動のもの</td> <td>H</td> </tr> </tbody> </table>		特例措置の内容	5 桁目	(略)	(略)	N <sub>1</sub> カテゴリ及び N <sub>1</sub> カテゴリから派生した M <sub>1</sub> カテゴリの車両であつて、技術的最大許容質量が 2.5t 以下、R ポイントの地上高さが 800mm 以上、前軸中心から原動機重心までの水平距離が 300mm から 1,500mm <b>まで</b> の間にあり、総排気量が 660cc を超え 1,495cc 未満であつて後輪駆動のもの	H	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特例措置の内容</th> <th>5 桁目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>N<sub>1</sub> カテゴリ及び N<sub>1</sub> カテゴリから派生した M<sub>1</sub> カテゴリの車両であつて、技術的最大許容質量が 2.5t 以下、R ポイントの地上高さが 800mm 以上、前軸中心から原動機重心までの水平距離が 300mm から 1,500mm の間にあり、総排気量が 660cc を超え 1,495cc 未満であつて後輪駆動のもの</td> <td>H</td> </tr> </tbody> </table>		特例措置の内容	5 桁目	(略)	(略)	N <sub>1</sub> カテゴリ及び N <sub>1</sub> カテゴリから派生した M <sub>1</sub> カテゴリの車両であつて、技術的最大許容質量が 2.5t 以下、R ポイントの地上高さが 800mm 以上、前軸中心から原動機重心までの水平距離が 300mm から 1,500mm の間にあり、総排気量が 660cc を超え 1,495cc 未満であつて後輪駆動のもの	H		
特例措置の内容	5 桁目																
(略)	(略)																
N <sub>1</sub> カテゴリ及び N <sub>1</sub> カテゴリから派生した M <sub>1</sub> カテゴリの車両であつて、技術的最大許容質量が 2.5t 以下、R ポイントの地上高さが 800mm 以上、前軸中心から原動機重心までの水平距離が 300mm から 1,500mm <b>まで</b> の間にあり、総排気量が 660cc を超え 1,495cc 未満であつて後輪駆動のもの	H																
特例措置の内容	5 桁目																
(略)	(略)																
N <sub>1</sub> カテゴリ及び N <sub>1</sub> カテゴリから派生した M <sub>1</sub> カテゴリの車両であつて、技術的最大許容質量が 2.5t 以下、R ポイントの地上高さが 800mm 以上、前軸中心から原動機重心までの水平距離が 300mm から 1,500mm の間にあり、総排気量が 660cc を超え 1,495cc 未満であつて後輪駆動のもの	H																
1-4~1-6 (略)			1-4~1-6 (略)														
第 2 章~第 3 章 (略)			第 2 章~第 3 章 (略)														
<b>第 4 章 自動車の検査等に係る審査の実施方法</b> <b>4-1~4-3 (略)</b> <b>4-4 不適切な補修等</b> (1) 第 6 章から第 8 章 <b>まで</b> の規定に基づく基準適合性審査にあたり、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、自動車の装置又は部品の取付け、取外し若しくは補修及び車体又は装置への表示について、次に掲げる例による方法及びこれらに類する方法により措置されたものであることが外観上確認された場合は、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる場合を除き、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。 ① 装置又は部品の取付け ア~エ (略) オ 灯火器 (7-62 (8-62) から 7-91 (8-91) <b>まで</b> に規定する灯火等のうち装備義務があるものに限る。)の配線 (配線の周囲の保護部材等を含む。)が、自動車の外側の表面上に確認できるもの (溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかな灯火器にあつては、当該灯火器を取付けるための必要最小限の配線部分を除く。) ② 装置又は部品の取外し ア (略) イ 不点灯状態にある灯火 (7-62 (8-62) から 7-91 (8-91) <b>まで</b> に規定する灯火等 (反射器を除く。))及びその他の灯火をいい、速度表示装置及びアの灯火を除く。)であつて、当該灯火に係る電球 (光源) 及び全ての配線が取外			<b>第 4 章 自動車の検査等に係る審査の実施方法</b> <b>4-1~4-3 (略)</b> <b>4-4 不適切な補修等</b> (1) 第 6 章から第 8 章の規定に基づく基準適合性審査にあたり、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、自動車の装置又は部品の取付け、取外し若しくは補修及び車体又は装置への表示について、次に掲げる例による方法及びこれらに類する方法により措置されたものであることが外観上確認された場合は、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる場合を除き、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。 ① 装置又は部品の取付け ア~エ (略) オ 灯火器 (7-62 (8-62) から 7-91 (8-91) に規定する灯火等のうち装備義務があるものに限る。)の配線 (配線の周囲の保護部材等を含む。)が、自動車の外側の表面上に確認できるもの (溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかな灯火器にあつては、当該灯火器を取付けるための必要最小限の配線部分を除く。) ② 装置又は部品の取外し ア (略) イ 不点灯状態にある灯火 (7-62 (8-62) から 7-91 (8-91) に規定する灯火等 (反射器を除く。))及びその他の灯火をいい、速度表示装置及びアの灯火を除く。)であつて、当該灯火に係る電球 (光源) 及び全ての配線が取外され														

新	旧
<p>されていないもの ウ (略) ③～④ (略) (2) (略) <b>4-5～4-6 (略)</b> <b>4-7 審査の実施方法等</b> <b>4-7-1～4-7-2 (略)</b> <b>4-7-3 審査継続</b> (1) 審査内容に疑義が生じた等により 4-7-1 (1) に規定する審査が完了せず、審査当日中に 4-7-2 に掲げるいずれかの総合判定を行うことができない場合 (4-7-2 (3) の「審査中断」と判定するものに該当しないものに限る。) には、4-6-3 の規定にかかわらず、審査当日から 15 日 (証明書等について真正性の照会を行っている期間は除く。) <u>まで</u> を限度として審査を継続することができる。 (2) ～ (5) (略) <b>4-8 審査状況等の電磁的な記録</b> <b>4-8-1 (略)</b> <b>4-8-2 画像の取得及び保存</b> (1) ～ (3) (略) (4) (1) から (3) <u>まで</u> において取得する画像は、保安基準に適合している状態のものとする。 なお、画像を保存する際には、当該自動車に備えている装置を撮影したものであることを十分に確認すること。 (5) (1) から (3) <u>まで</u> において取得した画像は、電磁的方法により国土交通省へ提供するものとする。 (6) (略) <b>4-8-3 諸元の測定</b> (1) (略) (2) 次に該当する場合には、(1) にかかわらず、巻尺等による諸元の測定を行い、測定結果を自動車審査高度化施設へ入力するものとする。 ① (1) ①から④<u>まで</u>の自動車の諸元の測定をする場合 ②～③ (略) <b>4-9 受検車両と書面の同一性確認</b> (1) ～ (3) (略) (4) 並行輸入自動車、試作車又は組立車であって車台番号が特定されていないものについては、(1) から (3) <u>まで</u> において、「打刻されている車台番号」を「表示されているシリアル番号又は製造番号」に、「記載されている車台番号」を「記載されているシリアル番号又は製造番号」に読み替えるものとする。 <b>4-10～4-11 (略)</b> <b>4-12 書面の提出又は提示</b> <b>4-12-1 (略)</b></p>	<p>ていないもの ウ (略) ③～④ (略) (2) (略) <b>4-5～4-6 (略)</b> <b>4-7 審査の実施方法等</b> <b>4-7-1～4-7-2 (略)</b> <b>4-7-3 審査継続</b> (1) 審査内容に疑義が生じた等により 4-7-1 (1) に規定する審査が完了せず、審査当日中に 4-7-2 に掲げるいずれかの総合判定を行うことができない場合 (4-7-2 (3) の「審査中断」と判定するものに該当しないものに限る。) には、4-6-3 の規定にかかわらず、審査当日から 15 日 (証明書等について真正性の照会を行っている期間は除く。) を限度として審査を継続することができる。 (2) ～ (5) (略) <b>4-8 審査状況等の電磁的な記録</b> <b>4-8-1 (略)</b> <b>4-8-2 画像の取得及び保存</b> (1) ～ (3) (略) (4) (1) から (3) において取得する画像は、保安基準に適合している状態のものとする。 なお、画像を保存する際には、当該自動車に備えている装置を撮影したものであることを十分に確認すること。 (5) (1) から (3) において取得した画像は、電磁的方法により国土交通省へ提供するものとする。 (6) (略) <b>4-8-3 諸元の測定</b> (1) (略) (2) 次に該当する場合には、(1) にかかわらず、巻尺等による諸元の測定を行い、測定結果を自動車審査高度化施設へ入力するものとする。 ① (1) ①から④の自動車の諸元の測定をする場合 ②～③ (略) <b>4-9 受検車両と書面の同一性確認</b> (1) ～ (3) (略) (4) 並行輸入自動車、試作車又は組立車であって車台番号が特定されていないものについては、(1) から (3) において、「打刻されている車台番号」を「表示されているシリアル番号又は製造番号」に、「記載されている車台番号」を「記載されているシリアル番号又は製造番号」に読み替えるものとする。 <b>4-10～4-11 (略)</b> <b>4-12 書面の提出又は提示</b> <b>4-12-1 (略)</b></p>

新	旧
<p><b>4-12-2 審査に必要な書面</b>  (1)～(9) (略)  <u>(10) 適用する基準の判断資料</u>  <u>自動車に適用される基準が提示された自動車及び書面等により判断できない場合にあっては、当該自動車に適用される基準が判断できる資料(写しをもって代えることができる。)の提出を求め審査するものとする。</u></p> <p><b>4-13～4-15</b> (略)</p> <p><b>4-16 特種用途自動車の審査</b>  <b>4-16-1 規定の適用</b>  (1) (略)  (2) 次の①に掲げるいずれかに該当する特種用途自動車については、(1)の規定にかかわらず、②に掲げる規定において、「貨物の運送の用に供する自動車」に該当しないものとして取扱うことができる。  ① (略)  ② 対象となる規定  ア～イ (略)  <u>ウ 6-15, 7-15, 8-15 トラック・バスの制動装置の規定のうち衝突被害軽減制動制御装置</u>  <u>エ～ケ</u> (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>4-16-2</b> (略)</p> <p><b>4-17</b> (略)</p> <p><b>4-18 破壊試験</b>  この規程に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準等については、当該技術基準等が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。  ただし、7-13-1-3 (3)、7-22-1-2 (3)、7-24-1-2 (2)、7-25-1-2 (2) ①から⑤まで、7-27-1 (1)、7-28-1 (1)、7-29-1 (1)、7-30-1 (1)、7-31-1 (2) ②及び7-31の2-1 (1)に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難である次の装置に適用する場合にあっては、この限りでない。  (1) (略)  (2) (1) ①から③<u>まで</u>に掲げる装置(原動機用蓄電池を除く。)であって改造が行われたもの</p> <p><b>4-19～4-25</b> (略)</p> <p><b>第5章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法</b>  <b>5-1～5-2</b> (略)  <b>5-3 審査結果通知情報</b>  審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って</p>	<p><b>4-12-2 審査に必要な書面</b>  (1)～(9) (略)  <u>(新設)</u></p> <p><b>4-13～4-15</b> (略)</p> <p><b>4-16 特種用途自動車の審査</b>  <b>4-16-1 規定の適用</b>  (1) (略)  (2) 次の①に掲げるいずれかに該当する特種用途自動車については、(1)の規定にかかわらず、②に掲げる規定において、「貨物の運送の用に供する自動車」に該当しないものとして取扱うことができる。  ① (略)  ② 対象となる規定  ア～イ (略)  <u>(新設)</u>  <u>ウ～ク</u> (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>4-16-2</b> (略)</p> <p><b>4-17</b> (略)</p> <p><b>4-18 破壊試験</b>  この規程に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準等については、当該技術基準等が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。  ただし、7-13-1-3 (3)、7-22-1-2 (3)、7-24-1-2 (2)、7-25-1-2 (2) ①から⑤まで、7-27-1 (1)、7-28-1 (1)、7-29-1 (1)、7-30-1 (1)、7-31-1 (2) ②及び7-31の2-1 (1)に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難である次の装置に適用する場合にあっては、この限りでない。  (1) (略)  (2) (1) ①から③に掲げる装置(原動機用蓄電池を除く。)であって改造が行われたもの</p> <p><b>4-19～4-25</b> (略)</p> <p><b>第5章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法</b>  <b>5-1～5-2</b> (略)  <b>5-3 審査結果通知情報</b>  審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って</p>

新	旧
<p>自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。</p> <p><b>5-3-1～5-3-5</b> (略)</p> <p><b>5-3-6 用途</b></p> <p>(1) 用途は、(2) の区分により次のいずれかとするものとする。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 貸渡乗用自動車、貸渡乗合自動車、貸渡貨物自動車及び貸渡特種用途自動車にあつては①から④まで及び「貸渡」</p> <p>⑦～⑧ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>5-3-7～5-3-8</b> (略)</p> <p><b>5-3-9 乗車定員、最大積載量及び車両総重量</b></p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 幼児用座席を備える幼児専用車、専ら座席の用に供する床面の UN R14 <u>又は UN R145</u> に適合する取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車、UN R44-04 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合する UN R44-04 の 2. 1. 2. 4. 2. に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車にあつては、乗車定員は「大人定員＋小人定員/1.5」の例によることとし、車両総重量は車両重量、最大積載量及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量（大人定員×55kg＋小人定員×55kg÷1.5 により得た重量。1kg 未満は切り捨てる。）の総和とする。</p> <p>(5) ～ (12) (略)</p> <p><b>5-3-10～5-3-17</b> (略)</p> <p><b>5-4</b> (略)</p>	<p>自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。</p> <p><b>5-3-1～5-3-5</b> (略)</p> <p><b>5-3-6 用途</b></p> <p>(1) 用途は、(2) の区分により次のいずれかとするものとする。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 貸渡乗用自動車、貸渡乗合自動車、貸渡貨物自動車及び貸渡特種用途自動車にあつては①から④及び「貸渡」</p> <p>⑦～⑧ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>5-3-7～5-3-8</b> (略)</p> <p><b>5-3-9 乗車定員、最大積載量及び車両総重量</b></p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 幼児用座席を備える幼児専用車、専ら座席の用に供する床面の UN R14 に適合する取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車、UN R44-04-<u>S12</u> の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合する UN R44-04-<u>S12</u> の 2. 1. 2. 4. 2. に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車にあつては、乗車定員は「大人定員＋小人定員/1.5」の例によることとし、車両総重量は車両重量、最大積載量及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量（大人定員×55kg＋小人定員×55kg÷1.5 により得た重量。1kg 未満は切り捨てる。）の総和とする。</p> <p>(5) ～ (12) (略)</p> <p><b>5-3-10～5-3-17</b> (略)</p> <p><b>5-4</b> (略)</p>
<p><b>第 6 章 新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車）</b></p>	<p><b>第 6 章 新規検査又は予備検査（指定自動車等の新車）</b></p>
<p><b>6-1～6-40</b> (略)</p>	<p><b>6-1～6-40</b> (略)</p>
<p><b>6-41 座席ベルト等</b></p> <p>7-41 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、次に掲げる座席の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置はそれぞれに掲げる基準。</p> <p>① 7-41-2 (5) の自動車に備える座席ベルトの取付装置については、<u>UN R14-08</u> <u>又は UN R14-07-S8</u> の 5.、6. 及び 7. に定める基準。</p> <p>この場合において、UN R14-07-S8 の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付 国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができ、同別添 3. 1. 中「22, 300N（後向き座席にあつて</p>	<p><b>6-41 座席ベルト等</b></p> <p>7-41 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、次に掲げる座席の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置はそれぞれに掲げる基準。</p> <p>① 7-41-2 (5) の自動車に備える座席ベルトの取付装置については、UN R14-07-S8 の 5.、6. 及び 7. に定める基準。</p> <p>この場合において、UN R14-07-S8 の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付 国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができ、同別添 3. 1. 中「22, 300N（後向き座席にあつて</p>

新	旧				
<p>は 8,900N、バス等に備える座席にあっては 2,940N」とあるのは「2,940N」と、3.2.中「13,500N（後向き座席にあっては 5,400N、バス等に備える座席にあっては 2,940N）」とあるのは「2,940N」と、4.1.2.1.中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。</p> <p>ただし、乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置にあっては、7-41-2 (2) ②に適合すればよい。</p> <p>② 7-41-2 (7) の自動車に備える座席ベルトについては、UN R16-07-<u>S2</u> の 6. 及び 7. に定める基準。</p> <p>ただし、乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、7-41-2 (4) ①から⑤までに定める基準に適合すればよい。</p> <p>この場合において、UN R16-07-<u>S2</u> の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」によることができる。</p>	<p>は 8,900N、バス等に備える座席にあっては 2,940N」とあるのは「2,940N」と、3.2.中「13,500N（後向き座席にあっては 5,400N、バス等に備える座席にあっては 2,940N）」とあるのは「2,940N」と、4.1.2.1.中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。</p> <p>ただし、乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置にあっては、7-41-2 (2) ②に適合すればよい。</p> <p>② 7-41-2 (7) の自動車に備える座席ベルトについては、UN R16-07-<u>S1</u> の 6. 及び 7. に定める基準。</p> <p>ただし、乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、7-41-2 (4) ①から⑤までに定める基準に適合すればよい。</p> <p>この場合において、UN R16-07-<u>S1</u> の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」によることができる。</p>				
<p><b>6-42 座席ベルト非装着時警報装置</b></p>	<p><b>6-42 座席ベルト非装着時警報装置</b></p>				
<p>7-42 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑩までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、UN R16-07-<u>S2</u> の 8.4.（8.4.1.3.を除く。）に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。</p>	<p>7-42 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が 20km/h 未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑩までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、UN R16-07-<u>S1</u> の 8.4.（8.4.1.3.を除く。）に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。</p>				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>① (略)</p> <p>② UN R16-07-<u>S2</u> の 2.1.4. に定める座席ベルト</p> <p>③～⑨ (略)</p> <p>⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取外しを必要とする座席及び UN R16-07-<u>S2</u> の 15.6. に定める座席に備えるもの</p> <p style="padding-left: 20px;">ア～イ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p>	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>① (略)</p> <p>② UN R16-07-<u>S1</u> の 2.1.4. に定める座席ベルト</p> <p>③～⑨ (略)</p> <p>⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取外しを必要とする座席及び UN R16-07-<u>S1</u> の 15.6. に定める座席に備えるもの</p> <p style="padding-left: 20px;">ア～イ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p>	(略)	(略)
(略)	(略)				
(略)	(略)				
<p>6-43～6-54 (略)</p>	<p>6-43～6-54 (略)</p>				







































新	旧
<p><b>6-55 排気管からの排出ガス発散防止性能</b></p> <p>7-55の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量が 3.5t を超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 <u>9人</u>以下のものを除く。）については、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 41「重量車排出ガスの測定方法」に規定する WHSC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物（大気開放するブローバイ・ガスを含む。）に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）に、同別添に規定する WHSC モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については 2.95、非メタン炭化水素については 0.23、窒素酸化物については 0.7、粒子状物質については 0.013 を超えないものであること。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。</p> <p>① 車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下のものであつて平成 31 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成 30 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成 30 年 9 月 30 <u>日</u>以前に平成 28 年排出ガス規制に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）</p> <p>② 車両総重量が 7.5t を超えるもの（③の自動車を除く。）であつて平成 29 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成 28 年 9 月 30 <u>日</u>以前に平成 28 年排出ガス規制に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）</p> <p>③ 第五輪荷重を有する牽引自動車のうち車両総重量 7.5t を超えるものであつて平成 30 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成 29 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成 29 年 9 月 30 <u>日</u>以前に平成 28 年排出ガス規制に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）</p> <p>(2) 一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を著しく増加させないものとして、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準。</p> <p><u>この場合において、排出ガスにかかわる原動機制御の改変を行っていないもの又は①から③までに適合する排出ガスにかかわる装置一式を載せ換えたものは、この基準に適合するものとみなす。</u></p> <p><u>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車にあつては、この基準は適用しない。</u></p> <p>① (略)</p>	<p><b>6-55 排気管からの排出ガス発散防止性能</b></p> <p>7-55の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量が 3.5t を超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 <u>10人</u>以下のものを除く。）については、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 41「重量車排出ガスの測定方法」に規定する WHSC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物（大気開放するブローバイ・ガスを含む。）に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）に、同別添に規定する WHSC モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については 2.95、非メタン炭化水素については 0.23、窒素酸化物については 0.7、粒子状物質については 0.013 を超えないものであること。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。</p> <p>① 車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下のものであつて平成 31 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成 30 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成 30 年 9 月 30 以前に平成 28 年排出ガス規制に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）</p> <p>② 車両総重量が 7.5t を超えるもの（③の自動車を除く。）であつて平成 29 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成 28 年 9 月 30 以前に平成 28 年排出ガス規制に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）</p> <p>③ 第五輪荷重を有する牽引自動車のうち車両総重量 7.5t を超えるものであつて平成 30 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成 29 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成 29 年 9 月 30 以前に平成 28 年排出ガス規制に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）</p> <p>(2) 一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を著しく増加させる<u>原動機制御等を行わ</u>ないものとして、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準。</p> <p>① (略)</p>



新	旧
<p>② <u>軽油以外を燃料とする自動車</u>については次に掲げる場合を除き、原動機の回転速度その他の当該自動車の状況に応じた当該装置の機能を著しく低下させる制御を行わないこと。</p> <p>ただし、平成 27 年 11 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。</p> <p>ア～イ（略）</p> <p>ウ 細目告示別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する JC08H モード法及び JC08C モード法<u>又は WLTC モード法</u>により走行するとき</p> <p>③ <u>自動車（①及び②に掲げるものを除く。）</u>については②に掲げる基準及び別添 119「<u>路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガスに関する技術基準</u>」に定める基準。</p> <p><u>ただし、次に掲げる自動車（軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量が 3.5t 以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下のものに限る。）については、②の基準に適合するものであればよい。</u></p> <p>ア 平成 34 年 9 月 30 日以前に製作された自動車</p> <p>イ 平成 34 年 10 月 1 日から平成 36 年 9 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げる自動車</p> <p>(ア) <u>平成 34 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車</u></p> <p>(イ) <u>平成 34 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 34 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車及び輸入自動車特別取扱自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの</u></p> <p>(ウ) <u>新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が平成 36 年 9 月 30 日以前のもの</u></p> <p>6-56～6-91（略）</p> <p>6-92 その他の灯火等の制限</p> <p>7-92 の規定によるほか、<u>自動車（大型特殊自動車を除く。）に備える車室外乗降支援灯については、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>(1) 6-62 (1) に同じ。</u></p>	<p>② <u>専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるものを除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t 以下のもの</u>については次に掲げる場合を除き、原動機の回転速度その他の当該自動車の状況に応じた当該装置の機能を著しく低下させる制御を行わないこと。</p> <p>ただし、平成 27 年 11 月 19 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。</p> <p>ア～イ（略）</p> <p>ウ 細目告示別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する JC08H モード法及び JC08C モード法により走行するとき</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>6-56～6-91（略）</p> <p>6-92 その他の灯火等の制限</p> <p>7-92 の規定を適用する。</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p>6-93～6-98 の 2 (略)</p> <p><b>6-99 後写鏡</b></p> <p>7-99 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる自動車はそれぞれに掲げる基準</p> <p>① 7-99-1 のただし書の自動車に備える後方等確認装置は、次に掲げる基準。</p> <p>ア 運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能に関し、UN R46-04-S5 の 6. 2.、6. 3. 及び 16. (16. 1. 1.、16. 1. 5. から 16. 1. 6. まで及び 16. 2. 3. を除く。) に定める基準</p> <p>イ 取付位置、取付方法等に関し UN R46-04-S5 の 15.、16. 1. 1.、16. 1. 5. から 16. 1. 6. まで及び 16. 2. 3. に定める基準</p> <p>② 7-99-2-1 (1) の自動車 (大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。) に備える後写鏡にあっては次に掲げる基準</p> <p>ア 運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能に関し、UN R46-04-S5 の 6. 1. (6. 1. 1. 2. (a)、6. 1. 1. 3. 及び 6. 1. 1. 5. (専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満の自動車にあっては、6. 1. 1. 3. 及び 6. 1. 1. 5. に限る。)) は除く。) 及び 6. 3. に定める基準。</p> <p>この場合において、UN R46-04-S5 の 6. 1. 2. 2. 4. 2. の規定中「1200mm」とあるのは「600mm」と、6. 3. 1. 1. の規定中「2m 以上」とあるのは「1. 8m 超」と読替えるものとする。</p> <p>イ 取付位置、取付方法等に関し、UN R46-04-S5 の 15. に定める基準。</p> <p>ただし、次に掲げる補正を行うことができる。</p> <p>(ア) UN R46-04-S5 の 12. 1. に定める基準アイポイントは、別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」2. 2. とすることができ、同別添 4. 3. のアイポイントの伸び上がり補正を行うことができる。</p> <p>(イ) UN R46-04-S5 の 15. 2. 4. 1. から 15. 2. 4. 6. までの規定にかかわらず、当該規定に規定する視界範囲を、直接、後方等確認装置若しくは後写鏡又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。</p> <p>(ウ) UN R46-04-S5 の 15. 2. 4. 4. の規定にかかわらず、同規則 15. 2. 4. 2. 中「1m」を「2m」に、「5m」を「10m」に読み替えた視界範囲を後方等確認装置若しくは後写鏡又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。</p> <p>(エ) UN R46-04-S5 の 15. 2. 4. 5. 及び 15. 2. 4. 6. の規定にかかわらず、別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」4. 2. で定める視界範囲を確認できる後写鏡を備える自動車 (貨物の運送の用に供する自動車で車両総重量が 7. 5t を超えるものに限る。) は同規定の要件に適合するものとみなす。</p> <p>(オ) UN R46-04-S5 (15. 2. 1. (15. 2. 1. 2. を除く。)) を除く。) の規定にか</p>	<p>6-93～6-98 の 2 (略)</p> <p><b>6-99 後写鏡</b></p> <p>7-99 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる自動車はそれぞれに掲げる基準</p> <p>① 7-99-1 のただし書<del>き</del>の自動車に備える後方等確認装置は、次に掲げる基準。</p> <p>ア 運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能に関し、UN R46-04-S4 の 6. 2.、6. 3. 及び 16. (16. 1. 1.、16. 1. 5. から 16. 1. 6. まで及び 16. 2. 3. を除く。) に定める基準</p> <p>イ 取付位置、取付方法等に関し UN R46-04-S4 の 15.、16. 1. 1.、16. 1. 5. から 16. 1. 6. まで及び 16. 2. 3. に定める基準</p> <p>② 7-99-2-1 (1) の自動車 (大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。) に備える後写鏡にあっては次に掲げる基準</p> <p>ア 運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能に関し、UN R46-04-S4 の 6. 1. (6. 1. 1. 2. (a)、6. 1. 1. 3. 及び 6. 1. 1. 5. (専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満の自動車にあっては、6. 1. 1. 3. 及び 6. 1. 1. 5. に限る。)) は除く。) 及び 6. 3. に定める基準。</p> <p>この場合において、UN R46-04-S4 の 6. 1. 2. 2. 4. 2. の規定中「1200mm」とあるのは「600mm」と、6. 3. 1. 1. の規定中「2m 以上」とあるのは「1. 8m 超」と読替えるものとする。</p> <p>イ 取付位置、取付方法等に関し、UN R46-04-S4 の 15. に定める基準。</p> <p>ただし、次に掲げる補正を行うことができる。</p> <p>(ア) UN R46-04-S4 の 12. 1. に定める基準アイポイントは、別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」2. 2. とすることができ、同別添 4. 3. のアイポイントの伸び上がり補正を行うことができる。</p> <p>(イ) UN R46-04-S4 の 15. 2. 4. 1. から 15. 2. 4. 6. までの規定にかかわらず、当該規定に規定する視界範囲を、直接、後方等確認装置若しくは後写鏡又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。</p> <p>(ウ) UN R46-04-S4 の 15. 2. 4. 4. の規定にかかわらず、同規則 15. 2. 4. 2. 中「1m」を「2m」に、「5m」を「10m」に読み替えた視界範囲を後方等確認装置若しくは後写鏡又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。</p> <p>(エ) UN R46-04-S4 の 15. 2. 4. 5. 及び 15. 2. 4. 6. の規定にかかわらず、別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」4. 2. で定める視界範囲を確認できる後写鏡を備える自動車 (貨物の運送の用に供する自動車で車両総重量が 7. 5t を超えるものに限る。) は同規定の要件に適合するものとみなす。</p> <p>(オ) UN R46-04-S4 (15. 2. 1. (15. 2. 1. 2. を除く。)) を除く。) の規定にか</p>

新	旧
<p>かわらず、同規則 2. 1. 1. 3. に定める鏡であって次のいずれかに該当するものを備える自動車は、同規定の要件に適合するものとみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ UN R46-04-<del>S5</del> の 6. 3. 2. に適合するもの</li> <li>・ 自動車の最外側から突出していないもの</li> <li>・ 地上面からの高さが 1. 8m を超える位置に備えられているもの</li> </ul> <p>(3) (略)</p>	<p>かわらず、同規則 2. 1. 1. 3. に定める鏡であって次のいずれかに該当するものを備える自動車は、同規定の要件に適合するものとみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ UN R46-04-<del>S4</del> の 6. 3. 2. に適合するもの</li> <li>・ 自動車の最外側から突出していないもの</li> <li>・ 地上面からの高さが 1. 8m を超える位置に備えられているもの</li> </ul> <p>(3) (略)</p>
<p><b>6-100 直前及び側方の視界</b></p> <p>7-100 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 細目告示別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」に定める基準。</p> <p>この場合において、車両総重量が 7. 5t を超える貨物の運送の用に供する自動車であって、UN R46-04-<del>S5</del> の 15. 2. 4. 5. 及び 15. 2. 4. 6. に定める要件を満たすものは、この基準に適合するものとみなす。</p>	<p><b>6-100 直前及び側方の視界</b></p> <p>7-100 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 細目告示別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」に定める基準。</p> <p>この場合において、車両総重量が 7. 5t を超える貨物の運送の用に供する自動車であって、UN R46-04-<del>S4</del> の 15. 2. 4. 5. 及び 15. 2. 4. 6. に定める要件を満たすものは、この基準に適合するものとみなす。</p>
<p>6-101～6-116 (略)</p>	<p>6-101～6-6-116 (略)</p>
<p><b>第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査</b></p>	<p><b>第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査</b></p>
<p>7-1～7-3 (略)</p>	<p>7-1～7-3 (略)</p>
<p><b>7-4 車両総重量</b></p> <p><b>7-4-1 テスタ等による審査</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車製作者が定めた車両総重量の許容限度が明確な自動車の車両総重量にあつては、これを超えてはならない。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。</p> <p>①～② (略)</p>	<p><b>7-4 車両総重量</b></p> <p><b>7-4-1 テスタ等による審査</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>指定自動車等であることにより</u>自動車製作者が定めた車両総重量の許容限度が明確な自動車の車両総重量にあつては、これを超えてはならない。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。</p> <p>①～② (略)</p>
<p>7-4-2～7-4-3 (略)</p>	<p>7-4-2～7-4-3 (略)</p>
<p><b>7-5 軸重等</b></p> <p><b>7-5-1 テスタ等による審査</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車製作者が定めた軸重の許容限度が明確な自動車の軸重にあつては、これを超えてはならない。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。</p> <p>①～② (略)</p>	<p><b>7-5 軸重等</b></p> <p><b>7-5-1 テスタ等による審査</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>指定自動車等であることにより</u>自動車製作者が定めた軸重の許容限度が明確な自動車の軸重にあつては、これを超えてはならない。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。</p> <p>①～② (略)</p>
<p>(3) ～ (7) (略)</p>	<p>(3) ～ (7) (略)</p>
<p>7-5-2～7-5-5 (略)</p>	<p>7-5-2～7-5-5 (略)</p>

新	旧																																																								
<p>7-6～7-11 (略)</p> <p><b>7-12 操縦装置</b>  <b>7-12-1 性能要件</b>  <b>7-12-1-1 (略)</b>  <b>7-12-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車 (7-12-1-1 (1) の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。) に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 12 条第 2 項関係、細目告示第 90 条第 2 項関係)</p> <p>① 7-12-1-1 (1) に掲げる装置のうち手動により操作するものは、UN R121-01-<u>S2</u> の 5. に適合すること。          なお、表 1 の識別対象装置には、識別表示欄に従って表示がなされていること。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 表 2 の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあつては、①及び②に定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして、UN R121-01-<u>S2</u> の 5. に適合すること。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 次に掲げる書面等により、UN R121-01-<u>S2</u> の 5. に定める基準に適合することが明らかである自動車にあつては、①から④までの基準に適合するものとする。          ア～ウ (略)</p> <p>表 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>識別対象装置</th> <th>識別表示 (注 17)</th> <th>照明 (注 19)</th> <th>色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>すれ違い用前照灯 (点灯) の操作装置</td> <td> (注 4、注 10 及び注 20)</td> <td>不要</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>走行用前照灯 (点灯) の操作装置</td> <td> (注 10 及び注 20)</td> <td>不要</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>方向指示器の操作装置</td> <td> (注 1 及び注 20)</td> <td>不要</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>窓ふき器の操作装置</td> <td> ※Wiper 又は Wipe</td> <td>要</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>洗浄液噴射装置の操作装置</td> <td> ※Washer 又は Wash</td> <td>要</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>窓ふき器及び洗浄液噴射装置の操作装置</td> <td> ※Washer-Wiper 又は</td> <td>要</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	識別対象装置	識別表示 (注 17)	照明 (注 19)	色	すれ違い用前照灯 (点灯) の操作装置	 (注 4、注 10 及び注 20)	不要	—	走行用前照灯 (点灯) の操作装置	 (注 10 及び注 20)	不要	—	方向指示器の操作装置	 (注 1 及び注 20)	不要	—	窓ふき器の操作装置	 ※Wiper 又は Wipe	要	—	洗浄液噴射装置の操作装置	 ※Washer 又は Wash	要	—	窓ふき器及び洗浄液噴射装置の操作装置	 ※Washer-Wiper 又は	要	—	<p>7-6～7-11 (略)</p> <p><b>7-12 操縦装置</b>  <b>7-12-1 性能要件</b>  <b>7-12-1-1 (略)</b>  <b>7-12-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車 (7-12-1-1 (1) の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。) に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 12 条第 2 項関係、細目告示第 90 条第 2 項関係)</p> <p>① 7-12-1-1 (1) に掲げる装置のうち手動により操作するものは、UN R121-01-<u>S1</u> の 5. に適合すること。          なお、表 1 の識別対象装置には、識別表示欄に従って表示がなされていること。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 表 2 の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあつては、①及び②に定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして、UN R121-01-<u>S1</u> の 5. に適合すること。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 次に掲げる書面等により、UN R121-01-<u>S1</u> の 5. に定める基準に適合することが明らかである自動車にあつては、①から④までの基準に適合するものとする。          ア～ウ (略)</p> <p>表 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>識別対象装置</th> <th>識別表示 (注 17)</th> <th>照明</th> <th>色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>すれ違い用前照灯 (点灯) の操作装置</td> <td> (注 4 及び注 10)</td> <td>不要</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>走行用前照灯 (点灯) の操作装置</td> <td> (注 10)</td> <td>不要</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>方向指示器の操作装置</td> <td> (注 1)</td> <td>不要</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>窓ふき器の操作装置</td> <td></td> <td>要</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>洗浄液噴射装置の操作装置</td> <td></td> <td>要</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>窓ふき器及び洗浄液噴射装置の操作装置</td> <td></td> <td>要</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	識別対象装置	識別表示 (注 17)	照明	色	すれ違い用前照灯 (点灯) の操作装置	 (注 4 及び注 10)	不要	—	走行用前照灯 (点灯) の操作装置	 (注 10)	不要	—	方向指示器の操作装置	 (注 1)	不要	—	窓ふき器の操作装置		要	—	洗浄液噴射装置の操作装置		要	—	窓ふき器及び洗浄液噴射装置の操作装置		要	—
識別対象装置	識別表示 (注 17)	照明 (注 19)	色																																																						
すれ違い用前照灯 (点灯) の操作装置	 (注 4、注 10 及び注 20)	不要	—																																																						
走行用前照灯 (点灯) の操作装置	 (注 10 及び注 20)	不要	—																																																						
方向指示器の操作装置	 (注 1 及び注 20)	不要	—																																																						
窓ふき器の操作装置	 ※Wiper 又は Wipe	要	—																																																						
洗浄液噴射装置の操作装置	 ※Washer 又は Wash	要	—																																																						
窓ふき器及び洗浄液噴射装置の操作装置	 ※Washer-Wiper 又は	要	—																																																						
識別対象装置	識別表示 (注 17)	照明	色																																																						
すれ違い用前照灯 (点灯) の操作装置	 (注 4 及び注 10)	不要	—																																																						
走行用前照灯 (点灯) の操作装置	 (注 10)	不要	—																																																						
方向指示器の操作装置	 (注 1)	不要	—																																																						
窓ふき器の操作装置		要	—																																																						
洗浄液噴射装置の操作装置		要	—																																																						
窓ふき器及び洗浄液噴射装置の操作装置		要	—																																																						

新				旧			
デフロスタの操作装置	Wash-Wipe  ※Defrost、Defog 又は Def	要	—	デフロスタの操作装置		要	—
警音器の操作装置	 ※Horn	不要	—	警音器の操作装置		不要	—
チョークの操作装置	 ※Choke	不要	—	チョークの操作装置		不要	—
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

表 2












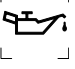


















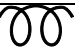
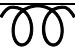


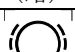
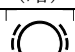
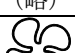
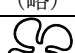


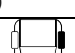
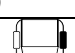


識別対象装置	識別表示 (注 17)	照明 (注 19)	色
複数の灯火装置の操作装置	 ※Lights (注 20)	不要	—
複数の灯火装置のテルテール (注 9)		—	緑
(略)	(略)	(略)	(略)
非常点滅表示灯の操作装置	 ※Hazard (注 20)	要	—
非常点滅表示灯のテルテール (注 2)		—	赤
前部霧灯の操作装置	 (注 20)	不要	—
前部霧灯のテルテール		—	緑
後部霧灯の操作装置	 (注 20)	不要	—
後部霧灯のテルテール		—	黄
燃料タンク (残量) のテルテール	又は  ※Fuel (注 15)	—	黄
燃料タンク (残量) のインジケータ		要	—
エンジンオイル (圧力) のテルテール	 ※Oil (注 3 及び注 15)	—	赤
エンジンオイル (圧力) のインジケータ		要	—

表 2

識別対象装置	識別表示 (注 17)	照明 (注 19)	色
複数の灯火装置の操作装置		不要	—
複数の灯火装置のテルテール (注 9)		—	緑
(略)	(略)	(略)	(略)
非常点滅表示灯の操作装置		要	—
非常点滅表示灯のテルテール (注 2)		—	赤
前部霧灯の操作装置		不要	—
前部霧灯のテルテール		—	緑
後部霧灯の操作装置		不要	—
後部霧灯のテルテール		—	黄
燃料タンク (残量) のテルテール	又は  (注 15)	—	黄
燃料タンク (残量) のインジケータ		要	—
エンジンオイル (圧力) のテルテール	 (注 3 及び注 15)	—	赤
エンジンオイル (圧力) のインジケータ		要	—

新				旧			
冷却水（温度）のテルテール	 ※Temp (注3及び注15)	—	赤	冷却水（温度）のテルテール	 (注3及び注15)	—	赤
冷却水（温度）のインジケータ		要	—	冷却水（温度）のインジケータ		要	—
バッテリー及び充電システムのテルテール	 ※Volts、Charge 又は Amp (注15)	—	赤	バッテリー及び充電システムのテルテール	 (注15)	—	赤
バッテリー及び充電システムのインジケータ		要	—	バッテリー及び充電システムのインジケータ		要	—
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
後部デフロスタの操作装置	 ※Rear Defrost、Rear Defog、Rear Def 又は R-Def	要	—	後部デフロスタの操作装置		要	—
後部デフロスタのテルテール		—	黄	後部デフロスタのテルテール		—	黄
車幅灯の操作装置	 ※Maker Lamps 又は MR Lps (注4、注15 及び注20)	不要	—	車幅灯の操作装置	 (注4 及び注15)	不要	—
車幅灯のテルテール（注9）		—	緑	車幅灯のテルテール（注9）		—	緑
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
座席ベルトのテルテール	又は   ※Fasten Belts 又は Fasten Seat Belts (注15及び注21)	—	赤	座席ベルトのテルテール	又は  	—	赤
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
制動装置（異常）のテルテール	 ※Brake	—	黄又は赤	制動装置（異常）のテルテール		—	黄又は赤
アンチロックブレーキシステム（異常）のテルテール		 ※ AntiLock、Anti-Lock 又は ABS (注6)	—	黄		アンチロックブレーキシステム（異常）のテルテール	 (注6)

新				旧			
駐車制動装置のテルテール	 ※Park 又は Parking Brake (注 6)	—	赤	駐車制動装置のテルテール	 (注 6)	—	赤
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
原動機 (予熱) のテルテール		—	黄	<u>軽油を燃料とする自動車の</u> 原動機 (予熱) のテルテール		—	黄
チョークのテルテール		—	黄	チョークのテルテール		—	黄
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ブレーキライニング (摩耗) のテルテール	 ※Brake Wear (注 6)	—	黄	ブレーキライニング (摩耗) のテルテール	 (注 6)	—	黄
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
送風装置の操作装置	 ※Fan (注 20)	要	—	送風装置の操作装置		要	—
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
タイヤ (空気圧異常) 及びその空気圧異常を検知する装置 (異常) のテルテール	 ※TPMS 又は Low Tire (注 13)	—	黄	タイヤ (空気圧異常) 及びその空気圧異常を検知する装置 (異常) のテルテール	 (注 13)	—	黄
タイヤ (空気圧異常位置) 及びその空気圧異常を検知する装置 (異常位置) のテルテール	 ※Low Tire (注 13 及び注 14)	—	黄	タイヤ (空気圧異常位置) 及びその空気圧異常を検知する装置 (異常位置) のテルテール	 (注 13 及び注 14)	—	黄
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
横滑り防止装置 (作動停止) の操作装置		要	—	横滑り防止装置 (作動停止) の操作装置		要	—
横滑り防止装置 (作動停止) のテルテール	又は ESC OFF、VSF OFF 若しくは EVSC OFF (注 14、注 18 及び注 19)	—	黄	横滑り防止装置 (作動停止) のテルテール	又は ESC OFF、VSF OFF 若しくは EVSC OFF (注 14)	—	黄



新	旧
<p style="text-align: center;"><u>20)</u></p> <p>注 1～注 15 (略)</p> <p>注 16 始動装置の操作装置及び停止装置は、同一のものとする ことができる。 また、始動装置の操作装置の識別表示にあつては「START」と、 停止装置の操作装置の識別表示にあつては「STOP」と、それぞれ補足 してよいこととするとともに、始動装置の操作装置の識別表示にあつて は「START」又は「Engine Start」に、停止装置の操作装置の識別表 示にあつては「STOP」又は「Engine Stop」にそれぞれ代えることが できる。 なお、当該識別表示は大文字又は小文字で表示することができる。</p> <p>注 17 (略)</p> <p><u>注 18 「OFF」の文字は、記号上又はその付近に配置することができる。</u></p> <p><u>注 19 かじ取装置に備える操作装置その他の操作装置にあつては、点灯する ことを要しない。</u></p> <p><u>注 20 各記号の枠で囲われた部分は、塗り潰して表示することができる。</u></p> <p><u>注 21 前列を除く座席に備える座席ベルトのテルテールの識別表示及び色 は、表中識別表示欄又は色欄に掲げる識別表示又は色以外の識別表示又 は色で表示してもよい。</u></p> <p><u>※ FMVSS 101 に基づくものを示す。</u> <u>なお、表中識別表示欄に掲げる文字による識別表示は、大文字又は小文 字による表示とすることができる。</u></p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p><u>(4) FMVSS 101 に適合する操作装置は、(3) ③に定める「これに準ずる性能を有する操作 装置」とする。</u></p> <p>7-12-3～7-12-9 (略)</p> <p><b>7-13 かじ取装置</b> <b>7-13-1 性能要件</b> 7-13-1-1～7-13-1-2 (略) <b>7-13-1-3 書面等による審査</b> (1) ～ (2) (略) (3) 自動車（次に掲げるものを除く。）のかじ取装置は、当該自動車 が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者に傷害を与えるおそ れの少ないものとして、運転者の保護に係る性能等に関し、書面その 他適切な方法により審査したときに、UN R12-04-<del>S5</del> の 5. (5. 5. を除く。 ) 及び 6. に適合するものでなければならない。 ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車及びその形状が 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の形状に類する自動車に ついて、UN R12-04-<del>S5</del> の 5. 1. 及び 5. 3. の規定は適用しないものとする。 (保安基準第 11 条第 2 項関係、細目告示第 13 条第 2 項関係、細目告示第 91 条第 2 項関係)</p>	<p>注 1～注 15 (略)</p> <p>注 16 始動装置の操作装置及び停止装置は、同一のものとする ことができる。 また、始動装置の操作装置の識別表示にあつては「START」と、停 止装置の操作装置の識別表示にあつては「STOP」と、それぞれ補足し てよいこととするとともに、始動装置の操作装置の識別表示にあつて は「START」に、停止装置の操作装置の識別表示にあつては「STOP」 にそれぞれ代えることができる。</p> <p>なお、当該識別表示は大文字又は小文字で表示することができる。</p> <p>注 17 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>7-12-3～7-12-9 (略)</p> <p><b>7-13 かじ取装置</b> <b>7-13-1 性能要件</b> 7-13-1-1～7-13-1-2 (略) <b>7-13-1-3 書面等による審査</b> (1) ～ (2) (略) (3) 自動車（次に掲げるものを除く。）のかじ取装置は、当該自動車 が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者に傷害を与えるおそ れの少ないものとして、運転者の保護に係る性能等に関し、書面その 他適切な方法により審査したときに、UN R12-04-<del>S4</del> の 5. (5. 5. を除く。 ) 及び 6. に適合するものでなければならない。 ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車及びその形状が 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の形状に類する自動車に ついて、UN R12-04-<del>S4</del> の 5. 1. 及び 5. 3. の規定は適用しないものとする。 (保安基準第 11 条第 2 項関係、細目告示第 13 条第 2 項関係、細目告示第 91 条第 2 項関係)</p>

新	旧
<p>①～⑧ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p><b>7-13-2～7-13-3 (略)</b></p> <p><b>7-13-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 次の自動車については、7-13-12 (従前規定の適用⑧) の規定を適用する。(適用関係告示第7条第10項関係)</p> <p>① <u>平成31年9月30日</u> (赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成32年3月31日) 以前に製作された自動車</p> <p>② <u>平成31年10月1日</u> から平成33年3月31日まで (赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成32年4月1日から平成35年3月31日まで) に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア <u>平成31年9月30日</u> (赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成32年3月31日) 以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>イ <u>平成31年10月1日</u> (赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成32年4月1日) 以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、<u>平成31年9月30日</u> (赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成32年3月31日) 以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車とかじ取装置 (自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものを除く。) の性能が同一のもの</p> <p>ウ (略)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p><b>7-13-5～7-13-11 (略)</b></p> <p><b>7-13-12 従前規定の適用⑧</b></p> <p>次の自動車については、次の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第7条第10項関係)</p> <p>① <u>平成31年9月30日</u> (赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成32年3月31日) 以前に製作された自動車</p> <p>② <u>平成31年10月1日</u> から平成33年3月31日まで (赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成32年4月1日から平成35年3月31日まで) に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア <u>平成31年9月30日</u> (赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成32年3月31日) 以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>イ <u>平成31年10月1日</u> (赤色の光学警報信号を表示することができない自動車</p>	<p>①～⑧ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p><b>7-13-2～7-13-3 (略)</b></p> <p><b>7-13-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 次の自動車については、7-13-12 (従前規定の適用⑧) の規定を適用する。(適用関係告示第7条第10項関係)</p> <p>① <u>平成30年3月31日</u> (赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成32年3月31日) 以前に製作された自動車</p> <p>② <u>平成30年4月1日</u> から平成33年3月31日まで (赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成32年4月1日から平成35年3月31日まで) に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア <u>平成30年3月31日</u> (赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成32年3月31日) 以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>イ <u>平成30年4月1日</u> (赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成32年4月1日) 以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、<u>平成30年3月31日</u> (赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成32年3月31日) 以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車とかじ取装置 (自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものを除く。) の性能が同一のもの</p> <p>ウ (略)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p><b>7-13-5～7-13-11 (略)</b></p> <p><b>7-13-12 従前規定の適用⑧</b></p> <p>次の自動車については、次の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第7条第10項関係)</p> <p>① <u>平成30年3月31日</u> (赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成32年3月31日) 以前に製作された自動車</p> <p>② <u>平成30年4月1日</u> から平成33年3月31日まで (赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成32年4月1日から平成35年3月31日まで) に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア <u>平成30年3月31日</u> (赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成32年3月31日) 以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>イ <u>平成30年4月1日</u> (赤色の光学警報信号を表示することができない自動車</p>

新	旧
<p>にあつては平成 32 年 4 月 1 日)以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であつて、<u>平成 31 年 9 月 30 日</u> (赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあつては平成 32 年 3 月 31 日)以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車とかじ取装置(自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものを除く。)の性能が同一のもの</p> <p>ウ (略)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p><b>7-13-12-1 (略)</b></p> <p><b>7-14～7-23 (略)</b></p> <p><b>7-24 高圧ガスの燃料装置</b></p> <p><b>7-24-1 性能要件</b></p> <p><b>7-24-1-1 視認等による審査</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係)</p> <p>① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</p> <p>ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 国際相互承認に係る容器保安規則(平成 28 年経済産業省令第 82 号)第 5 条及び第 11 条に規定する構造及び機能を有するものであつて、UN R134-00-<u>S3</u>の 7.1.1.2. に適合するもの。</p> <p>なお、国際相互承認容器則細目告示第 26 条に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されている場合にあつては、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</p> <p>(参考) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p><b>7-24-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p>	<p>にあつては平成 32 年 4 月 1 日)以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であつて、<u>平成 30 年 3 月 31 日</u> (赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあつては平成 32 年 3 月 31 日)以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車とかじ取装置(自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものを除く。)の性能が同一のもの</p> <p>ウ (略)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p><b>7-13-12-1 (略)</b></p> <p><b>7-14～7-23 (略)</b></p> <p><b>7-24 高圧ガスの燃料装置</b></p> <p><b>7-24-1 性能要件</b></p> <p><b>7-24-1-1 視認等による審査</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係)</p> <p>① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</p> <p>ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 国際相互承認に係る容器保安規則(平成 28 年経済産業省令第 82 号)第 5 条及び第 11 条に規定する構造及び機能を有するものであつて、UN R134-00-<u>S2</u>の 7.1.1.2. に適合するもの。</p> <p>なお、国際相互承認容器則細目告示第 26 条に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されている場合にあつては、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</p> <p>(参考) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p><b>7-24-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p>

新	旧
<p>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第3項関係、細目告示第98条第3項関係)</p> <p>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える燃料装置にあつては、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ただし、7-24-1-1(3)①ア(エ)又は7-24-1-1(3)①イ(エ)のガス容器を備える自動車にあつては、イに掲げるものを除く。</p> <p>ア UN R134-00-<u>S3</u>(7.1.1.1、7.1.1.3.から7.1.6.に限る。)に定める基準に適合すること。</p> <p>イ(略)</p> <p>②～⑤(略)</p> <p>(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書(写しをもって代えることができる。)により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第17条第3項関係、細目告示第20条第4項関係、第98条第4項関係)</p> <p>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(乗車定員11人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が2.8tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)にあつては、UN R137-01(附則3に限る。)に定める方法及び細目告示別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び3.1.2.6.から3.1.2.8.に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-<u>S3</u>(7.2.1.から7.2.3.<u>まで</u>に限る。)に適合すること。</p> <p>② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(乗車定員11人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が2.8tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)にあつては、UN R34-03-S1(附則4(2.7.2.を除く。)に限る。)又は細目告示別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.2.に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-<u>S3</u>(7.2.1.から7.2.3.<u>まで</u>に限る。)に適合すること。</p> <p>この場合において、同別添3.2.4.中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁の上流に</p>	<p>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第3項関係、細目告示第98条第3項関係)</p> <p>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える燃料装置にあつては、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ただし、7-24-1-1(3)①ア(エ)又は7-24-1-1(3)①イ(エ)のガス容器を備える自動車にあつては、イに掲げるものを除く。</p> <p>ア UN R134-00-<u>S2</u>(7.1.1.1、7.1.1.3.から7.1.6.に限る。)に定める基準に適合すること。</p> <p>イ(略)</p> <p>②～⑤(略)</p> <p>(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は試験成績書(写しをもって代えることができる。)により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第17条第3項関係、細目告示第20条第4項関係、第98条第4項関係)</p> <p>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(乗車定員11人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が2.8tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)にあつては、UN R137-01(附則3に限る。)に定める方法及び細目告示別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び3.1.2.6.から3.1.2.8.に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-<u>S2</u>(7.2.1.から7.2.3.に限る。)に適合すること。</p> <p>② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(乗車定員11人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が2.8tを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)にあつては、UN R34-03-S1(附則4(2.7.2.を除く。)に限る。)又は細目告示別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.2.に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-<u>S2</u>(7.2.1.から7.2.3.に限る。)に適合すること。</p> <p>この場合において、同別添3.2.4.中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁の上流に</p>

新	旧
<p>においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突 60 分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法は UN R134-00-<u>S3</u> (附則 5 の 1. 及び 2. に限る。) に定める方法とする。」と読み替えるものとする。</p> <p>③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) にあつては、UN R134-00-<u>S3</u> (7. 2. に限る。) に適合すること。</p> <p>④ 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車 (乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量 2. 5t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。) にあつては、UN R94-03 (附則 3 の 1.、3. 及び 4. に限る。) に定める方法及び UN R134-00-<u>S3</u> (附則 5 に限る。) に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-<u>S3</u> (7. 2. 1. から 7. 2. 3. <u>まで</u>に限る。) に適合すること。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(3) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 5 項関係、細目告示第 98 条第 6 項関係)</p> <p>① UN R110-02-<u>S1</u> の 18. (18. 1. 8. 2.、18. 1. 8. 4.、18. 3. 4. から 18. 3. 6. まで、18. 6.、18. 7. 1. 1.、18. 7. 2. 1.、18. 7. 9.、18. 9. 2.、18. 12. 及び 18. 13. を除く。) に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ただし、UN R110-02-<u>S1</u> の 6. 1. (配管に係る規定に限る。) 並びに 8. 1. 及び 8. 3. から 8. 11. まで (ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。) に適合するものであるときは、UN R110-02-<u>S1</u> の 18. 1. 2. は適用しない。</p> <p>(4) 液化天然ガスを燃料とする自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 6 項関係、細目告示第 98 条第 7 項関係)</p> <p>① UN R110-02-<u>S1</u> の 18. (18. 1. 8. 1.、18. 1. 8. 4.、18. 3. 1. から 18. 3. 3. まで、18. 5.、18. 7. 1. (18. 7. 1. 1. を除く。)、18. 7. 2. (18. 7. 2. 1. を除く。)、18. 8. 3.、18. 8. 7. 1.、18. 9. 1.、18. 10. 3. 及び 18. 10. 4. を除く。) に定める基準に適合するものであること。</p>	<p>においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突 60 分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法は UN R134-00-<u>S2</u> (附則 5 の 1. 及び 2. に限る。) に定める方法とする。」と読み替えるものとする。</p> <p>③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) にあつては、UN R134-00-<u>S2</u> (7. 2. に限る。) に適合すること。</p> <p>④ 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する三輪自動車 (乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が当該自動車の形状に類するもの並びに車両総重量 2. 5t を超えるもの及びその形状が当該自動車の形状に類するものを除く。) にあつては、UN R94-03 (附則 3 の 1.、3. 及び 4. に限る。) に定める方法及び UN R134-00-<u>S2</u> (附則 5 に限る。) に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-<u>S2</u> (7. 2. 1. から 7. 2. 3. に限る。) に適合すること。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(3) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 5 項関係、細目告示第 98 条第 6 項関係)</p> <p>① UN R110-02 の 18. (18. 1. 8. 2.、18. 1. 8. 4.、18. 3. 4. から 18. 3. 6. まで、18. 6.、18. 7. 1. 1.、18. 7. 2. 1.、18. 7. 9.、18. 9. 2.、18. 12. 及び 18. 13. を除く。) に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ただし、UN R110-02 の 6. 1. (配管に係る規定に限る。) 並びに 8. 1. 及び 8. 3. から 8. 11. まで (ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。) に適合するものであるときは、UN R110-02 の 18. 1. 2. は適用しない。</p> <p>(4) 液化天然ガスを燃料とする自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 6 項関係、細目告示第 98 条第 7 項関係)</p> <p>① UN R110-02 の 18. (18. 1. 8. 1.、18. 1. 8. 4.、18. 3. 1. から 18. 3. 3. まで、18. 5.、18. 7. 1. (18. 7. 1. 1. を除く。)、18. 7. 2. (18. 7. 2. 1. を除く。)、18. 8. 3.、18. 8. 7. 1.、18. 9. 1.、18. 10. 3. 及び 18. 10. 4. を除く。) に定める基準に適合するものであること。</p>



新	旧
<p>ただし、UN R110-02-<u>S1</u> の 6. 1. (配管に係る規定に限る。)並びに 8. 1. 及び 8. 13. から 8. 22. まで (ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。)に適合するものであるときは、UN R110-02-<u>S1</u> の 18. 1. 2. は適用しない。</p> <p>(5) (略)</p> <p><b>7-24-2～7-24-11 (略)</b></p> <p><b>7-25 電気装置</b>  <b>7-25-1 性能要件</b>  <b>7-25-1-1 (略)</b>  <b>7-25-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電力により作動する原動機を有する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) の電気装置は、当該自動車が発火、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 99 条第 4 項関係、適用関係告示第 14 条第 12 項、第 13 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 専ら乗用の用に供する自動車 (乗車定員 10 人以上の自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。) 及び専ら貨物の運送の用に供する自動車 (車両総重量 1. 5t 以上の自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。) については、UN R12-04-<u>S5</u> の 5. 5. 又は UN R94-03 の 5. 2. 8. に適合すること。</p> <p>⑥～⑧ (略)</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p><b>7-25-2～7-25-11 (略)</b></p> <p><b>7-26-1～7-26-4 (略)</b>  <b>7-26-5 従前規定の適用①</b></p> <p>昭和 34 年 9 月 15 日以前に製作された自動車 (最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が長くなる改造を行う場合を除く。) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 2 項第 1 号関係)</p> <p><b>7-26-5-1 性能要件</b></p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p><u>(5) 次に掲げるものは、(2) の基準に適合しないものとする。</u></p> <p><u>① 乗車定員 10 人以下の専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) 及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車 (いわゆる貨客兼用貨物自動車、警察車のパトロール車等) の後部に備えるバンパ (その端部が、車体後部側面付近にあるものに限る。) であ</u></p>	<p>ただし、UN R110-02 の 6. 1. (配管に係る規定に限る。)並びに 8. 1. 及び 8. 13. から 8. 22. まで (ガス容器、附属品及び附属品と構造上一体となっているものに係る規定を除く。)に適合するものであるときは、UN R110-02 の 18. 1. 2. は適用しない。</p> <p>(5) (略)</p> <p><b>7-24-2～7-24-11 (略)</b></p> <p><b>7-25 電気装置</b>  <b>7-25-1 性能要件</b>  <b>7-25-1-1 (略)</b>  <b>7-25-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電力により作動する原動機を有する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) の電気装置は、当該自動車が発火、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 99 条第 4 項関係、適用関係告示第 14 条第 12 項、第 13 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 専ら乗用の用に供する自動車 (乗車定員 10 人以上の自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。) 及び専ら貨物の運送の用に供する自動車 (車両総重量 1. 5t 以上の自動車及び当該自動車の形状に類する自動車を除く。) については、UN R12-04-<u>S4</u> の 5. 5. 又は UN R94-03 の 5. 2. 8. に適合すること。</p> <p>⑥～⑧ (略)</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p><b>7-25-2～7-25-11 (略)</b></p> <p><b>7-26-1～7-26-4 (略)</b>  <b>7-26-5 従前規定の適用①</b></p> <p>昭和 34 年 9 月 15 日以前に製作された自動車 (最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が長くなる改造を行う場合を除く。) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 2 項第 1 号関係)</p> <p><b>7-26-5-1 性能要件</b></p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>って、次に該当しないもの</u></p> <p><u>ア 車体の凹部に組み込まれているもの</u></p> <p><u>イ 車体とのすき間が 20mm を超えず、かつ、直径 100mm の球体を車体及びバンパに接触させた場合において球体に接触することがないものであって、その端部附近の部分が車体側に曲げられているもの</u></p> <p><u>② 地上 1.8m 以下に備えられているアンテナの取付部であって、その附近の車体の最外側から突出しているもの</u></p> <p><u>(6) 最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が長くなる改造を行った自動車については、7-26-6-1 (6) から (7) の基準を適用する。</u></p> <p><b>7-26-6 従前規定の適用②</b></p> <p>昭和 49 年 6 月 30 日以前に製作された自動車（回転部分が突出する改造を行ったものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 2 項第 2 号関係）</p> <p><b>7-26-6-1 性能要件</b></p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p><u>(5) 次に掲げるものは、(2) の基準に適合しないものとする。</u></p> <p><u>① 乗車定員 10 人以下の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車（いわゆる貨客兼用貨物自動車、警察車のパトロール車等）の後部に備えるバンパ（その端部が、車体後部側面付近にあるものに限る。）であって、次に該当しないもの</u></p> <p><u>ア 車体の凹部に組み込まれているもの</u></p> <p><u>イ 車体とのすき間が 20mm を超えず、かつ、直径 100mm の球体を車体及びバンパに接触させた場合において球体に接触することがないものであって、その端部附近の部分が車体側に曲げられているもの</u></p> <p><u>② 地上 1.8m 以下に備えられているアンテナの取付部であって、その附近の車体の最外側から突出しているもの</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) 次に掲げる自動車は、(6) の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車」とする。</u></p> <p><u>①～⑥ (略)</u></p> <p><u>(8) (6) の「最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離」は、空車状態の自動車を平坦な面に置き、巻尺等を用いて次により車両中心線に平行に計測した長さとする。</u></p> <p><u>①～④ (略)</u></p> <p><u>(8) 追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車（(7) の自動車以外の自動車に限る。）であって、次に掲げる要件を全て満たすものは (6) の基準に適合するものとする。</u></p> <p>ただし、平成 24 年 9 月 28 日以前に架装された追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあつては、この限りでない。</p>	<p><u>(5) 最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が長くなる改造を行った自動車については、7-26-6-1 (5) から (8) の基準を適用する。</u></p> <p><b>7-26-6 従前規定の適用②</b></p> <p>昭和 49 年 6 月 30 日以前に製作された自動車（回転部分が突出する改造を行ったものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 2 項第 2 号関係）</p> <p><b>7-26-6-1 性能要件</b></p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) 次に掲げる自動車は、(5) の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車」とする。</u></p> <p><u>①～⑥ (略)</u></p> <p><u>(7) (5) の「最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離」は、空車状態の自動車を平坦な面に置き、巻尺等を用いて次により車両中心線に平行に計測した長さとする。</u></p> <p><u>①～④ (略)</u></p> <p><u>(8) 追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車（(6) の自動車以外の自動車に限る。）であって、次に掲げる要件を全て満たすものは (5) の基準に適合するものとする。</u></p> <p>ただし、平成 24 年 9 月 28 日以前に架装された追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあつては、この限りでない。</p>



新	旧
<p>①～② (略)</p> <p><b>7-26-7 従前規定の適用③</b> 平成 20 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 1 項第 1 号関係)</p> <p><b>7-26-7-1 性能要件</b> (1) ～ (4) (略)</p> <p><u>(5) 次に掲げるものは、(2) の基準に適合しないものとする。</u></p> <p><u>① 乗車定員 10 人以下の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車（いわゆる貨客兼用貨物自動車、警察車のパトロール車等）の後部に備えるバンパ（その端部が、車体後部側面付近にあるものに限る。）であって、次に該当しないもの</u></p> <p><u>ア 車体の凹部に組み込まれているもの</u></p> <p><u>イ 車体とのすき間が 20mm を超えず、かつ、直径 100mm の球体を車体及びバンパに接触させた場合において球体に接触することがないものであって、その端部附近の部分が車体側に曲げられているもの</u></p> <p><u>② 地上 1.8m 以下に備えられているアンテナの取付部であって、その附近の車体の最外側から突出しているもの</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) 次に掲げる自動車は、(6) の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車」とする。</u> ①～⑥ (略)</p> <p><u>(8) (6) の「最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離」は、空車状態の自動車を平坦な面に置き、巻尺等を用いて次により車両中心線に平行に計測した長さとする。</u> ①～④ (略)</p> <p><u>(9) 追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車（(7) の自動車以外の自動車に限る。）であって、次に掲げる要件を全て満たすものは (6) の基準に適合するものとする。</u> ただし、平成 24 年 9 月 28 日以前に架装された追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあつては、この限りでない。 ①～② (略)</p> <p><b>7-27～7-30 (略)</b></p> <p><b>7-31 車枠及び車体の歩行者保護性能</b> <b>7-31-1～7-31-6 (略)</b> [歩行者保護の旧基準適用] <b>7-31-7 従前規定の適用③</b> 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 1 項第 1 号関係)</p>	<p>①～② (略)</p> <p><b>7-26-7 従前規定の適用③</b> 平成 20 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 1 項第 1 号関係)</p> <p><b>7-26-7-1 性能要件</b> (1) ～ (4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) 次に掲げる自動車は、(5) の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車」とする。</u> ①～⑥ (略)</p> <p><u>(7) (5) の「最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離」は、空車状態の自動車を平坦な面に置き、巻尺等を用いて次により車両中心線に平行に計測した長さとする。</u> ①～④ (略)</p> <p><u>(8) 追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車（(6) の自動車以外の自動車に限る。）であって、次に掲げる要件を全て満たすものは (5) の基準に適合するものとする。</u> ただし、平成 24 年 9 月 28 日以前に架装された追突の衝撃を緩和する装置を備えた道路維持作業用自動車にあつては、この限りでない。 ①～② (略)</p> <p><b>7-27～7-30 (略)</b></p> <p><b>7-31 車枠及び車体の歩行者保護性能</b> <b>7-31-1～7-31-6 (略)</b> [歩行者保護の旧基準適用] <b>7-31-7 従前規定の適用③</b> 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 1 項第 1 号関係)</p>

新	旧
<p>示第 15 条第 22 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 平成 29 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの</p> <p>ア 平成 29 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>イ (略)</p> <p>7-31-7-1 (略)</p> <p>7-31-8 (略)</p> <p>7-31 の 2～7-36 (略)</p> <p><b>7-37 乗車装置</b></p> <p><b>7-37-1 性能要件</b></p> <p>7-37-1-1 (略)</p> <p><b>7-37-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の座席、座席ベルト、7-43 に規定する頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料が使用されたものでなければならない。</p> <p>ただし、年少者用補助乗車装置にあつては、UN R129-02-<del>S2</del> の 6.3.1.2. 又は UN R44-04-<del>S13</del> の 6.1.6. に適合するものであればよい。(保安基準第 20 条第 4 項関係、細目告示第 26 条第 2 項及び第 104 条第 2 項関係、適用関係告示第 18 条第 4 項関係)</p> <p>(2) ～ (8) (略)</p> <p>7-37-2～7-37-6 (略)</p> <p>7-38 (略)</p> <p><b>7-39 座席</b></p> <p><b>7-39-1 性能要件</b></p> <p>7-39-1-1 (略)</p> <p><b>7-39-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる①から⑧<del>まで</del>に規定する自動車の座席(座席取付装置を含む。)は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(1) 表中の①から⑧<del>まで</del>に掲げる自動</p>	<p>示第 15 条第 22 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 平成 29 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの</p> <p>ア 平成 29 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて平成 29 年 9 月 1 日以降に種別、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造(歩行者の保護に係る性能に変更があるものに限る。)、車枠並びに主制動装置の種類に変更のないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>7-31-7-1 (略)</p> <p>7-31-8 (略)</p> <p>7-31 の 2～7-36 (略)</p> <p><b>7-37 乗車装置</b></p> <p><b>7-37-1 性能要件</b></p> <p>7-37-1-1 (略)</p> <p><b>7-37-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の座席、座席ベルト、7-43 に規定する頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料が使用されたものでなければならない。</p> <p>ただし、年少者用補助乗車装置にあつては、UN R129-02-<del>S1</del> の 6.3.1.2. 又は UN R44-04-<del>S12</del> の 6.1.6. に適合するものであればよい。(保安基準第 20 条第 4 項関係、細目告示第 26 条第 2 項及び第 104 条第 2 項関係、適用関係告示第 18 条第 4 項関係)</p> <p>(2) ～ (8) (略)</p> <p>7-37-2～7-37-6 (略)</p> <p>7-38 (略)</p> <p><b>7-39 座席</b></p> <p><b>7-39-1 性能要件</b></p> <p>7-39-1-1 (略)</p> <p><b>7-39-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる①から⑧に規定する自動車の座席(座席取付装置を含む。)は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(1) 表中の①から⑧に掲げる自動車の種別</p>

新			旧		
<p>車の種別ごとに、備えられた座席の種類に応じた基準に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、UN R17-08-<u>S4</u>の規定については、当分の間、細目告示別添 30「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。</p> <p>ただし、次に掲げる座席にあっては、この限りでない。(保安基準第 22 条第 3 項関係、細目告示第 28 条第 6 項関係、細目告示第 106 条第 7 項関係)</p> <p>ア～キ (略)</p>			<p>ごとに、備えられた座席の種類に応じた基準に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、UN R17-08-<u>S3</u>の規定については、当分の間、細目告示別添 30「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。</p> <p>ただし、次に掲げる座席にあっては、この限りでない。(保安基準第 22 条第 3 項関係、細目告示第 28 条第 6 項関係、細目告示第 106 条第 7 項関係)</p> <p>ア～キ (略)</p>		
自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準	自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車 (次に掲げるものを除く。) ア～エ (略)	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席	UN R17-08- <u>S4</u> の 5. 及び 6. (5. 1.、5. 3. から 5. 8. まで、5. 11. から 5. 14. まで、6. 4. 3. 4.、6. 4. 3. 5. 及び 6. 5. から 6. 6. 3. までの規定を除く。)に定める基準	① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車 (次に掲げるものを除く。) ア～エ (略)	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席	UN R17-08- <u>S3</u> の 5. 及び 6. (5. 1.、5. 3. から 5. 8. まで、5. 11. から 5. 14. まで、6. 4. 3. 4.、6. 4. 3. 5. 及び 6. 5. から 6. 6. 3. までの規定を除く。)に定める基準
② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t 以下のもの (③、⑥及び⑧に掲げるものを除く。)	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席 (運転者席に限る。)	UN R17-08- <u>S4</u> の 5. 3. に定める基準	② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t 以下のもの (③、⑥及び⑧に掲げるものを除く。)	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席 (運転者席に限る。)	UN R17-08- <u>S3</u> の 5. 3. に定める基準
	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席 (運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-08- <u>S4</u> の 5. 2. 及び 6. (6. 4. 3. 4.、6. 4. 3. 5. 及び 6. 5. から 6. 6. 3. までの規定を除く。)に定める基準 イ (略)		7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席 (運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-08- <u>S3</u> の 5. 2. 及び 6. (6. 4. 3. 4.、6. 4. 3. 5. 及び 6. 5. から 6. 6. 3. までの規定を除く。)に定める基準 イ (略)
③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t 以下のもの (専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。)	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席 (運転者席に限る。)	UN R17-08- <u>S4</u> の 5. 3. に定める基準	③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量 5t 以下のもの (専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。)	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席 (運転者席に限る。)	UN R17-08- <u>S3</u> の 5. 3. に定める基準
	7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席 (運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-08- <u>S4</u> の 5. 2. 及び 6. (6. 4. 3. 4.、6. 4. 3. 5. 及び 6. 5. から 6. 6. 3. までの規定を除く。)に定める基準 イ UN R17-08- <u>S4</u> の 5. 3. に定める基準 ウ (略)		7-39-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席 (運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-08- <u>S3</u> の 5. 2. 及び 6. (6. 4. 3. 4.、6. 4. 3. 5. 及び 6. 5. から 6. 6. 3. までの規定を除く。)に定める基準 イ UN R17-08- <u>S3</u> の 5. 3. に定める基準 ウ (略)
④ 専ら乗用の用に供	7-39-1-1 (1) ア	UN R17-08- <u>S4</u> の 5. 3. に定める基準	④ 専ら乗用の用に供	7-39-1-1 (1) ア	UN R17-08- <u>S3</u> の 5. 3. に定める基準

新			旧		
する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5tを超えるもの(⑤、⑥及び⑧に掲げるものを除く。)	に規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)		する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5tを超えるもの(⑤、⑥及び⑧に掲げるものを除く。)	に規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
⑤ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5tを超えるもの(専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。)	7-39-1-1(1)アに規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	UN R17-08- <u>S4</u> の5.3.に定める基準	⑤ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5tを超えるもの(専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。)	7-39-1-1(1)アに規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	UN R17-08- <u>S3</u> の5.3.に定める基準
	7-39-1-1(1)アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-08- <u>S4</u> の5.3.に定める基準 イ (略)		7-39-1-1(1)アに規定する前向きに備える座席(運転者席を除く。)	次のいずれかに掲げる基準 ア UN R17-08- <u>S3</u> の5.3.に定める基準 イ (略)
⑥ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車(高速道路等において運行しないものに限る。)	7-39-1-1(1)アに規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	UN R17-08- <u>S4</u> の5.3.に定める基準	⑥ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車(高速道路等において運行しないものに限る。)	7-39-1-1(1)アに規定する前向きに備える座席(運転者席に限る。)	UN R17-08- <u>S3</u> の5.3.に定める基準
⑦ 貨物の運送の用に供する自動車(最高速度20km/h未満の自動車及び⑧に掲げる自動車を除く。)	7-39-1-1(1)アに規定する前向きに備える座席	UN R17-08- <u>S4</u> の5.3.に定める基準	⑦ 貨物の運送の用に供する自動車(最高速度20km/h未満の自動車及び⑧に掲げる自動車を除く。)	7-39-1-1(1)アに規定する前向きに備える座席	UN R17-08- <u>S3</u> の5.3.に定める基準
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) (略)

(3) 次に掲げるものは(2)③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。

① 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び②の自動車を除く。)の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-08-S4の5.2.4.の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗車人員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの、同要件5.16.及び6.3.の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」の一部改正

(2) (略)

(3) 次に掲げるものは(2)③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。

① 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び②の自動車を除く。)の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-08-S3の5.2.4.の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗車人員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの、同要件5.16.及び6.3.の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」の一部改正

新	旧
<p>について（平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号）による改正前の技術基準通達別添 22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するもの。</p> <p>② 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものを除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-08-<u>S4</u> の 5.2.4. の規定、UN R80-03-S3 付録 1 の 1.2. 及び付録 5 の 1.3.3. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの。</p> <p>③（略）</p> <p><b>7-39-2～7-39-12（略）</b></p> <p><b>7-40（略）</b></p> <p><b>7-41 座席ベルト等</b></p> <p><b>7-41-1（略）</b></p> <p><b>7-41-2 性能要件（書面等による審査）</b></p> <p>(1) 7-41-1 に規定する座席ベルトの取付装置（乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。）は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、UN R14-<u>08</u> の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 22 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 30 条第 2 項関係、細目告示第 108 条第 4 項関係）</p> <p>①～③（略）</p> <p>(2) 7-41-1 及び 7-41-2 (1) の規定にかかわらず、次の①及び②に規定する自動車の座席ベルトの取付装置にあつては、それぞれ定める基準に適合すればよい。</p> <p>この場合において、UN R14-<u>08</u> の 5.4.2.4. の規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、UN R14-<u>08</u> の 6.4.3. にあつては、試験重量を乗車定員 1 名分の座席重量に 735N を加えた重量に 4 を乗じた重量とすることができる。</p> <p>① 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）に備える座席ベルトの取付装置（②に掲げるものを除く。）にあつては UN R14-<u>08</u> の 5.2.1.、5.4.1. から 5.4.2.5. まで、5.4.3.、5.4.3.2. から 5.4.3.4. まで、6.3.2. から 6.3.4. まで、6.4.3.、7.1.、7.2. 及び 7.3. に定める基準</p>	<p>について（平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号）による改正前の技術基準通達別添 22「座席及び座席取付装置の技術基準」に適合するもの。</p> <p>② 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものを除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-08-<u>S3</u> の 5.2.4. の規定、UN R80-03-S3 付録 1 の 1.2. 及び付録 5 の 1.3.3. の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの。</p> <p>③（略）</p> <p><b>7-39-2～7-39-12（略）</b></p> <p><b>7-40（略）</b></p> <p><b>7-41 座席ベルト等</b></p> <p><b>7-41-1（略）</b></p> <p><b>7-41-2 性能要件（書面等による審査）</b></p> <p>(1) 7-41-1 に規定する座席ベルトの取付装置（乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。）は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、UN R14-<u>07-S8</u> の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であつて損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 22 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 30 条第 2 項関係、細目告示第 108 条第 4 項関係）</p> <p>①～③（略）</p> <p>(2) 7-41-1 及び 7-41-2 (1) の規定にかかわらず、次の①及び②に規定する自動車の座席ベルトの取付装置にあつては、それぞれ定める基準に適合すればよい。</p> <p>この場合において、UN R14-<u>07-S8</u> の 5.4.2.4. の規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、UN R14-<u>07-S8</u> の 6.4.3. にあつては、試験重量を乗車定員 1 名分の座席重量に 735N を加えた重量に 4 を乗じた重量とすることができる。</p> <p>① 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）に備える座席ベルトの取付装置（②に掲げるものを除く。）にあつては UN R14-<u>07-S8</u> の 5.2.1.、5.4.1. から 5.4.2.5. まで、5.4.3.、5.4.3.2. から 5.4.3.4. まで、6.3.2. から 6.3.4. まで、6.4.3.、7.1.、7.2. 及び 7.3. に定める基準</p>

新	旧
<p>② (略)</p> <p>(3) 7-41-1 に規定する座席ベルト (乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。) は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-07-<u>S2</u> の 6.、7. 及び 8.1. から 8.3.6. まで (補助座席のうち通路に設けられるものにあつては 6. 及び 7. に限る。) に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げる座席ベルトであつて装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 30 条第 4 項関係、細目告示第 108 条第 6 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 7-41-1 (1) の表の左欄に掲げる自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。) が衝突等による衝撃を受けた場合において、(1) から (4) までの規定の適用を受けない座席 (7-41-1 (1) の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。) の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルトの取付装置は次に掲げる基準に適合すること。(保安基準第 22 条の 3 第 4 項関係、細目告示第 <u>108</u> 条第 8 項関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(6) 次に掲げる座席ベルトの取付装置であつて、損傷のないものは (5) の基準に適合するものとする。(細目告示第 <u>108</u> 条第 9 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(7) 7-41-1 (1) の表の左欄に掲げる自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。) が衝突等による衝撃を受けた場合において、(1) から (4) までの規定の適用を受けない座席 (7-41-1 (1) の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。) の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルトは次に掲げる基準に適合すること。(保安基準第 22 条の 3 第 4 項関係、細目告示第 <u>108</u> 条第 10 項関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(8) 次に掲げる座席ベルトであつて装着者に損害を与えるおそれのある損傷、摩擦痕等のないものは (7) の基準に適合するものとする。(細目告示第 <u>108</u> 条第 11 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(9) 次に掲げるものは (1) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。</p> <p>① UN R14-<u>08</u> の 5. (5.2.3.3. 及び 5.2.3.4. を除く。)、6. 及び 7. に適合する装置</p>	<p>② (略)</p> <p>(3) 7-41-1 に規定する座席ベルト (乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。) は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-07-<u>S1</u> の 6.、7. 及び 8.1. から 8.3.6. まで (補助座席のうち通路に設けられるものにあつては 6. 及び 7. に限る。) に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げる座席ベルトであつて装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 30 条第 4 項関係、細目告示第 108 条第 6 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 7-41-1 (1) の表の左欄に掲げる自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。) が衝突等による衝撃を受けた場合において、(1) から (4) までの規定の適用を受けない座席 (7-41-1 (1) の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。) の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルトの取付装置は次に掲げる基準に適合すること。(保安基準第 22 条の 3 第 4 項関係、細目告示第 <u>106</u> 条第 8 項関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(6) 次に掲げる座席ベルトの取付装置であつて、損傷のないものは (5) の基準に適合するものとする。(細目告示第 <u>106</u> 条第 9 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(7) 7-41-1 (1) の表の左欄に掲げる自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。) が衝突等による衝撃を受けた場合において、(1) から (4) までの規定の適用を受けない座席 (7-41-1 (1) の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。) の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルトは次に掲げる基準に適合すること。(保安基準第 22 条の 3 第 4 項関係、細目告示第 <u>106</u> 条第 10 項関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(8) 次に掲げる座席ベルトであつて装着者に損害を与えるおそれのある損傷、摩擦痕等のないものは (7) の基準に適合するものとする。(細目告示第 <u>106</u> 条第 11 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(9) 次に掲げるものは (1) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。</p> <p>① UN R14-<u>07-S8</u> の 5. (5.2.3.3. 及び 5.2.3.4. を除く。)、6. 及び 7. 適合する装置</p>



新	旧
<p>② (略)</p> <p>③ 通路に設けられる補助座席にあっては、UN R14-08の規定は、当分の間、平成18年8月25日付け国土交通省告示第978号による改正前の細目告示別添31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができる。</p> <p>この場合において、同別添3.1.中「22,300N(後向き座席にあっては8,900N、バス等に備える座席にあっては2,940N)」とあるのは「2,940N」と、3.2.中「13,500N(後向き座席にあっては5,400N、バス等に備える座席にあっては2,940N)」とあるのは「2,940N」と、4.1.2.1.中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。</p> <p><u>④ UN R14-08の5.、6.及び7の規定にかかわらず、UN R14-07-S8の5.、6.及び7.に適合するもの。</u></p> <p>(10) 次に掲げるものは(3)③に定める「基準に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。この場合において、通路に設けられる補助座席以外の座席ベルトにあっては、UN R16-07-S2の8.1.から8.3.4.(8.2.2.5を除く。)まで<u>に適合するものでなければならない。</u></p> <p>① UN R16-07-S2の6.及び7の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」の一部改正について(平成14年8月30日付け国自技第180号国自審第631号国自整第100号)による改正前の技術基準通達別添25「座席ベルトの技術基準」又は平成18年8月25日付け国土交通省告示第978号による改正前の細目告示別添32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの。</p> <p>②～④ (略)</p> <p><b>7-41-3～7-41-9 (略)</b></p> <p><b>7-41-10 従前規定の適用⑥</b></p> <p>平成24年7月21日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車以外の自動車及び平成28年7月21日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車(平成26年7月22日以降の型式指定自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第20条第11項及び第12項関係)</p> <p><b>7-41-10-1 (略)</b></p> <p><b>7-41-10-2 性能要件(書面等による審査)</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 7-41-10-1及び7-41-10-2(3)の規定にかかわらず、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車(乗車定員10人以上のものに限る。)及び緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、①から⑥<u>までの</u>基準(緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、⑥を除く。)に適合すればよい。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p><b>7-41-11 従前規定の適用⑦</b></p> <p>平成29年7月25日以前に製作された自動車(平成26年7月26日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平成26年7月25日以前の型式</p>	<p>② (略)</p> <p>③ 通路に設けられる補助座席にあっては、UN R14-07-S8の規定は、当分の間、平成18年8月25日付け国土交通省告示第978号による改正前の細目告示別添31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができる。</p> <p>この場合において、同別添3.1.中「22,300N(後向き座席にあっては8,900N、バス等に備える座席にあっては2,940N)」とあるのは「2,940N」と、3.2.中「13,500N(後向き座席にあっては5,400N、バス等に備える座席にあっては2,940N)」とあるのは「2,940N」と、4.1.2.1.中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(10) 次に掲げるものは(3)③に定める「基準に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。この場合において、通路に設けられる補助座席以外の座席ベルトにあっては、UN R16-07-S1の8.1.から8.3.4.(8.2.2.5を除く。)に適合するものでなければならない。</p> <p>① UN R16-07-S1の6.及び7の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」の一部改正について(平成14年8月30日付け国自技第180号国自審第631号国自整第100号)による改正前の技術基準通達別添25「座席ベルトの技術基準」又は平成18年8月25日付け国土交通省告示第978号による改正前の細目告示別添32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの。</p> <p>②～④ (略)</p> <p><b>7-41-3～7-41-9 (略)</b></p> <p><b>7-41-10 従前規定の適用⑥</b></p> <p>平成24年7月21日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車以外の自動車及び平成28年7月21日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車(平成26年7月22日以降の型式指定自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第20条第11項及び第12項関係)</p> <p><b>7-41-10-1 (略)</b></p> <p><b>7-41-10-2 性能要件(書面等による審査)</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 7-41-10-1及び7-41-10-2(3)の規定にかかわらず、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車(乗車定員10人以上のものに限る。)及び緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、①から⑥の基準(緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、⑥を除く。)に適合すればよい。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p><b>7-41-11 従前規定の適用⑦</b></p> <p>平成29年7月25日以前に製作された自動車(平成26年7月26日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平成26年7月25日以前の型式</p>



新	旧				
<p>指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から座席ベルト及び座席ベルト取付装置に変更がないものを除く。)を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第20条第13項関係)</p> <p><b>7-41-11-1</b> (略)</p> <p><b>7-41-11-2 性能要件(書面等による審査)</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 7-41-11-1 及び 7-41-11-2 (3) の規定にかかわらず、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車(乗車定員10人以上のものに限る。)及び緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、①から⑥までの基準(緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、⑥を除く。)に適合すればよい。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p><b>7-41-12 従前規定の適用⑧</b></p> <p>次に掲げる自動車については、次の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第20条第15項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p><b>7-41-12-1</b> (略)</p> <p><b>7-41-12-2 性能要件(書面等による審査)</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 7-41-12-1 及び 7-41-12-2 (3) の規定にかかわらず、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車(乗車定員10人以上のものに限る。)及び緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、①から⑥までの基準(緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、⑥を除く。)に適合すればよい。</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>(10) 次に掲げるものは(3)③に定める「基準に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。この場合において、UN R16-06-S7 の 8.1. から 8.3.4. (8.2.2.5 を除く。)まで<del>に</del>適合するものでなければならない。</p> <p>①～④ (略)</p> <p><b>7-41-13</b> (略)</p> <p><b>7-42 座席ベルト非装着時警報装置</b></p> <p><b>7-42-1 装備要件</b></p> <p>次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車を除く。)には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト(①から⑩までに掲げるものを除く。)が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、7-42-2の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。(保安基準第22条の3第5項関係)</p> <table border="1" data-bbox="197 1406 1059 1436"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	<p>指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から座席ベルト及び座席ベルト取付装置に変更がないものを除く。)を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第20条第13項関係)</p> <p><b>7-41-11-1</b> (略)</p> <p><b>7-41-11-2 性能要件(書面等による審査)</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 7-41-11-1 及び 7-41-11-2 (3) の規定にかかわらず、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車(乗車定員10人以上のものに限る。)及び緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、①から⑥の基準(緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、⑥を除く。)に適合すればよい。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p><b>7-41-12 従前規定の適用⑧</b></p> <p>次に掲げる自動車については、次の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第20条第15項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p><b>7-41-12-1</b> (略)</p> <p><b>7-41-12-2 性能要件(書面等による審査)</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 7-41-12-1 及び 7-41-12-2 (3) の規定にかかわらず、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車(乗車定員10人以上のものに限る。)及び緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、①から⑥の基準(緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、⑥を除く。)に適合すればよい。</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>(10) 次に掲げるものは(3)③に定める「基準に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。この場合において、UN R16-06-S7 の 8.1. から 8.3.4. (8.2.2.5 を除く。)に適合するものでなければならない。</p> <p>①～④ (略)</p> <p><b>7-41-13</b> (略)</p> <p><b>7-42 座席ベルト非装着時警報装置</b></p> <p><b>7-42-1 装備要件</b></p> <p>次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車を除く。)には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト(①から⑩までに掲げるものを除く。)が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、7-42-2の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。(保安基準第22条の3第5項関係)</p> <table border="1" data-bbox="1176 1406 2038 1436"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)
(略)	(略)				
(略)	(略)				

新	旧
<p>① (略)</p> <p>② UN R16-07-<u>S2</u> の 2.1.4. に定める座席ベルト</p> <p>③～⑨ (略)</p> <p>⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取り外しを必要とする座席及び UN R16-07-<u>S2</u> の 15.6. に定める座席に備えるもの ア～イ (略)</p> <p><b>7-42-2～7-42-7 (略)</b></p>	<p>① (略)</p> <p>② UN R16-07-<u>S1</u> の 2.1.4. に定める座席ベルト</p> <p>③～⑨ (略)</p> <p>⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取り外しを必要とする座席及び UN R16-07-<u>S1</u> の 15.6. に定める座席に備えるもの ア～イ (略)</p> <p><b>7-42-2～7-42-7 (略)</b></p>
<p><b>7-43 (略)</b></p>	<p><b>7-43 (略)</b></p>
<p><b>7-44 年少者用補助乗車装置等</b></p>	<p><b>7-44 年少者用補助乗車装置等</b></p>
<p><b>7-44-1 (略)</b></p>	<p><b>7-44-1 (略)</b></p>
<p><b>7-44-2 性能要件 (書面等による審査)</b></p>	<p><b>7-44-2 性能要件 (書面等による審査)</b></p>
<p>(1) 年少者用補助乗車装置取付具は、年少者用補助乗車装置から受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる年少者用補助乗車装置が有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして、強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、<u>UN R145-00 の 5. 及び 6. 又は</u> UN R14-07-S8 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとし、7-44-1 ただし書の自動車に年少者用補助乗車装置を備えた場合については、<u>UN R145-00 の 5. 3. 又は</u> UN R14-07-S8 の 5. 3. 8. の規定を適用しない。(保安基準第 22 条の 5 第 2 項関係、細目告示第 32 条第 1 項関係、細目告示第 110 条第 1 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p>	<p>(1) 年少者用補助乗車装置取付具は、年少者用補助乗車装置から受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる年少者用補助乗車装置が有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして、強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R14-07-S8 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとし、7-44-1 ただし書の自動車に年少者用補助乗車装置を備えた場合については、UN R14-07-S8 の 5. 3. 8. の規定を適用しない。(保安基準第 22 条の 5 第 2 項関係、細目告示第 32 条第 1 項関係、細目告示第 110 条第 1 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p>
<p>(2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-02-<u>S2</u> の 4.、6. 及び 7. 又は UN R44-04-<u>S13</u> の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 32 条第 2 項関係、細目告示第 110 条第 2 項関係、適用関係告示第 22 条第 10 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p>	<p>(2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-02-<u>S1</u> の 4.、6. 及び 7. 又は UN R44-04-<u>S12</u> の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 32 条第 2 項関係、細目告示第 110 条第 2 項関係、適用関係告示第 22 条第 10 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p>
<p>(3) ～ (6) (略)</p>	<p>(3) ～ (6) (略)</p>
<p><b>7-44-3～7-44-8 (略)</b></p>	<p><b>7-44-3～7-44-8 (略)</b></p>
<p><b>7-45～7-46 (略)</b></p>	<p><b>7-45～7-46 (略)</b></p>
<p><b>7-47 乗降口</b></p>	<p><b>7-47 乗降口</b></p>

新	旧
<p>7-47-1 (略)</p> <p><b>7-47-2 性能要件</b></p> <p><b>7-47-2-1 視認等による審査</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車及び幼児専用車を除く。）の乗降口は、安全な乗降ができるものとして大きさ、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口、運転者室及び客室以外の車室に設けられた開口部であって、自動車が衝突等による衝撃を受けた場合に乗車人員が車外に投げ出されるおそれがあるもの並びに非常口にあつては、この限りでない。（保安基準第 25 条第 5 項関係、細目告示第 35 条第 2 項関係、細目告示第 113 条第 2 項関係）</p> <p>① (略)</p> <p>② 乗降口の有効高さは、1,600mm（<u>当該通路に係る全ての座席の前縁と最も近い乗降口との車両中心線方向の最短距離が 2m 未満である場合は、1,200mm</u>）以上であること。</p> <p>ただし、当該乗降口とは別に設ける乗降口であつて、専ら車いすを使用している者の利用に供するものにあつては、この限りでない。</p> <p>（参考図）(略)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>7-47-2-2 (略)</b></p> <p><b>7-47-3～7-47-4 (略)</b></p> <p><b>7-47-5 従前規定の適用①</b></p> <p>昭和 26 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 24 条第 1 項及び第 2 項関係）</p> <p><b>7-47-5-1 (略)</b></p> <p><b>7-47-5-2 性能要件</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車（幼児専用車を除く。）の乗降口の有効高さは、1,600mm（<u>当該通路に係る全ての座席の前縁と最も近い乗降口との車両中心線方向の最短距離が 2m 未満である場合は、1,200mm</u>）以上であること。</p> <p>ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。</p> <p>また、当該乗降口とは別に設ける乗降口であつて、専ら車いすを使用している者の利用に供するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>7-47-6 従前規定の適用②</b></p> <p>昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 24 条第 1 項及び第 2 項関係）</p>	<p>7-47-1 (略)</p> <p><b>7-47-2 性能要件</b></p> <p><b>7-47-2-1 視認等による審査</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車及び幼児専用車を除く。）の乗降口は、安全な乗降ができるものとして大きさ、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口、運転者室及び客室以外の車室に設けられた開口部であつて、自動車が衝突等による衝撃を受けた場合に乗車人員が車外に投げ出されるおそれがあるもの並びに非常口にあつては、この限りでない。（保安基準第 25 条第 5 項関係、細目告示第 35 条第 2 項関係、細目告示第 113 条第 2 項関係）</p> <p>① (略)</p> <p>② 乗降口の有効高さは、1,600mm（<u>7-45-1 (3) の規定により通路の有効高さを 1,200mm とすることができる自動車にあつては、1,200mm</u>）以上であること。</p> <p>ただし、当該乗降口とは別に設ける乗降口であつて、専ら車いすを使用している者の利用に供するものにあつては、この限りでない。</p> <p>（参考図）(略)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>7-47-2-2 (略)</b></p> <p><b>7-47-3～7-47-4 (略)</b></p> <p><b>7-47-5 従前規定の適用①</b></p> <p>昭和 26 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 24 条第 1 項及び第 2 項関係）</p> <p><b>7-47-5-1 (略)</b></p> <p><b>7-47-5-2 性能要件</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車（幼児専用車を除く。）の乗降口の有効高さは、1,600mm（<u>7-45-1 (3) の規定により通路の有効高さを 1,200mm とすることができる自動車にあつては、1,200mm</u>）以上であること。</p> <p>ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。</p> <p>また、当該乗降口とは別に設ける乗降口であつて、専ら車いすを使用している者の利用に供するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>7-47-6 従前規定の適用②</b></p> <p>昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 24 条第 1 項及び第 2 項関係）</p>

新	旧
<p><b>7-47-6-1</b> (略)</p> <p><b>7-47-6-2 性能要件</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車（幼児専用車を除く。）の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。</p> <p>① 乗降口の有効高さは、1,600mm（<u>当該通路に係る全ての座席の前縁と最も近い乗降口との車両中心線方向の最短距離が 2m 未満である場合は、1,200mm</u>）以上であること。 ただし、当該乗降口とは別に設ける乗降口であつて、専ら車いすを使用している者の利用に供するものにあつては、この限りでない。</p> <p>② (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>7-47-7</b> (略)</p> <p><b>7-47-8 従前規定の適用④</b></p> <p>昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 24 条第 1 項及び第 2 項関係）</p> <p><b>7-47-8-1</b> (略)</p> <p><b>7-47-8-2 性能要件</b></p> <p>(1) 乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車及び幼児専用車を除く。）の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 乗降口の有効高さは、1,600mm（<u>当該通路に係る全ての座席の前縁と最も近い乗降口との車両中心線方向の最短距離が 2m 未満である場合は、1,200mm</u>）以上であること。 ただし、当該乗降口とは別に設ける乗降口であつて、専ら車いすを使用している者の利用に供するものにあつては、この限りでない。 （参考図）(略)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-47-9 従前規定の適用⑤</b></p> <p>平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 24 条第 1 項関係）</p> <p><b>7-47-9-1</b> (略)</p> <p><b>7-47-9-2 性能要件</b></p> <p><b>7-47-9-2-1 視認等による審査</b></p> <p>(1) (略)</p>	<p><b>7-47-6-1</b> (略)</p> <p><b>7-47-6-2 性能要件</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車（幼児専用車を除く。）の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。</p> <p>① 乗降口の有効高さは、1,600mm（<u>7-45-1 (3) の規定により通路の有効高さを 1,200mm とすることができる自動車にあつては、1,200mm</u>）以上であること。</p> <p>ただし、当該乗降口とは別に設ける乗降口であつて、専ら車いすを使用している者の利用に供するものにあつては、この限りでない。</p> <p>② (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>7-47-7</b> (略)</p> <p><b>7-47-8 従前規定の適用④</b></p> <p>昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 24 条第 1 項及び第 2 項関係）</p> <p><b>7-47-8-1</b> (略)</p> <p><b>7-47-8-2 性能要件</b></p> <p>(1) 乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車及び幼児専用車を除く。）の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 乗降口の有効高さは、1,600mm（<u>7-45-1 (3) の規定により通路の有効高さを 1,200mm とすることができる自動車にあつては、1,200mm</u>）以上であること。</p> <p>ただし、当該乗降口とは別に設ける乗降口であつて、専ら車いすを使用している者の利用に供するものにあつては、この限りでない。 （参考図）(略)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-47-9 従前規定の適用⑤</b></p> <p>平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 24 条第 1 項関係）</p> <p><b>7-47-9-1</b> (略)</p> <p><b>7-47-9-2 性能要件</b></p> <p><b>7-47-9-2-1 視認等による審査</b></p> <p>(1) (略)</p>

新	旧
<p>(2) 乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車及び幼児専用車を除く。）の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 乗降口の有効高さは、1,600mm（<u>当該通路に係る全ての座席の前縁と最も近い乗降口との車両中心線方向の最短距離が 2m 未満である場合は、1,200mm</u>）以上であること。</p> <p>ただし、当該乗降口とは別に設ける乗降口であつて、専ら車いすを使用している者の利用に供するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(参考図) (略)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>7-47-9-2-2 (略)</b></p> <p><b>7-47-10 従前規定の適用⑥</b></p> <p>平成 24 年 8 月 11 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 24 条第 3 項関係)</p> <p><b>7-47-10-1 (略)</b></p> <p><b>7-47-10-2 性能要件</b></p> <p><b>7-47-10-2-1 視認等による審査</b></p> <p>(1) 乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車及び幼児専用車を除く。）の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 乗降口の有効高さは、1,600mm（<u>当該通路に係る全ての座席の前縁と最も近い乗降口との車両中心線方向の最短距離が 2m 未満である場合は、1,200mm</u>）以上であること。</p> <p>ただし、当該乗降口とは別に設ける乗降口であつて、専ら車いすを使用している者の利用に供するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(参考図)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-47-10-2-2 (略)</b></p> <p><b>7-47-11 従前規定の適用⑦</b></p> <p>平成 26 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。<u>(適用関係告示第 24 条第 5 項関係)</u></p> <p><b>7-47-11-1 (略)</b></p> <p><b>7-47-11-2 性能要件</b></p> <p><b>7-47-11-2-1 視認等による審査</b></p>	<p>(2) 乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車及び幼児専用車を除く。）の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 乗降口の有効高さは、1,600mm（<u>7-45-1 (3) の規定により通路の有効高さを 1,200mm とすることができる自動車にあつては、1,200mm</u>）以上であること。</p> <p>ただし、当該乗降口とは別に設ける乗降口であつて、専ら車いすを使用している者の利用に供するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(参考図) (略)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>7-47-9-2-2 (略)</b></p> <p><b>7-47-10 従前規定の適用⑥</b></p> <p>平成 24 年 8 月 11 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 24 条第 3 項関係)</p> <p><b>7-47-10-1 (略)</b></p> <p><b>7-47-10-2 性能要件</b></p> <p><b>7-47-10-2-1 視認等による審査</b></p> <p>(1) 乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車及び幼児専用車を除く。）の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 乗降口の有効高さは、1,600mm（7-45-1 (3) の規定により通路の有効高さを 1,200mm とすることができる自動車にあつては、1,200mm）以上であること。</p> <p>ただし、当該乗降口とは別に設ける乗降口であつて、専ら車いすを使用している者の利用に供するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(参考図)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-47-10-2-2 (略)</b></p> <p><b>7-47-11 従前規定の適用⑦</b></p> <p>平成 26 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p><b>7-47-11-1 (略)</b></p> <p><b>7-47-11-2 性能要件</b></p> <p><b>7-47-11-2-1 視認等による審査</b></p>

新	旧
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車及び幼児専用車を除く。）の乗降口は、安全な乗降ができるものとして大きさ、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。</p> <p>① 乗降口の有効幅は、600mm 以上であること。</p> <p>② 乗降口の有効高さは、1,600mm（<u>当該通路に係る全ての座席の前縁と最も近い乗降口との車両中心線方向の最短距離が 2m 未満である場合は、1,200mm</u>）以上であること。</p> <p>ただし、当該乗降口とは別に設ける乗降口であつて、専ら車いすを使用している者の利用に供するものにあつては、この限りでない。</p> <p>（参考図）(略)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>7-47-11-2-2 (略)</b></p> <p><b>7-47-12 従前規定の適用⑧</b></p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 24 条第 4 項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p><b>7-47-12-1 (略)</b></p> <p><b>7-47-12-2 性能要件</b></p> <p><b>7-47-12-2-1 視認等による審査</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車及び幼児専用車を除く。）の乗降口は、安全な乗降ができるものとして大きさ、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 乗降口の有効高さは、1,600mm（<u>当該通路に係る全ての座席の前縁と最も近い乗降口との車両中心線方向の最短距離が 2m 未満である場合は、1,200mm</u>）以上であること。</p> <p>ただし、当該乗降口とは別に設ける乗降口であつて、専ら車いすを使用している者の利用に供するものにあつては、この限りでない。</p> <p>（参考図）(略)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>7-47-12-2-2 (略)</b></p> <p><b>7-47-13 (略)</b></p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車及び幼児専用車を除く。）の乗降口は、安全な乗降ができるものとして大きさ、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。</p> <p>① 乗降口の有効幅は、600mm 以上であること。</p> <p>② 乗降口の有効高さは、1,600mm（<u>7-45-1 (3) の規定により通路の有効高さを 1,200mm とすることができる自動車にあつては、1,200mm</u>）以上であること。</p> <p>ただし、当該乗降口とは別に設ける乗降口であつて、専ら車いすを使用している者の利用に供するものにあつては、この限りでない。</p> <p>（参考図）(略)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>7-47-11-2-2 (略)</b></p> <p><b>7-47-12 従前規定の適用⑧</b></p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 24 条第 4 項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p><b>7-47-12-1 (略)</b></p> <p><b>7-47-12-2 性能要件</b></p> <p><b>7-47-12-2-1 視認等による審査</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車及び幼児専用車を除く。）の乗降口は、安全な乗降ができるものとして大きさ、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 乗降口の有効高さは、1,600mm（<u>7-45-1 (3) の規定により通路の有効高さを 1,200mm とすることができる自動車にあつては、1,200mm</u>）以上であること。</p> <p>ただし、当該乗降口とは別に設ける乗降口であつて、専ら車いすを使用している者の利用に供するものにあつては、この限りでない。</p> <p>（参考図）(略)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>7-47-12-2-2 (略)</b></p> <p><b>7-47-13 (略)</b></p>



新				旧			
7-48～7-50 (略)				7-48～7-50 (略)			
<b>7-51 窓ガラス</b> <b>7-51-1 性能要件 (書面等による審査)</b> (1) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。) の窓ガラスは、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01- <u>S6</u> の 6.、7.、8. 及び附則 24 ((4) 及び (5) の窓ガラスに適用される規定並びに追加記号の表示に係る規定を除く。) に適合する安全ガラスでなければならない。 ただし、次に掲げる窓ガラスにあっては、この限りでない。(保安基準第 29 条第 1 項関係、細目告示第 39 条第 1 項関係、細目告示第 117 条第 1 項関係) ①～④ (略) (2) ～ (3) (略) (4) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 40km/h 未満の自動車を除く。) の前面ガラスは、損傷した場合においても運転者の視野を確保できるものであり、かつ、容易に貫通されないものとして、強度等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01- <u>S6</u> の 6.、7.、8. 及び附則 24 (ウィンドスクリーンの強度に係る規定に限り、追加記号の表示に係る規定を除く。) に適合するものでなければならない。 ただし、(1) ②及び③の窓ガラスにあってはこの限りでない。(保安基準第 29 条第 2 項関係、細目告示第 39 条第 1 項関係、細目告示第 117 条第 1 項関係) (5) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。) の前面ガラス及び側面ガラス (運転者席より後方の部分を除く。) は、運転者の視野を妨げないものとして、ひずみ、可視光線の透過率等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01- <u>S6</u> の 6.、7.、8. 及び附則 24 (運転者の視野確保に係る規定に限り、追加記号の表示に係る規定を除く。) に適合するものでなければならない。(保安基準第 29 条第 3 項関係、細目告示第 39 条第 1 項及び第 3 項関係、細目告示第 117 条第 1 項及び第 3 項関係) ただし、(1) ②、③及び④の窓ガラスにあってはこの限りでない。 (6) ～ (7) (略) (8) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1)、(4) 及び (5) の基準に適合するものとする。(細目告示第 117 条第 8 項関係)				<b>7-51 窓ガラス</b> <b>7-51-1 性能要件 (書面等による審査)</b> (1) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。) の窓ガラスは、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01- <u>S5</u> の 6.、7.、8. 及び附則 24 ((4) 及び (5) の窓ガラスに適用される規定並びに追加記号の表示に係る規定を除く。) に適合する安全ガラスでなければならない。 ただし、次に掲げる窓ガラスにあっては、この限りでない。(保安基準第 29 条第 1 項関係、細目告示第 39 条第 1 項関係、細目告示第 117 条第 1 項関係) ①～④ (略) (2) ～ (3) (略) (4) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 40km/h 未満の自動車を除く。) の前面ガラスは、損傷した場合においても運転者の視野を確保できるものであり、かつ、容易に貫通されないものとして、強度等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01- <u>S5</u> の 6.、7.、8. 及び附則 24 (ウィンドスクリーンの強度に係る規定に限り、追加記号の表示に係る規定を除く。) に適合するものでなければならない。 ただし、(1) ②及び③の窓ガラスにあってはこの限りでない。(保安基準第 29 条第 2 項関係、細目告示第 39 条第 1 項関係、細目告示第 117 条第 1 項関係) (5) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。) の前面ガラス及び側面ガラス (運転者席より後方の部分を除く。) は、運転者の視野を妨げないものとして、ひずみ、可視光線の透過率等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01- <u>S5</u> の 6.、7.、8. 及び附則 24 (運転者の視野確保に係る規定に限り、追加記号の表示に係る規定を除く。) に適合するものでなければならない。(保安基準第 29 条第 3 項関係、細目告示第 39 条第 1 項及び第 3 項関係、細目告示第 117 条第 1 項及び第 3 項関係) ただし、(1) ②、③及び④の窓ガラスにあってはこの限りでない。 (6) ～ (7) (略) (8) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1)、(4) 及び (5) の基準に適合するものとする。(細目告示第 117 条第 8 項関係)			
		付される記号				付される記号	
窓ガラスの 部位	JIS R 3211「自動 車用安全ガラス」 に基づくもの	UN R43-01- <u>S6</u> に 基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれ に基づく ANS <u>I</u> Z26.1 の 規定によるもの	窓ガラスの 部位	JIS R 3211「自動 車用安全ガラス」 に基づくもの	UN R43-01- <u>S5</u> に 基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれ に基づく ANS <u>Z</u> 26.1 の規 定によるもの
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
注 1 : UN R43-01- <u>S6</u> に基づくものには、表中に記載のあるガラスの種類を示す I				注 1 : UN R43-01- <u>S5</u> に基づくものには、表中に記載のあるガラスの種類を示す I			



新	旧																																																
<p>から XV までの追加記号のほか、用途により/A、/B、/C、/L、/M、/P の追加記号が付される。</p> <p>注 2～4 (略)</p> <p><b>7-51-2～7-51-5 (略)</b></p> <p><b>7-51-6 従前規定の適用②</b></p> <p>昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 26 条第 3 項第 1 号関係）</p> <p><b>7-51-6-1 性能要件</b></p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th colspan="3" style="text-align: center;">付される記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">窓ガラスの部位</td> <td style="text-align: center;">JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの</td> <td style="text-align: center;">ECE 規格 No. 43 に基づくもの</td> <td style="text-align: center;">FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANS <u>I</u> Z26.1 の規定によるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 (略)</p> <p><b>7-51-7 従前規定の適用③</b></p> <p>昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 26 条第 3 項第 1 号関係）</p> <p><b>7-51-7-1 性能要件</b></p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) 及び (3) の基準に適合するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th colspan="3" style="text-align: center;">付される記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">窓ガラスの部位</td> <td style="text-align: center;">JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの</td> <td style="text-align: center;">ECE 規格 No. 43 に基づくもの</td> <td style="text-align: center;">FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANS <u>I</u> Z26.1 の規定によるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 (略)</p> <p><b>7-51-8 従前規定の適用④</b></p> <p>昭和 45 年 5 月 31 日以前に製作された自動車（幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 26 条第 2 項第 2 号関係）</p> <p><b>7-51-8-1 性能要件</b></p>		付される記号			窓ガラスの部位	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	ECE 規格 No. 43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANS <u>I</u> Z26.1 の規定によるもの	(略)					付される記号			窓ガラスの部位	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	ECE 規格 No. 43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANS <u>I</u> Z26.1 の規定によるもの	(略)				<p>から XV までの追加記号のほか、用途により/A、/B、/C、/L、/M、/P の追加記号が付される。</p> <p>注 2～4 (略)</p> <p><b>7-51-2～7-51-5 (略)</b></p> <p><b>7-51-6 従前規定の適用②</b></p> <p>昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 26 条第 3 項第 1 号関係）</p> <p><b>7-51-6-1 性能要件</b></p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th colspan="3" style="text-align: center;">付される記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">窓ガラスの部位</td> <td style="text-align: center;">JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの</td> <td style="text-align: center;">ECE 規格 No. 43 に基づくもの</td> <td style="text-align: center;">FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANS <u>Z</u> 26.1 の規定によるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 (略)</p> <p><b>7-51-7 従前規定の適用③</b></p> <p>昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 26 条第 3 項第 1 号関係）</p> <p><b>7-51-7-1 性能要件</b></p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) 及び (3) の基準に適合するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th colspan="3" style="text-align: center;">付される記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">窓ガラスの部位</td> <td style="text-align: center;">JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの</td> <td style="text-align: center;">ECE 規格 No. 43 に基づくもの</td> <td style="text-align: center;">FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANS <u>Z</u> 26.1 の規定によるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 (略)</p> <p><b>7-51-8 従前規定の適用④</b></p> <p>昭和 45 年 5 月 31 日以前に製作された自動車（幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 26 条第 2 項第 2 号関係）</p> <p><b>7-51-8-1 性能要件</b></p>		付される記号			窓ガラスの部位	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	ECE 規格 No. 43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANS <u>Z</u> 26.1 の規定によるもの	(略)					付される記号			窓ガラスの部位	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	ECE 規格 No. 43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANS <u>Z</u> 26.1 の規定によるもの	(略)			
	付される記号																																																
窓ガラスの部位	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	ECE 規格 No. 43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANS <u>I</u> Z26.1 の規定によるもの																																														
(略)																																																	
	付される記号																																																
窓ガラスの部位	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	ECE 規格 No. 43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANS <u>I</u> Z26.1 の規定によるもの																																														
(略)																																																	
	付される記号																																																
窓ガラスの部位	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	ECE 規格 No. 43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANS <u>Z</u> 26.1 の規定によるもの																																														
(略)																																																	
	付される記号																																																
窓ガラスの部位	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	ECE 規格 No. 43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANS <u>Z</u> 26.1 の規定によるもの																																														
(略)																																																	

新			
(1) ～ (3) (略) (4) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。			
	付される記号		
窓ガラスの部位	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	ECE 規格 No. 43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANS <u>I</u> Z26.1 の規定によるもの
(略)			
注 (略)			
<b>7-51-9 従前規定の適用⑤</b>			
昭和 45 年 5 月 31 日以前に製作された幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 26 条第 2 項第 2 号関係)			
<b>7-51-9-1 性能要件</b>			
(1) ～ (5) (略)			
(6) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) 及び (3) の基準に適合するものとする。			
	付される記号		
窓ガラスの部位	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	ECE 規格 No. 43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANS <u>I</u> Z26.1 の規定によるもの
(略)			
注 (略)			
<b>7-51-10 従前規定の適用⑥</b>			
昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車 (幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 26 条第 2 項第 3 号及び第 3 項第 2 号関係)			
<b>7-51-10-1 性能要件</b>			
(1) ～ (3) (略)			
(4) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。			
	付される記号		
窓ガラスの部位	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	ECE 規格 No. 43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANS <u>I</u> Z26.1 の規定によるもの
(略)			

旧			
(1) ～ (3) (略) (4) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。			
	付される記号		
窓ガラスの部位	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	ECE 規格 No. 43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSZ <u>26.1</u> の規定によるもの
(略)			
注 (略)			
<b>7-51-9 従前規定の適用⑤</b>			
昭和 45 年 5 月 31 日以前に製作された幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 26 条第 2 項第 2 号関係)			
<b>7-51-9-1 性能要件</b>			
(1) ～ (5) (略)			
(6) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) 及び (3) の基準に適合するものとする。			
	付される記号		
窓ガラスの部位	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	ECE 規格 No. 43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSZ <u>26.1</u> の規定によるもの
(略)			
注 (略)			
<b>7-51-10 従前規定の適用⑥</b>			
昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車 (幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 26 条第 2 項第 3 号及び第 3 項第 2 号関係)			
<b>7-51-10-1 性能要件</b>			
(1) ～ (3) (略)			
(4) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。			
	付される記号		
窓ガラスの部位	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	ECE 規格 No. 43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSZ <u>26.1</u> の規定によるもの
(略)			

新	旧																																																
<p style="text-align: center;">注 (略)</p> <p><b>7-51-11 従前規定の適用⑦</b></p> <p>昭和 62 年 8 月 31 日 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車であって輸入自動車以外のもの) については昭和 62 年 2 月 28 日、輸入自動車については昭和 63 年 3 月 31 日) 以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 26 条第 2 項第 4 号及び第 3 項第 3 号関係)</p> <p><b>7-51-11-1 性能要件</b></p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) 及び (3) の基準に適合するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th colspan="3" style="text-align: center;">付される記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">窓ガラスの部位</td> <td style="text-align: center;">JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの</td> <td style="text-align: center;">ECE 規格 No. 43 に基づくもの</td> <td style="text-align: center;">FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANS<del>I</del>Z26.1 の規定によるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">注 (略)</p> <p><b>7-51-12 従前規定の適用⑧</b></p> <p>平成元年 4 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 26 条第 1 項関係)</p> <p><b>7-51-12-1 性能要件</b></p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) 及び (3) の基準に適合するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th colspan="3" style="text-align: center;">付される記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">窓ガラスの部位</td> <td style="text-align: center;">JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの</td> <td style="text-align: center;">ECE 規格 No. 43 に基づくもの</td> <td style="text-align: center;">FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANS<del>Z</del>26.1 の規定によるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">注 (略)</p> <p><b>7-51-13 従前規定の適用⑨</b></p> <p>平成 31 年 6 月 30 日以前に製作された自動車 (平成 29 年 7 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 (平成 29 年 6 月 30 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。) を除く。) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 26 条第 4 項関係)</p>		付される記号			窓ガラスの部位	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	ECE 規格 No. 43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANS <del>I</del> Z26.1 の規定によるもの	(略)					付される記号			窓ガラスの部位	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	ECE 規格 No. 43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANS <del>Z</del> 26.1 の規定によるもの	(略)				<p style="text-align: center;">注 (略)</p> <p><b>7-51-11 従前規定の適用⑦</b></p> <p>昭和 62 年 8 月 31 日 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車であって輸入自動車以外のもの) については昭和 62 年 2 月 28 日、輸入自動車については昭和 63 年 3 月 31 日) 以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 26 条第 2 項第 4 号及び第 3 項第 3 号関係)</p> <p><b>7-51-11-1 性能要件</b></p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) 及び (3) の基準に適合するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th colspan="3" style="text-align: center;">付される記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">窓ガラスの部位</td> <td style="text-align: center;">JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの</td> <td style="text-align: center;">ECE 規格 No. 43 に基づくもの</td> <td style="text-align: center;">FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSZ<del>Z</del>26.1 の規定によるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">注 (略)</p> <p><b>7-51-12 従前規定の適用⑧</b></p> <p>平成元年 4 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 26 条第 1 項関係)</p> <p><b>7-51-12-1 性能要件</b></p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表の右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1) 及び (3) の基準に適合するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th colspan="3" style="text-align: center;">付される記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">窓ガラスの部位</td> <td style="text-align: center;">JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの</td> <td style="text-align: center;">ECE 規格 No. 43 に基づくもの</td> <td style="text-align: center;">FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSZ<del>Z</del>26.1 の規定によるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">注 (略)</p> <p><b>7-51-13 従前規定の適用⑨</b></p> <p>平成 31 年 6 月 30 日以前に製作された自動車 (平成 29 年 7 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 (平成 29 年 6 月 30 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。) を除く。) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 26 条第 4 項関係)</p>		付される記号			窓ガラスの部位	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	ECE 規格 No. 43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSZ <del>Z</del> 26.1 の規定によるもの	(略)					付される記号			窓ガラスの部位	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	ECE 規格 No. 43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSZ <del>Z</del> 26.1 の規定によるもの	(略)			
	付される記号																																																
窓ガラスの部位	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	ECE 規格 No. 43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANS <del>I</del> Z26.1 の規定によるもの																																														
(略)																																																	
	付される記号																																																
窓ガラスの部位	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	ECE 規格 No. 43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANS <del>Z</del> 26.1 の規定によるもの																																														
(略)																																																	
	付される記号																																																
窓ガラスの部位	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	ECE 規格 No. 43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSZ <del>Z</del> 26.1 の規定によるもの																																														
(略)																																																	
	付される記号																																																
窓ガラスの部位	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	ECE 規格 No. 43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれに基づく ANSZ <del>Z</del> 26.1 の規定によるもの																																														
(略)																																																	

新	旧																						
<p><b>7-51-13-1 性能要件（書面等による審査）</b>            (1)～(7)（略）            (8) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷等のないものは、(1)、(4)及び(5)の基準に適合するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">窓ガラスの 部位</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">付される記号</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">JIS R 3211「自動 車用安全ガラス」 に基づくもの</td> <td style="text-align: center;">ECE 規格 No. 43 に基づくもの</td> <td style="text-align: center;">FMVSS No. 205 及びこれ に基づく ANSⅠ Z26.1 の 規定によるもの</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注（略）</p> <p><b>7-52</b>（略）</p> <p><b>7-53 騒音防止装置</b>  <b>7-53-1～7-53-16</b>（略）  <b>7-53-17 従前規定の適用⑬</b>            次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係）            ①～②（略）</p> <p><b>7-53-17-1</b>（略）  <b>7-53-17-2 性能要件</b>  <b>7-53-17-2-1～7-53-17-2-2</b>（略）  <b>7-53-17-2-3 書面等による審査</b>            (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。            ①（略）            ② 二輪自動車は、UN R41-04-S5（平成 33 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車にあっては、試験路は ISO 10844:1994 に規定された路面であつてもよい。）の <u>6. (6.3. 及び 6.4. を除く。)</u> に適合する構造であること。            なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg の範囲になければならない。            (2)～(7)（略）</p> <p><b>7-54</b>（略）</p> <p><b>7-55 排気管からの排出ガス発散防止性能</b></p>	窓ガラスの 部位	付される記号			JIS R 3211「自動 車用安全ガラス」 に基づくもの	ECE 規格 No. 43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれ に基づく ANSⅠ Z26.1 の 規定によるもの	(略)				<p><b>7-51-13-1 性能要件（書面等による審査）</b>            (1)～(7)（略）            (8) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷等のないものは、(1)、(4)及び(5)の基準に適合するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">窓ガラスの 部位</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">付される記号</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">JIS R 3211「自動 車用安全ガラス」 に基づくもの</td> <td style="text-align: center;">ECE 規格 No. 43 に基づくもの</td> <td style="text-align: center;">FMVSS No. 205 及びこれ に基づく ANSZ 26.1 の規 定によるもの</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注（略）</p> <p><b>7-52</b>（略）</p> <p><b>7-53 騒音防止装置</b>  <b>7-53-1～7-53-16</b>（略）  <b>7-53-17 従前規定の適用⑬</b>            次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係）            ①～②（略）</p> <p><b>7-53-17-1</b>（略）  <b>7-53-17-2 性能要件</b>  <b>7-53-17-2-1～7-53-17-2-2</b>（略）  <b>7-53-17-2-3 書面等による審査</b>            (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。            ①（略）            ② 二輪自動車は、UN R41-04-S5（平成 33 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車にあっては、試験路は ISO 10844:1994 に規定された路面であつてもよい。）の <u>6. に適合する構造であること。</u>            なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg の範囲になければならない。            (2)～(7)（略）</p> <p><b>7-54</b>（略）</p> <p><b>7-55 排気管からの排出ガス発散防止性能</b></p>	窓ガラスの 部位	付される記号			JIS R 3211「自動 車用安全ガラス」 に基づくもの	ECE 規格 No. 43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれ に基づく ANSZ 26.1 の規 定によるもの	(略)			
窓ガラスの 部位		付される記号																					
	JIS R 3211「自動 車用安全ガラス」 に基づくもの	ECE 規格 No. 43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれ に基づく ANSⅠ Z26.1 の 規定によるもの																				
(略)																							
窓ガラスの 部位	付される記号																						
	JIS R 3211「自動 車用安全ガラス」 に基づくもの	ECE 規格 No. 43 に基づくもの	FMVSS No. 205 及びこれ に基づく ANSZ 26.1 の規 定によるもの																				
(略)																							

新	旧
<p><b>7-55-1 性能要件</b>  <b>7-55-1-1 テスタ等による審査</b>  自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、②及び③の基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車には適用しない。(保安基準第31条第2項関係、細目告示第41条第1項関係、細目告示第119条第1項関係) [ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制]</p> <p>① (略)  [軽油、光吸収係数規制]</p> <p>② 軽油を燃料とする自動車であって次に掲げるものは、光吸収係数が <math>0.50\text{m}^{-1}</math> を超えないものであること。</p> <p>この場合において、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。(細目告示第41条第1項第20号関係、細目告示第119条第1項第11号関係)</p> <p>ア 普通自動車及び小型自動車であって車両総重量 3.5t 以下又は専ら乗用の用に供する乗車定員 <u>9人</u> 以下の自動車</p> <p>イ 普通自動車及び小型自動車のうち車両総重量 3.5t を超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員 <u>9人</u> 以下の自動車を除く。)であって使用の過程にあるもの又は7-55-1-2(3)の規定の適用を受ける排出ガス非認証車(適用関係告示第28条第84項関係)</p> <p>ウ (略)  [軽油、黒煙汚染度規制(従前規定)]</p> <p>③ (略)</p> <p><b>7-55-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、書面により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、①及び②の基準のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用せず、①、③及び⑤の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を含む。)には適用せず、①から⑥まで及び⑩の基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車に適用せず、⑤及び⑥の基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。(保安基準第31条第2項関係、細目告示第41条第1項関係、細目告示第119条第1項関係)</p> <p>[ガソリン・液化石油ガス、3.5t 超]</p> <p>① (略)  [ガソリン・液化石油ガス、3.5t 以下]</p> <p>② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車</p>	<p><b>7-55-1 性能要件</b>  <b>7-55-1-1 テスタ等による審査</b>  自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、②及び③の基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車には適用しない。(保安基準第31条第2項関係、細目告示第41条第1項関係、細目告示第119条第1項関係) [ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制]</p> <p>① (略)  [軽油、光吸収係数規制]</p> <p>② 軽油を燃料とする自動車であって次に掲げるものは、光吸収係数が <math>0.50\text{m}^{-1}</math> を超えないものであること。</p> <p>この場合において、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。(細目告示第41条第1項第20号関係、細目告示第119条第1項第11号関係)</p> <p>ア 普通自動車及び小型自動車であって車両総重量 3.5t 以下又は専ら乗用の用に供する乗車定員 <u>10人</u> 以下の自動車</p> <p>イ 普通自動車及び小型自動車のうち車両総重量 3.5t を超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員 <u>10人</u> 以下の自動車を除く。)であって使用の過程にあるもの又は7-55-1-2(3)の規定の適用を受ける排出ガス非認証車(適用関係告示第28条第84項関係)</p> <p>ウ (略)  [軽油、黒煙汚染度規制(従前規定)]</p> <p>③ (略)</p> <p><b>7-55-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、書面により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、①及び②の基準のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用せず、①、③及び⑤の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の普通自動車及び小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を含む。)には適用せず、①から⑥まで及び⑩の基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車に適用せず、⑤及び⑥の基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。(保安基準第31条第2項関係、細目告示第41条第1項関係、細目告示第119条第1項関係)</p> <p>[ガソリン・液化石油ガス、3.5t 超]</p> <p>① (略)  [ガソリン・液化石油ガス、3.5t 以下]</p> <p>② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車</p>

新	旧																				
<p>のうち①の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する WLTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1km 当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。（細目告示第 41 条第 1 項第 4 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 2 号関係）</p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>のうち①の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、次に掲げるいずれかの基準に適合すること。（細目告示第 41 条第 1 項第 4 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 2 号関係）</p> <p><u>ア</u> 細目告示別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する JC08H モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1km 当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）に 0.75 を乗じた値に、同別添に規定する JC08C モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1km 当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）に 0.25 を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。</p> <table border="1" data-bbox="1301 842 2047 1406"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>一酸化炭素</th> <th>非メタン炭化水素</th> <th>窒素酸化物</th> <th>粒子状物質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(ア) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車</u></td> <td>1.92</td> <td>0.08</td> <td>0.08</td> <td>0.007</td> </tr> <tr> <td><u>(イ) 車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、(ア) に掲げるもの以外のもの</u></td> <td>1.92</td> <td>0.08</td> <td>0.08</td> <td>0.007</td> </tr> <tr> <td><u>(ウ) 車両総重量が 3.5t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、(ア) 及び (イ) に掲げるもの以外のもの</u></td> <td>4.08</td> <td>0.08</td> <td>0.10</td> <td>0.009</td> </tr> </tbody> </table>	自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	<u>(ア) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車</u>	1.92	0.08	0.08	0.007	<u>(イ) 車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、(ア) に掲げるもの以外のもの</u>	1.92	0.08	0.08	0.007	<u>(ウ) 車両総重量が 3.5t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、(ア) 及び (イ) に掲げるもの以外のもの</u>	4.08	0.08	0.10	0.009
自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質																	
<u>(ア) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車</u>	1.92	0.08	0.08	0.007																	
<u>(イ) 車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、(ア) に掲げるもの以外のもの</u>	1.92	0.08	0.08	0.007																	
<u>(ウ) 車両総重量が 3.5t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、(ア) 及び (イ) に掲げるもの以外のもの</u>	4.08	0.08	0.10	0.009																	



新					旧																																																																
※7-55-1-2 (1) ②文中へ移動  <table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>一酸化炭素</th> <th>非メタン炭化水素</th> <th>窒素酸化物</th> <th>粒子状物質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>ア</u> 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車</td> <td>2.03</td> <td>0.16</td> <td>0.08</td> <td>0.007</td> </tr> <tr> <td><u>イ</u> 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、<u>ア</u>に掲げるもの以外のもの</td> <td>2.03</td> <td>0.16</td> <td>0.08</td> <td>0.007</td> </tr> <tr> <td><u>ウ</u> 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、<u>ア</u>及び<u>イ</u>に掲げるもの以外のもの</td> <td>4.48</td> <td>0.23</td> <td>0.11</td> <td>0.009</td> </tr> <tr> <td><u>エ</u> 軽自動車であって、<u>ア</u>に掲げるもの以外のもの</td> <td>7.06</td> <td>0.16</td> <td>0.08</td> <td>0.007</td> </tr> </tbody> </table> <p>[軽油、3.5t 超] ③ (略) [軽油、3.5t 以下] ④ 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち③の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、<u>別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する WLTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1km 当たりの排出量を g で表した値 (非メタン炭化</u></p>					自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	<u>ア</u> 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	2.03	0.16	0.08	0.007	<u>イ</u> 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、 <u>ア</u> に掲げるもの以外のもの	2.03	0.16	0.08	0.007	<u>ウ</u> 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、 <u>ア</u> 及び <u>イ</u> に掲げるもの以外のもの	4.48	0.23	0.11	0.009	<u>エ</u> 軽自動車であって、 <u>ア</u> に掲げるもの以外のもの	7.06	0.16	0.08	0.007	<table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>一酸化炭素</th> <th>非メタン炭化水素</th> <th>窒素酸化物</th> <th>粒子状物質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>エ</u> 軽自動車であって、<u>ア</u>に掲げるもの以外のもの</td> <td>6.67</td> <td>0.08</td> <td>0.08</td> <td>0.007</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>イ</u> 別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する WLTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1km 当たりの排出量を g で表した値 (非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値) が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>一酸化炭素</th> <th>非メタン炭化水素</th> <th>窒素酸化物</th> <th>粒子状物質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>ア</u> 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車</td> <td>2.03</td> <td>0.16</td> <td>0.08</td> <td>0.007</td> </tr> <tr> <td><u>イ</u> 車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、<u>ア</u>に掲げるもの以外のもの</td> <td>2.03</td> <td>0.16</td> <td>0.08</td> <td>0.007</td> </tr> <tr> <td><u>ウ</u> 車両総重量が 3.5t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、<u>ア</u>及び<u>イ</u>に掲げるもの以外のもの</td> <td>4.48</td> <td>0.23</td> <td>0.11</td> <td>0.009</td> </tr> <tr> <td><u>エ</u> 軽自動車であつて、<u>ア</u>に掲げるもの以外のもの</td> <td>7.06</td> <td>0.16</td> <td>0.08</td> <td>0.007</td> </tr> </tbody> </table> <p>[軽油、3.5t 超] ③ (略) [軽油、3.5t 以下] ④ 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち③の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、<u>次に掲げるいずれかの基準に適合すること。</u>(細目告示第 41 条第 1 項第 8 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 4 号関係)</p>					自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	<u>エ</u> 軽自動車であって、 <u>ア</u> に掲げるもの以外のもの	6.67	0.08	0.08	0.007	自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	<u>ア</u> 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	2.03	0.16	0.08	0.007	<u>イ</u> 車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、 <u>ア</u> に掲げるもの以外のもの	2.03	0.16	0.08	0.007	<u>ウ</u> 車両総重量が 3.5t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、 <u>ア</u> 及び <u>イ</u> に掲げるもの以外のもの	4.48	0.23	0.11	0.009	<u>エ</u> 軽自動車であつて、 <u>ア</u> に掲げるもの以外のもの	7.06	0.16	0.08	0.007
					自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質																																																												
					<u>ア</u> 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	2.03	0.16	0.08	0.007																																																												
					<u>イ</u> 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、 <u>ア</u> に掲げるもの以外のもの	2.03	0.16	0.08	0.007																																																												
					<u>ウ</u> 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、 <u>ア</u> 及び <u>イ</u> に掲げるもの以外のもの	4.48	0.23	0.11	0.009																																																												
<u>エ</u> 軽自動車であって、 <u>ア</u> に掲げるもの以外のもの	7.06	0.16	0.08	0.007																																																																	
自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質																																																																	
<u>エ</u> 軽自動車であって、 <u>ア</u> に掲げるもの以外のもの	6.67	0.08	0.08	0.007																																																																	
自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質																																																																	
<u>ア</u> 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	2.03	0.16	0.08	0.007																																																																	
<u>イ</u> 車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、 <u>ア</u> に掲げるもの以外のもの	2.03	0.16	0.08	0.007																																																																	
<u>ウ</u> 車両総重量が 3.5t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、 <u>ア</u> 及び <u>イ</u> に掲げるもの以外のもの	4.48	0.23	0.11	0.009																																																																	
<u>エ</u> 軽自動車であつて、 <u>ア</u> に掲げるもの以外のもの	7.06	0.16	0.08	0.007																																																																	

新	旧																				
<p><u>水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値)が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。(細目告示第41条第1項第8号関係、細目告示第119条第1項第4号関係) (削除)</u></p> <p>※7-55-1-2 (1) ④文中へ移動</p>	<p><u>ア 細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するJC08Hモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値(非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値)に0.75を乗じた値に、同別添に規定するJC08Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値(非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値)に0.25を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。</u></p> <table border="1" data-bbox="1301 687 2047 1257"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>一酸化炭素</th> <th>非メタン炭化水素</th> <th>窒素酸化物</th> <th>粒子状物質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(ア) 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車</u></td> <td><u>0.84</u></td> <td><u>0.032</u></td> <td><u>0.11</u></td> <td><u>0.007</u></td> </tr> <tr> <td><u>(イ) 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であつて、(ア)に掲げるもの以外のもの</u></td> <td><u>0.84</u></td> <td><u>0.032</u></td> <td><u>0.11</u></td> <td><u>0.007</u></td> </tr> <tr> <td><u>(ウ) 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であつて、(ア)及び(イ)に掲げるもの以外のもの</u></td> <td><u>0.84</u></td> <td><u>0.032</u></td> <td><u>0.20</u></td> <td><u>0.009</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>イ 別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値(非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値)が、次の表の左欄に掲げる自動</u></p>	自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	<u>(ア) 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車</u>	<u>0.84</u>	<u>0.032</u>	<u>0.11</u>	<u>0.007</u>	<u>(イ) 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であつて、(ア)に掲げるもの以外のもの</u>	<u>0.84</u>	<u>0.032</u>	<u>0.11</u>	<u>0.007</u>	<u>(ウ) 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であつて、(ア)及び(イ)に掲げるもの以外のもの</u>	<u>0.84</u>	<u>0.032</u>	<u>0.20</u>	<u>0.009</u>
自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質																	
<u>(ア) 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車</u>	<u>0.84</u>	<u>0.032</u>	<u>0.11</u>	<u>0.007</u>																	
<u>(イ) 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であつて、(ア)に掲げるもの以外のもの</u>	<u>0.84</u>	<u>0.032</u>	<u>0.11</u>	<u>0.007</u>																	
<u>(ウ) 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であつて、(ア)及び(イ)に掲げるもの以外のもの</u>	<u>0.84</u>	<u>0.032</u>	<u>0.20</u>	<u>0.009</u>																	

新					旧				
					<p style="color: red;">車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。</p>				
自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
<u>ア</u> 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車	0.88	0.037	0.23	0.009	<u>ア</u> 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車	0.88	0.037	0.23	0.009
<u>イ</u> 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、 <u>ア</u> に掲げるもの以外のもの	0.88	0.037	0.23	0.009	<u>イ</u> 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、 <u>ア</u> に掲げるもの以外のもの	0.88	0.037	0.23	0.009
<u>ウ</u> 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、 <u>ア</u> 及び <u>イ</u> に掲げるもの以外のもの	0.88	0.037	0.36	0.013	<u>ウ</u> 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、 <u>ア</u> 及び <u>イ</u> に掲げるもの以外のもの	0.88	0.037	0.36	0.013
<p>[ガソリン・液化石油ガス・軽油以外、3.5t 超]</p> <p>⑤ (略)</p> <p>[ガソリン・液化石油ガス・軽油以外、3.5t 以下]</p> <p>⑥ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち⑤の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値(非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値)が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。(細目告示第41条第1項第12号関係、細目告示第119条第1項第6号関係)</p> <p><u>(削除)</u></p>					<p>[ガソリン・液化石油ガス・軽油以外、3.5t 超]</p> <p>⑤ (略)</p> <p>[ガソリン・液化石油ガス・軽油以外、3.5t 以下]</p> <p>⑥ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち⑤の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、次に掲げるいずれかの基準に適合すること。(細目告示第41条第1項第12号関係、細目告示第119条第1項第6号関係)</p> <p><u>ア</u> 細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するJC08Hモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値(非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値)に0.75を乗じた値に、同別添に規定するJC08Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管</p>				

新					旧																													
※7-55-1-2 (1) ⑥文中へ移動					<p>から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1km 当たりの排出量を g で表した値 (非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値) に 0.25 を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>一酸化炭素</th> <th>非メタン炭化水素</th> <th>窒素酸化物</th> <th>粒子状物質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車</td> <td>1.92</td> <td>0.08</td> <td>0.11</td> <td>0.007</td> </tr> <tr> <td>(イ) 車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、(ア) に掲げるもの以外のもの</td> <td>1.92</td> <td>0.08</td> <td>0.11</td> <td>0.007</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 車両総重量が 3.5t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、(ア) 及び (イ) に掲げるもの以外のもの</td> <td>4.08</td> <td>0.08</td> <td>0.20</td> <td>0.009</td> </tr> <tr> <td>(エ) 軽自動車であつて、(ア) に掲げるもの以外のもの</td> <td>6.67</td> <td>0.08</td> <td>0.11</td> <td>0.007</td> </tr> </tbody> </table>					自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	(ア) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	1.92	0.08	0.11	0.007	(イ) 車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、(ア) に掲げるもの以外のもの	1.92	0.08	0.11	0.007	(ウ) 車両総重量が 3.5t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、(ア) 及び (イ) に掲げるもの以外のもの	4.08	0.08	0.20	0.009	(エ) 軽自動車であつて、(ア) に掲げるもの以外のもの	6.67	0.08	0.11	0.007
					自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質																									
(ア) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	1.92	0.08	0.11	0.007																														
(イ) 車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、(ア) に掲げるもの以外のもの	1.92	0.08	0.11	0.007																														
(ウ) 車両総重量が 3.5t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、(ア) 及び (イ) に掲げるもの以外のもの	4.08	0.08	0.20	0.009																														
(エ) 軽自動車であつて、(ア) に掲げるもの以外のもの	6.67	0.08	0.11	0.007																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>一酸化炭素</th> <th>非メタン炭化水素</th> <th>窒素酸化物</th> <th>粒子状物質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の</td> <td>2.03</td> <td>0.16</td> <td>0.23</td> <td>0.009</td> </tr> </tbody> </table>					自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の	2.03	0.16	0.23	0.009	<p>イ 別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する WLTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1km 当たりの排出量を g で表した値 (非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値) が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>一酸化炭素</th> <th>非メタン炭化水素</th> <th>窒素酸化物</th> <th>粒子状物質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下</td> <td>2.03</td> <td>0.16</td> <td>0.23</td> <td>0.009</td> </tr> </tbody> </table>					自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	(ア) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下	2.03	0.16	0.23	0.009					
自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質																														
ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の	2.03	0.16	0.23	0.009																														
自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質																														
(ア) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下	2.03	0.16	0.23	0.009																														

新						旧					
普通自動車、小型自動車又は軽自動車						の普通自動車、小型自動車又は軽自動車					
<u>イ</u> 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、 <u>ア</u> に掲げるもの以外のもの	2.03	0.16	0.23	0.009		<u>(イ)</u> 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、 <u>(ア)</u> に掲げるもの以外のもの	2.03	0.16	0.23	0.009	
<u>ウ</u> 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、 <u>ア</u> 及び <u>イ</u> に掲げるもの以外のもの	4.48	0.23	0.36	0.013		<u>(ウ)</u> 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、 <u>(ア)</u> 及び <u>(イ)</u> に掲げるもの以外のもの	4.48	0.23	0.36	0.013	
<u>エ</u> 軽自動車であって、 <u>ア</u> に掲げるもの以外のもの	7.06	0.16	0.23	0.009		<u>(エ)</u> 軽自動車であって、 <u>(ア)</u> に掲げるもの以外のもの	7.06	0.16	0.23	0.009	

⑦～⑨ (略)  
(2) (略)  
7-55-2～7-55-3 (略)

⑦～⑨ (略)  
(2) ～ (3) (略)  
7-55-2～7-55-3 (略)

新				
7-55-4 適用関係の整理				
次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって、同表の最終適用時期の欄に掲げる年月日以前に製作されたものについては、同表の従前規定の欄に掲げる規定を適用する。(適用関係告示第28条関係)				
自動車の種別	最終適用時期	従前規定		
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	専ら乗用の用に供する <b>自動車であって、乗車定員9人以下のもの及び乗車定員10人で、かつ、車両総重量が3.5t以下のもの</b>	2 サイクルの原動機を有する軽自動車以外のもの	平成32年8月31日	
	その他のもの	普通自動車又は小型自動車	車両総重量が1.7t以下のもの	平成32年8月31日
		車両総重量が1.7tを超え2.5t以下のもの	平成33年8月31日	
		車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のもの	平成33年8月31日	
		車両総重量が3.5tを超えるもの	平成22年8月31日	
軽自動車	平成33年8月31日	(略)		
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車				
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	専ら乗用の用に供する <b>自動車であって、乗車定員9人以下のもの及び乗車定員10人で、かつ、車両総重量が3.5t以下のもの</b>	車両重量が1,265kg以下のもの	平成32年8月31日	
		車両重量が1,265kgを超えるもの	平成32年8月31日	
	その他のもの	車両総重量が1.7t以下のもの	平成32年8月31日	
		車両総重量が1.7tを超え2.5t以下のもの	平成33年8月31日	
		車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のもの	平成33年8月31日	
車両総重量が3.5tを超え7.5t以下のもの		平成31年8月31日		
車両総重量が7.5tを超えるもの	第五輪荷重を有する牽引自動車以外のもの	平成33年8月31日		
	第五輪荷重を有する牽引自動車	平成30年8月31日		
ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	専ら乗用の用に供する <b>自動車であって、乗車定員9人以下のもの及び乗車定員10人で、かつ、車両総重量が3.5t以下のもの</b>	車両重量が1,265kg以下のもの	平成32年8月31日	
		車両重量が1,265kgを超えるもの	平成32年8月31日	
	その他のもの	普通自動車又は小型自動車	車両総重量が1.7t以下のもの	平成32年8月31日
		車両総重量が1.7tを超え3.5t以下のもの	平成33年8月31日	
		車両総重量が3.5tを超え12t以下のもの	平成23年9月30日	
車両総重量が12tを超えるもの		平成22年8月31日		
軽自動車	平成33年8月31日	(略)		
(略)				

7-55-5 従前規定の適用①

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに**専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車であって、車両総重量3.5t以下のもの**(2サイクルの原動機を有する軽自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、平成32年8月31日以前に製作されたもの及び新たに運行の用に供しようとする**共通構造型式指定自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)**の発効日が**平成32年8月31日以前のもの**(輸入自動車以外の自動車であって、平成30年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表①の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2(1)②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2(1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする乗車定員が9人以下である乗用自動車及び**専ら乗用の用に供する乗車定員10人**

旧				
7-55-4 適用関係の整理				
次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であって、同表の最終適用時期の欄に掲げる年月日以前に製作されたものについては、同表の従前規定の欄に掲げる規定を適用する。(適用関係告示第28条関係)				
自動車の種別	最終適用時期	従前規定		
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	専ら乗用の用に供する乗車定員 <b>10人</b> 以下のもの	2 サイクルの原動機を有する軽自動車以外のもの	平成25年2月28日	
	その他のもの	普通自動車又は小型自動車	車両総重量が1.7t以下のもの	平成25年2月28日
		車両総重量が1.7tを超え2.5t以下のもの	平成25年2月28日	
		車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のもの	平成25年2月28日	
		車両総重量が3.5tを超えるもの	平成22年8月31日	
軽自動車	平成25年2月28日	(略)		
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車				
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	専ら乗用の用に供する乗車定員 <b>10人</b> 以下のもの	車両重量が1,265kg以下のもの	平成22年8月31日	
		車両重量が1,265kgを超えるもの	平成22年8月31日	
	その他のもの	車両総重量が1.7t以下のもの	平成22年8月31日	
		車両総重量が1.7tを超え2.5t以下のもの	平成23年8月31日	
		車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のもの	平成22年8月31日	
車両総重量が3.5tを超え7.5t以下のもの		平成31年8月31日		
車両総重量が7.5tを超えるもの	第五輪荷重を有する牽引自動車以外のもの	平成29年8月31日		
	第五輪荷重を有する牽引自動車	平成30年8月31日		
ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	専ら乗用の用に供する乗車定員 <b>10人</b> 以下のもの	車両重量が1,265kg以下のもの	平成22年8月31日	
		車両重量が1,265kgを超えるもの	平成22年8月31日	
	その他のもの	普通自動車又は小型自動車	車両総重量が1.7t以下のもの	平成22年8月31日
		車両総重量が1.7tを超え3.5t以下のもの	平成22年8月31日	
		車両総重量が3.5tを超え12t以下のもの	平成23年9月30日	
車両総重量が12tを超えるもの		平成22年8月31日		
軽自動車	平成22年8月31日	(略)		
(略)				

7-55-5 従前規定の適用①

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(2サイクルの原動機を有する軽自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表①の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2(1)②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2(1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする乗車定員が10人以下である乗用自動車(2サイクルの原動機を有する軽自動車





新

**7-55-7 従前規定の適用③**  
 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 32 年 8 月 31 日以前に製作されたもの及び新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発効日が平成 32 年 8 月 31 日以前のもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 30 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表③の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2 (1) ②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表③ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

規制年	識別記号	区分			測定モード <sup>*</sup> (単位)	7-55-1-2 (1) ②イ関係					7-55-1-1①イ関係			
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係告示根拠	7ｲﾄﾞﾘﾝｸﾞ規制値	適用関係告示根拠	
(略)														
21	LAE LBE MAE MBE QAE QBE RAE RBE	平 21.10.1	平 22.9.1	平 22.9.1	同上	同上	同上	同上	0.007	同上	173 項	同上	同上	—
					(削除)									
30	3AE 3BE 4AE 4BE 5AE 5BE 6AE 6BE	平 30.10.1	平 32.9.1	平 32.9.1	WLTC モード <sup>*</sup> (g/km)	2.03	0.16	同上	同上	同上	—	同上	同上	—

注 1～5 (略)

**7-55-8 従前規定の適用④**

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 33 年 8 月 31 日以前に製作されたもの及び新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発効日が平成 33 年 8 月 31 日以前のもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 31 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表④の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2 (1) ②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表④ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t を超えて 2.5t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

規制年	識別記号	区分			測定モード <sup>*</sup> (単位)	7-55-1-2 (1) ②ウ関係					7-55-1-1①イ関係		
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係告示根拠	7ｲﾄﾞﾘﾝｸﾞ規制値	適用関係告示根拠
(略)													

(略)

旧

**7-55-7 従前規定の適用③**  
 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 25 年 2 月 28 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 23 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表③の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2 (1) ②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表③ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

規制年	識別記号	区分			測定モード <sup>*</sup> (単位)	7-55-1-2 (1) ②イ関係					7-55-1-1①イ関係			
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係告示根拠	7ｲﾄﾞﾘﾝｸﾞ規制値	適用関係告示根拠	
(略)														
21	LAE LBE MAE MBE QAE QBE RAE RBE	平 21.10.1	平 22.9.1	平 22.9.1	同上	同上	同上	同上	0.007	同上	—	同上	同上	—
					WLTC モード <sup>*</sup> (g/km)	2.03	0.16	同上	同上	同上	—	同上	同上	—
(新設)														

注 1～5 (略)

**7-55-8 従前規定の適用④**

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 25 年 2 月 28 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 23 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表④の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2 (1) ②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表④ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が 1.7t を超えて 2.5t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

規制年	識別記号	区分			測定モード <sup>*</sup> (単位)	7-55-1-2 (1) ②ウ関係					7-55-1-1①イ関係		
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係告示根拠	7ｲﾄﾞﾘﾝｸﾞ規制値	適用関係告示根拠
(略)													

(略)

新														
21	LAF	平 21.10.1	平 22.9.1	平 22.9.1	同上	同上	同上	同上	0.009	同上	173項	同上	同上	-
	MBF													
30	3AF	平 31.10.1	平 33.9.1	平 33.9.1	WLTC モード <sup>*</sup> (g/km)	4.48	0.23	0.11	同上	同上	-	同上	同上	-
	3BF													
	4AF													
	4BF													
	5AF													
	5BF													
	6AF													
6BF														

注1～5 (略)

7-55-9 従前規定の適用⑤

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が2.5tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成33年8月31日以前に製作されたもの及び新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発効日が平成33年8月31日以前のもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成31年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑤の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2(1)②の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2(1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表⑤ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が2.5tを超えて3.5t以下である普通自動車又は小型自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

規制年	識別記号	区分				7-55-1-2(1)②ウ関係						7-55-1-1①オ関係						
		適用時期				測定モード <sup>*</sup> (単位)	モード <sup>*</sup> 規制値					適用関係告示根拠	アイドリング <sup>*</sup> 規制値			適用関係告示根拠		
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車(排出ガス非認証車を除く。)	排出ガス非認証車		CO	HC	NOx	PM	備考		CO	%	HC ppm		備考	
(略)																		
21	LAF	平 21.10.1	平 22.9.1	平 22.9.1	同上	同上	同上	同上	0.009	同上	173項	1.0	300	-				
	MBF														QAF	QBF	RAF	RBF
	なし			平 22.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	【注4】	【注4】	-				
30	3AF	平 31.10.1	平 33.9.1	平 33.9.1	WLTC モード <sup>*</sup> (g/km)	4.48	0.23	0.11	同上	同上	-	1.0	300	-				
	3BF																	
	4AF																	
	4BF																	
	5AF																	
	5BF																	
	6AF																	
6BF																		
	なし			平 33.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	【注4】	【注4】	-				

注1～4 (略)

7-55-10 従前規定の適用⑥

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が3.5tを超える普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成22年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車

旧														
21	LAF	平 21.10.1	平 22.9.1	平 22.9.1	同上	同上	同上	同上	0.009	同上	-	同上	同上	-
	MBF													
(新設)														

注1～5 (略)

7-55-9 従前規定の適用⑤

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が2.5tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑤の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2(1)②の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2(1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表⑤ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が2.5tを超えて3.5t以下である普通自動車又は小型自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

規制年	識別記号	区分				7-55-1-2(1)②ウ関係						7-55-1-1①オ関係						
		適用時期				測定モード <sup>*</sup> (単位)	モード <sup>*</sup> 規制値					適用関係告示根拠	アイドリング <sup>*</sup> 規制値			適用関係告示根拠		
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車(排出ガス非認証車を除く。)	排出ガス非認証車		CO	HC	NOx	PM	備考		CO	%	HC ppm		備考	
(略)																		
21	LAF	平 21.10.1	平 22.9.1	平 22.9.1	同上	同上	同上	同上	0.009	同上	-	同上	同上	-				
	MBF														QAF	QBF	RAF	RBF
	なし			平 22.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	【注4】	【注4】	-				
(新設)																		

注1～4 (略)

7-55-10 従前規定の適用⑥

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が3.5tを超える普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成22年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車

新												
<p>あって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑥の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2(1)①の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。</p> <p>ただし、7-55-1-2(1)①の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。</p> <p>適用表⑥ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車(乗車定員が9人以下である乗用自動車を除く。)</p>												
<p>(略)</p> <p>注1～5(略)</p>												

**7-55-11 従前規定の適用⑦**

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車(専ら乗用の用に供するもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、平成33年8月31日以前に製作されたもの及び新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発効日が平成33年8月31日以前のもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成31年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑦の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2(1)②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2(1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表⑦ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車(乗用自動車を除く。)

規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	7-55-1-2(1)②エ関係					7-55-1-1①ウ関係			
		新製生産車	継続生産車	輸入自動車		モード規制値					アイドリング規制値			
						CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係告示根拠	CO	HC	備考
(略)														
21	LAD LBD MAD MBD QAD QBD RAD RBD	平 21.10.1	平 22.9.1	平 22.9.1	同上	同上	同上	同上	0.007	同上	173項	同上	同上	—
					(削除)									
30	3AD 3BD 4AD 4BD 5AD 5BD 6AD 6BD	平 31.10.1	平 33.9.1	平 33.9.1	WLTCモード(g/km)	7.06	0.16	同上	同上	同上	—	同上	同上	—

注1～4(略)

**7-55-12(略)**  
**7-55-13 従前規定の適用⑨**

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が1,265kg以下のものに限る。)であって、平成22年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、適用表⑨-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑨-1における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、平成22年9月1日以降に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。)については、適用表⑨-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

(1)～(6)(略)

適用表⑨-1 軽油を燃料とする車両重量が1,265kg以下の乗車定員が10人以下である乗用自動車

規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	7-55-1-2(1)④ア関係					7-55-1-1②関係及び7-55-1-1③関係		
		新製生産車	継続生産車・排出ガス	輸入自動車		モード規制値					アイドリング規制値		
						CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係告示根拠	適用関係告示根拠	適用関係告示根拠
(略)													

旧												
<p>であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑥の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2(1)①の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。</p> <p>ただし、7-55-1-2(1)①の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。</p> <p>適用表⑥ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)</p>												
<p>(略)</p> <p>注1～5(略)</p>												

**7-55-11 従前規定の適用⑦**

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車(専ら乗用の用に供するもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑦の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2(1)②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、7-55-1-2(1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

適用表⑦ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車(乗用自動車を除く。)

規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	7-55-1-2(1)②エ関係					7-55-1-1①ウ関係			
		新製生産車	継続生産車	輸入自動車		モード規制値					アイドリング規制値			
						CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係告示根拠	CO	HC	備考
(略)														
21	LAD LBD MAD MBD QAD QBD RAD RBD	平 21.10.1	平 22.9.1	平 22.9.1	同上	同上	同上	同上	0.007	同上	—	同上	同上	—
					WLTCモード(g/km)	7.06	0.16	同上	同上	同上	—	同上	同上	—

注1～4(略)

**7-55-12(略)**  
**7-55-13 従前規定の適用⑨**

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が1,265kg以下のものに限る。)であって、平成22年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、適用表⑨-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑨-1における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、平成22年9月1日以降に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。)については、適用表⑨-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

(1)～(6)(略)

適用表⑨-1 軽油を燃料とする車両重量が1,265kg以下の乗車定員が10人以下である乗用自動車

規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	7-55-1-2(1)④ア関係					7-55-1-1②関係及び7-55-1-1③関係		
		新製生産車	継続生産車・排出ガス	輸入自動車		モード規制値					アイドリング規制値		
						CO	HC	NOx	PM	備考	適用関係告示根拠	適用関係告示根拠	適用関係告示根拠
(略)													

新															
			非認証車(輸入自動車を除く。)												
なし	なし	昭54.3.31以前	昭55.2.29以前	昭56.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	2.76	50	40項
昭54	K	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1	同上	同上	同上	同上	同上		17項	同上	同上	同上	同上
57	N	昭57.1.1	昭57.12.1	昭59.4.1	同上	同上	同上	同上	同上		20項	同上	同上	同上	同上
(略)															

旧																
			非認証車(輸入自動車を除く。)													
なし	なし	昭54.3.31以前	昭55.2.29以前	昭56.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	2.76	50	40項
昭54	K	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1	6 (ppm)	980	670	450	同上	直噴式	17項	同上	同上	同上	同上	同上
57	N	昭57.1.1	昭57.12.1	昭59.4.1	同上	980	670	390	同上	直噴式	20項	同上	同上	同上	同上	同上
(略)																

注1～8 (略)

適用表⑨-2 軽油を燃料とする車両重量が1,265kg以下の乗車定員が10人以下である乗用自動車

規制年	識別記号	区分			測定モード (単位)	7-55-1-2 (1) ④ア関係					7-55-1-1②関係			備考
		適用時期	適用時期	適用時期		モード規制値					適用関係告示根拠	光吸収係数規制値 (m <sup>3</sup> )	適用関係告示根拠	
						CO	HC	NOx	PM	備考				
21	(略)	平21.10.1	平22.9.1	平22.9.1	JC08Hモード×0.75+JC08Cモード×0.25 (g/km)	0.84	0.032	0.11	0.007		175項	0.50	-	
					(削除)									
30	3CA 3DA 3JA 3KA 4CA 4DA 4JA 4KA 5CA 5DA 5JA 5KA 6CA 6DA 6JA 6KA	平30.10.1	平32.9.1	平32.9.1	WLTCモード (g/km)	0.88	0.037	0.23	0.009		-	同上	-	

注1～2 (略)

3 出荷検査証が発効された共通構造部型式指定自動車については、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日より規制年を判断する。

#### 7-55-14 従前規定の適用⑩

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が1,265kgを超えるもの及び乗車定員10人の自動車にあっては、車両重量が1,265kgを超えるものであって車両総重量3.5t以下のものに限る。)であって、平成22年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、適用表⑩-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑩-1における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、平成22年9月1日以降に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。)については、適用表⑩-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

(1)～(6) (略)

適用表⑩-1 軽油を燃料とする車両重量が1,265kgを超える自動車であって、乗車定員9人以下である乗用自動車及び車両総重量

注1～8 (略)

適用表⑨-2 軽油を燃料とする車両重量が1,265kg以下の乗車定員が10人以下である乗用自動車

規制年	識別記号	区分			測定モード (単位)	7-55-1-2 (1) ④ア関係					7-55-1-1②関係			備考
		適用時期	適用時期	適用時期		モード規制値					適用関係告示根拠	光吸収係数規制値 (m <sup>3</sup> )	適用関係告示根拠	
						CO	HC	NOx	PM	備考				
21	(略)	平21.10.1	平22.9.1	平22.9.1	JC08Hモード×0.75+JC08Cモード×0.25 (g/km)	0.84	0.032	0.11	0.007		-	0.50	-	
					WLTCモード (g/km)	0.88	0.037	0.23	0.009		-	同上	-	
(新設)														

注1～2 (略)

(新設)

#### 7-55-14 従前規定の適用⑩

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が1,265kgを超えるものに限る。)であって、平成22年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、適用表⑩-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑩-1における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、平成22年9月1日以降に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。)については、適用表⑩-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

(1)～(6) (略)

適用表⑩-1 軽油を燃料とする車両重量が1,265kgを超える乗車定員10人以下である乗用自動車

新															
3.5t以下で、かつ、乗車定員10人の乗用自動車															
規制年	識別記号	区分			7-55-1-2 (1) ④ア関係					7-55-1-1②関係及び7-55-1-1③関係		7-55-1-1②関係及び7-55-1-1③関係			
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車	測定モード(単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	適用関係告示根拠	適用関係告示根拠		
					CO	HC	NOx	PM	備考		適用関係告示根拠	適用関係告示根拠	適用関係告示根拠		
なし	なし	昭54.3.31以前	昭55.2.29以前	昭56.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	2.76	50	40項
昭54	K	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1	同上	同上	同上	同上	同上	17項	同上	同上	同上	同上	同上
57	N	昭57.1.1	昭57.12.1	昭59.4.1	同上	同上	同上	同上	同上	20項	同上	同上	同上	同上	同上

旧															
(略)															
規制年	識別記号	区分			7-55-1-2 (1) ④ア関係					7-55-1-1②関係及び7-55-1-1③関係		7-55-1-1②関係及び7-55-1-1③関係			
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車	測定モード(単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	適用関係告示根拠	適用関係告示根拠		
					CO	HC	NOx	PM	備考		適用関係告示根拠	適用関係告示根拠	適用関係告示根拠		
なし	なし	昭54.3.31以前	昭55.2.29以前	昭56.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	2.76	50	40項
昭54	K	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1	6 (ppm)	980	670	450	同上	17項	同上	同上	同上	同上	同上
						980	670	700	同上	直噴式					
57	N	昭57.1.1	昭57.12.1	昭59.4.1	同上	980	670	390	同上	20項	同上	同上	同上	同上	同上
						980	670	610	同上	直噴式					

注1~8 (略)  
適用表⑩-2 軽油を燃料とする車両重量が1,265kgを超える自動車であって、乗車定員9人以下である乗用自動車及び車両総重量3.5t以下で、かつ、乗車定員10人の乗用自動車

規制年	識別記号	区分			7-55-1-2 (1) ④ア関係					7-55-1-1②関係		備考
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車	測定モード(単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	
					CO	HC	NOx	PM	備考		適用関係告示根拠	適用関係告示根拠
21	(略)	平21.10.1	平22.9.1	平22.9.1	JC08Hモード×0.75+JC08Cモード×0.25 (g/km)	0.84	0.032	0.11	0.007	175項	0.50	-
30	3CA 3DA 3JA 3KA 4CA 4DA 4JA 4KA 5CA 5DA 5JA 5KA 6CA 6DA 6JA 6KA	平30.10.1	平32.9.1	平32.9.1	WLTCモード (g/km)	0.88	0.037	0.23	0.009	-	同上	-

注1~2 (略)  
3 出荷検査証が発効された共通構造部型式指定自動車については、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日により規制年を判断する。

7-55-15 従前規定の適用⑩

軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成22年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、適用表⑩-1の区分の欄に掲げる規

注1~8 (略)  
適用表⑩-2 軽油を燃料とする車両重量が1,265kgを超える乗車定員10人以下である乗用自動車

規制年	識別記号	区分			7-55-1-2 (1) ④ア関係					7-55-1-1②関係		備考
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車	測定モード(単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	
					CO	HC	NOx	PM	備考		適用関係告示根拠	適用関係告示根拠
21	(略)	平21.10.1	平22.9.1	平22.9.1	JC08Hモード×0.75+JC08Cモード×0.25 (g/km)	0.84	0.032	0.11	0.007	-	0.50	-
					WLTCモード (g/km)	0.88	0.037	0.23	0.009	-	同上	-

注1~2 (略)  
(新設)

7-55-15 従前規定の適用⑪

軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成22年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、適用表⑪-1の区分の欄に掲げる規



新																				
制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。 なお、適用表⑩-1における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。 また、平成22年9月1日以降に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。)については、適用表⑩-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。 (1)～(6)(略) 適用表⑩-1 軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)																				
規制年	識別記号	区分			測定モード <sup>*</sup> (単位)	7-55-1-2(1)④イ関係					7-55-1-1②関係及び7-55-1-1③関係		適用関係告示根拠	備考						
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		モード <sup>*</sup> 規制値					適用関係告示根拠	適用関係告示根拠			光吸収係数規制値(m <sup>-1</sup> )	黒煙汚染度規制値(%)				
						CO	HC	NOx	PM	備考										
なし	なし	昭54.3.31以前	昭55.2.29以前	昭56.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	2.76	50	36項
昭54	K	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
57	N	昭57.10.1	昭58.9.1	昭59.4.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
58	P	昭58.8.1	昭59.7.1	昭60.4.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
(略)																				
注1～6(略)																				
適用表⑩-2 軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)																				
規制年	識別記号	区分			測定モード <sup>*</sup> (単位)	7-55-1-2(1)④イ関係					7-55-1-1②関係		適用関係告示根拠	備考						
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		モード <sup>*</sup> 規制値					適用関係告示根拠	適用関係告示根拠			光吸収係数規制値(m <sup>-1</sup> )	備考				
						CO	HC	NOx	PM	備考										
21	(略)	平21.10.1	平22.9.1	平22.9.1	JC08モード <sup>*</sup> ×0.75+JC08Cモード <sup>*</sup> ×0.25(g/km)	0.84	0.032	0.11	0.007		175項	0.50	—							
(削除)																				
30	3CE 3DE 3JE 3KE 3NE 3PE 3QE 3RE 3SE 3TE 4CE 4DE 4JE 4KE 4NE 4PE	平30.10.1	平32.9.1	平32.9.1	WLTCモード <sup>*</sup> (g/km)	0.88	0.037	0.23	0.009		—	同上	—							

旧																				
制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。 なお、適用表⑩-1における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。 また、平成22年9月1日以降に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。)については、適用表⑩-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。 (1)～(6)(略) 適用表⑩-1 軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)																				
規制年	識別記号	区分			測定モード <sup>*</sup> (単位)	7-55-1-2(1)④イ関係					7-55-1-1②関係及び7-55-1-1③関係		適用関係告示根拠	備考						
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		モード <sup>*</sup> 規制値					適用関係告示根拠	適用関係告示根拠			光吸収係数規制値(m <sup>-1</sup> )	黒煙汚染度規制値(%)				
						CO	HC	NOx	PM	備考										
なし	なし	昭54.3.31以前	昭55.2.29以前	昭56.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	2.76	50	36項
昭54	K	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1	6(ppm)	980	670	450	同上		17項	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
57	N	昭57.10.1	昭58.9.1	昭59.4.1	同上	980	670	390	同上	直噴式	18項	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
58	P	昭58.8.1	昭59.7.1	昭60.4.1	同上	980	670	390	同上	直噴式	22項	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
(略)																				
注1～6(略)																				
適用表⑩-2 軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)																				
規制年	識別記号	区分			測定モード <sup>*</sup> (単位)	7-55-1-2(1)④イ関係					7-55-1-1②関係		適用関係告示根拠	備考						
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		モード <sup>*</sup> 規制値					適用関係告示根拠	適用関係告示根拠			光吸収係数規制値(m <sup>-1</sup> )	備考				
						CO	HC	NOx	PM	備考										
21	(略)	平21.10.1	平22.9.1	平22.9.1	JC08モード <sup>*</sup> ×0.75+JC08Cモード <sup>*</sup> ×0.25(g/km)	0.84	0.032	0.11	0.007		—	0.50	—							
					WLTCモード <sup>*</sup> (g/km)	0.88	0.037	0.23	0.009		—	同上	—							
(新設)																				



新														
58	P	昭 58.8.1	昭 59.7.1	昭 60.4.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
63	S	昭 63.12.1	平 1.11.1	平 3.4.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

旧														
58	P	昭 58.8.1	昭 59.7.1	昭 60.4.1	同上	980	670	390	同上	直噴式	22項	同上	同上	同上
63	S	昭 63.12.1	平 1.11.1	平 3.4.1	同上	980	670	350	同上	直噴式	34項	同上	同上	同上

(略)  
注1~6(略)  
適用表⑫-2 軽油を燃料とする車両総重量が1.7tを超え2.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

(略)  
注1~6(略)  
適用表⑫-2 軽油を燃料とする車両総重量が1.7tを超え2.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

規制年	識別記号	区分			測定モード (単位)	7-55-1-2(1)④ウ関係 モード規制値					適用関係 告示根拠	光吸収係 数規制値 (m <sup>-1</sup> )	適用関係 告示根拠	備考	
		適用時期	新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)		輸入自動車	CO	HC	NOx	PM					備考
22	(略)				JC08Hモード×0.75 +JC08Cモード×0.25 (g/km)	0.84	0.032	0.20	0.009		175項	0.50	-		
30	3CF 3DF 3JF 3KF 3NF 3PF 3QF 3RF 3SF 3TF 4CF 4DF 4JF 4KF 4NF 4PF 4QF 4RF 4SF 4TF 5CF 5DF 5JF 5KF 5NF 5PF 5QF 5RF 5SF 5TF 6CF 6DF 6JF 6KF 6NF 6PF 6QF 6RF 6SF 6TF	平 31.10.1	平 33.9.1	平 33.9.1	WLTCモード (g/km)	0.88	0.037	0.36	0.013		-	同上	-		

規制年	識別記号	区分			測定モード (単位)	7-55-1-2(1)④ウ関係 モード規制値					適用関係 告示根拠	光吸収係 数規制値 (m <sup>-1</sup> )	適用関係 告示根拠	備考	
		適用時期	新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)		輸入自動車	CO	HC	NOx	PM					備考
22	(略)				JC08Hモード×0.75 +JC08Cモード×0.25 (g/km)	0.84	0.032	0.20	0.009		-	0.50	-		
	(新設)				WLTCモード (g/km)	0.88	0.037	0.36	0.013		-	同上	-		

注1~2(略)  
3 出荷検査証が発効された共通構造部型式指定自動車については、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日より規制年を判断する。

注1~2(略)  
(新設)

新																	
7-55-17 従前規定の適用⑩																	
<p>軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成22年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑩-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。</p> <p>なお、適用表⑩-1における黒煙汚染規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染の測定前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。</p> <p>また、平成22年9月1日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑩-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>適用表⑩-1 軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超えて3.5t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）</p>																	
区分		7-55-1-2 (1) ④ウ関係					ディーゼル4モード関係		7-55-1-1②関係及び7-55-1-1③関係								
規制年	識別記号	適用時期				測定モード <sup>*</sup> (単位)	モード <sup>*</sup> 規制値					適用関係告示根拠	光吸収係数規制値 (m <sup>-1</sup> )	黒煙汚染規制値 (%)	適用関係告示根拠		
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車(排出ガス非認証車を除く。)	排出ガス非認証車		CO	HC	NOx	PM	備考						
なし	なし	昭54.3.31以前	昭55.2.29以前	昭56.3.31以前	平18.9.30以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	2.76	50	36項
						同上	同上	同上	同上	同上	1項表10号	同上	77項	【注4】	【注4】		
昭54	K	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1		同上	同上	同上	同上	同上	17項	同上	なし	同上	同上	同上	同上
57	N	昭57.10.1	昭58.9.1	昭59.4.1		同上	同上	同上	同上	同上	18項	同上	同上	同上	同上	同上	同上
58	P	昭58.8.1	昭59.7.1	昭60.4.1		同上	同上	同上	同上	同上	22項	同上	同上	同上	同上	同上	同上
63	S	昭63.12.1	平1.11.1	平3.4.1		同上	同上	同上	同上	同上	25項	同上	同上	同上	同上	同上	同上
平1	U	平1.10.1	平2.9.1	平3.4.1		同上	同上	同上	同上	同上	38項	同上	同上	同上	同上	同上	同上
2	W	平2.10.1	平3.9.1	平4.4.1		同上	同上	同上	同上	同上	38項	同上	同上	同上	同上	同上	同上
(略)																	
注1～7 (略)																	
適用表⑩-2 軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超え3.5t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）																	
区分		7-55-1-2 (1) ④ウ関係					7-55-1-1②関係										
規制年	識別記号	適用時期				測定モード <sup>*</sup> (単位)	モード <sup>*</sup> 規制値					適用関係告示根拠	光吸収係数規制値 (m <sup>-1</sup> )	適用関係告示根拠			
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車			CO	HC	NOx	PM	備考						
21	(略)	平21.10.1	平22.9.1	平22.9.1		JC08Hモード <sup>*</sup> × 0.75 + JC08Cモード <sup>*</sup> × 0.25 (g/km) (削除)	0.84	0.032	0.20	0.009		175項	0.50	—			

旧																			
7-55-17 従前規定の適用⑩																			
<p>軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成22年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑩-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。</p> <p>なお、適用表⑩-1における黒煙汚染規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染の測定前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。</p> <p>また、平成22年9月1日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑩-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>適用表⑩-1 軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超えて3.5t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）</p>																			
区分		7-55-1-2 (1) ④ウ関係					ディーゼル4モード関係		7-55-1-1②関係及び7-55-1-1③関係										
規制年	識別記号	適用時期				測定モード <sup>*</sup> (単位)	モード <sup>*</sup> 規制値					適用関係告示根拠	ディーゼル4モード (%)	適用関係告示根拠	光吸収係数規制値 (m <sup>-1</sup> )	黒煙汚染規制値 (%)	適用関係告示根拠		
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車(排出ガス非認証車を除く。)	排出ガス非認証車		CO	HC	NOx	PM	備考								
なし	なし	昭54.3.31以前	昭55.2.29以前	昭56.3.31以前	平18.9.30以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	2.76	50	36項
						同上	同上	同上	同上	同上	1項表10号	同上	77項	【注4】	【注4】				
昭54	K	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1		6 (ppm)	980	670	450	同上		17項	同上	なし	同上	同上	同上	同上	
57	N	昭57.10.1	昭58.9.1	昭59.4.1		同上	980	670	390	同上	直噴式	18項	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
58	P	昭58.8.1	昭59.7.1	昭60.4.1		同上	980	670	390	同上	直噴式	22項	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
63	S	昭63.12.1	平1.11.1	平3.4.1		同上	980	670	390	同上	直噴式を 除く。	25項	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
平1	U	平1.10.1	平2.9.1	平3.4.1		同上	980	670	350	同上	直噴式	38項	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
2	W	平2.10.1	平3.9.1	平4.4.1		同上	980	670	350	同上	直噴式	38項	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
(略)																			
注1～7 (略)																			
適用表⑩-2 軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超え3.5t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）																			
区分		7-55-1-2 (1) ④ウ関係					7-55-1-1②関係												
規制年	識別記号	適用時期				測定モード <sup>*</sup> (単位)	モード <sup>*</sup> 規制値					適用関係告示根拠	光吸収係数規制値 (m <sup>-1</sup> )	適用関係告示根拠					
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車			CO	HC	NOx	PM	備考								
21	(略)	平21.10.1	平22.9.1	平22.9.1		JC08Hモード <sup>*</sup> × 0.75 + JC08Cモード <sup>*</sup> × 0.25 (g/km) WLTCモード <sup>*</sup> (g/km)	0.84	0.032	0.20	0.009		—	0.50	—					

新													旧													
30	3CF	平	平	平	WLTC モード <sup>*</sup> (g/km)	0.88	0.037	0.36	0.013		-	同上	-	(新設)												
	3DF	31.10.1	33.9.1	33.9.1																						
	3JF																									
	3KF																									
	3NF																									
	3PF																									
	3QF																									
	3RF																									
	3SF																									
	3TF																									
	4CF																									
	4DF																									
	4JF																									
	4KF																									
	4NF																									
	4PF																									
	4QF																									
	4RF																									
	4SF																									
	4TF																									
	5CF																									
	5DF																									
	5JF																									
	5KF																									
	5NF																									
	5PF																									
	5QF																									
	5RF																									
	5SF																									
	5TF																									
	6CF																									
	6DF																									
	6JF																									
	6KF																									
	6NF																									
	6PF																									
	6QF																									
	6RF																									
	6SF																									
	6TF																									

注1～2 (略)

3 出荷検査証が発効された共通構造型式指定自動車については、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日より規制年を判断する。

**7-55-18 従前規定の適用⑩**

次に掲げる自動車にあっては、それぞれに掲げる基準に適合するものであればよい。

- ① 軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日（車両総重量が 3.5t を超え 12t 以下のもは平成 23 年 9 月 30 日）以前に製作されたもの〔輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日（車両総重量が 3.5t を超え 12t 以下のものは平成 22 年 10 月 1 日）以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。〕については、適用表⑩-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の (1) から (4) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑩-1 における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

②～④ (略)

(1) ～ (6) (略)

適用表⑩-1 軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車（乗車定員が 9 人以下である乗用自動車を除く。）

規制年	識別記号	区分				7-55-1-2 (1) ③関係					ディーゼル 4 モード <sup>*</sup> 関係	7-55-1-1②関係及び 7-55-1-1③関係						
		適用時期				測定モード <sup>*</sup> (単位)	モード <sup>*</sup> 規制値				適用関係告示根拠 (%)	適用関係告示根拠	光吸収係数規制値 (m <sup>-1</sup> )	黒煙汚染度規制値 (%)	適用関係告示根拠			
		新製生産車	継続生産車	輸入自動車 (排出ガス非認証車を除く。)	排出ガス非認証車		CO	HC	NOx	PM						備考		

**7-55-18 従前規定の適用⑩**

次に掲げる自動車にあっては、それぞれに掲げる基準に適合するものであればよい。

- ① 軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日（車両総重量が 3.5t を超え 12t 以下のもは平成 23 年 9 月 30 日）以前に製作されたもの〔輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日（車両総重量が 3.5t を超え 12t 以下のものは平成 22 年 10 月 1 日）以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。〕については、適用表⑩-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の (1) から (4) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

なお、適用表⑩-1 における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

②～④ (略)

(1) ～ (6) (略)

適用表⑩-1 軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

規制年	識別記号	区分				7-55-1-2 (1) ③関係					ディーゼル 4 モード <sup>*</sup> 関係	7-55-1-1②関係及び 7-55-1-1③関係						
		適用時期				測定モード <sup>*</sup> (単位)	モード <sup>*</sup> 規制値				適用関係告示根拠 (%)	適用関係告示根拠	光吸収係数規制値 (m <sup>-1</sup> )	黒煙汚染度規制値 (%)	適用関係告示根拠			
		新製生産車	継続生産車	輸入自動車 (排出ガス非認証車を除く。)	排出ガス非認証車		CO	HC	NOx	PM						備考		

新															
なし	なし	昭54.3.31以前	昭55.2.29以前	昭56.3.31以前		なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	2.76	50	36項
					平18.9.30以前	同上	同上	同上	同上	同上	1項表10号	同上	77項	【注4】	【注4】
昭54	K	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1		同上	同上	同上	同上	同上	17項	同上	なし	同上	同上
57	N	昭57.10.1	昭58.9.1	昭59.4.1		同上	同上	同上	同上	同上	18項	同上	同上	同上	同上
58	P	昭58.8.1	昭59.7.1	昭60.4.1		同上	同上	同上	同上	同上	22項	同上	同上	同上	同上
平1	U	平1.10.1	平2.9.1	平3.4.1		同上	同上	同上	同上	同上	27項	同上	同上	同上	同上
2	W	平2.10.1	平3.9.1	平4.4.1		同上	同上	同上	同上	同上	38項	同上	同上	同上	同上

旧															
なし	なし	昭54.3.31以前	昭55.2.29以前	昭56.3.31以前		なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	2.76	50	36項
					平18.9.30以前	同上	同上	同上	同上	同上	1項表10号	同上	77項	【注4】	【注4】
昭54	K	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1		6 (ppm)	980	670	450	同上	17項	同上	なし	同上	同上
							980	670	700	同上					
57	N	昭57.10.1	昭58.9.1	昭59.4.1		同上	980	670	390	同上	18項	同上	同上	同上	同上
							980	670	700	同上					
58	P	昭58.8.1	昭59.7.1	昭60.4.1		同上	980	670	390	同上	22項	同上	同上	同上	同上
							980	670	610	同上					
平1	U	平1.10.1	平2.9.1	平3.4.1		同上	980	670	390	同上	27項	同上	同上	同上	同上
							980	670	610	同上					
2	W	平2.10.1	平3.9.1	平4.4.1		同上	980	670	350	同上	38項	同上	同上	同上	同上
							980	670	520	同上					

(略)  
注1～7 (略)  
適用表⑩-2 軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車(乗車定員が9人以下である乗用自動車を除く。)  
(略)  
注1～5 (略)

(略)  
注1～7 (略)  
適用表⑩-2 軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)  
(略)  
注1～5 (略)

7-55-19 従前規定の適用⑮

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(車両重量が1,265kg以下のものに限る。)であって、平成32年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成30年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)及び新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発効日が平成32年8月31日以前のもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成30年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑮の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-2 (1) ⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑮ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両重量が1,265kg以下の乗車定員が10人以下である乗用自動車

7-55-19 従前規定の適用⑮

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(車両重量が1,265kg以下のものに限る。)であって、平成22年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑮の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-2 (1) ⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑮ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両重量が1,265kg以下の乗車定員が10人以下である乗用自動車

規制年	識別記号	区分			測定モード* (単位)	7-55-1-2 (1) ⑥ア関係 モード*規制値					適用関係 告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	
21	(略)	(略)	平23.4.1	平25.3.1	JC08H モード* × 0.75 + JC08C モード* × 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	177項
30	3EA 3FA 3GA 3HA 3YA 3ZA 4EA 4FA 4GA 4HA	平30.10.1	平32.9.1	平32.9.1	WLTC モード* (g/km)	2.03	0.16	0.23	0.009	同上	-

規制年	識別記号	区分			測定モード* (単位)	7-55-1-2 (1) ⑥ア関係 モード*規制値					適用関係 告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	
21		(略)	平23.4.1	平25.3.1	JC08H モード* × 0.75 + JC08C モード* × 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	-
					WLTC モード* (g/km)	2.03	0.16	0.23	0.009	同上	-
(新設)											



新											旧																			
4YA	4ZA	5EA	5FA	5GA	5HA	5YA	5ZA	6EA	6FA	6GA	6HA	6YA	6ZA																	
注1~2 (略)											注1~2 (略)																			
<b>7-55-20 従前規定の適用⑩</b>											<b>7-55-20 従前規定の適用⑩</b>																			
<p>ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（車両重量が1,265kgを超えるもの及び乗車定員10人の自動車にあっては、車両重量が1,265kgを超えるものであって車両総重量3.5t以下のものに限る。）であって、平成32年8月31日以前に製作されたもの及び新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発効日が平成32年8月31日以前のもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成30年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑩の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-2 (1) ⑩の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。</p> <p>適用表⑩ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両重量が1,265kgを超える自動車であって、乗車定員9人以下である乗用自動車及び車両総重量3.5t以下で、かつ、乗車定員10人の乗用自動車</p>											<p>ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（車両重量が1,265kgを超えるものに限る。）であって、平成22年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑩の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-2 (1) ⑩の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。</p> <p>適用表⑩ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両重量が1,265kgを超える乗車定員10人以下である乗用自動車</p>																			
規制年		識別記号		適用時期			測定モード* (単位)		モード*規制値					適用関係告示根拠	規制年		識別記号		適用時期			測定モード* (単位)		モード*規制値					適用関係告示根拠	
				新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考						新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考				
(略)														(略)																
21		(略)		(略)	平 23. 4. 1	平 25. 3. 1	平 25. 3. 1	JCOSH モード* × 0.75 + JCOSC モード* × 0.25 (g/km) (削除)	同上	同上	同上	同上	同上	177 項	21		(略)		(略)	平 23. 4. 1	平 25. 3. 1	平 25. 3. 1	JCOSH モード* × 0.75 + JCOSC モード* × 0.25 (g/km) WLTC モード* (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	-
30		3EA 3FA 3GA 3HA 3YA 3ZA 4EA 4FA 4GA 4HA 4YA 4ZA 5EA 5FA 5GA 5HA 5YA 5ZA 6EA 6FA 6GA 6HA 6YA 6ZA		平 30. 10. 1	平 32. 9. 1	平 32. 9. 1	WLTC モード* (g/km)	2.03	0.16	0.23	0.009	同上	-	(新設)																

新												
注 1～2 (略)												
<b>7-55-21 従前規定の適用㉑</b>												
ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 32 年 8 月 31 日以前に製作されたもの及び新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発効日が平成 32 年 8 月 31 日以前のもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 30 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表㉑の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-2 (1) ㉑の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。												
適用表㉑ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）												
規制年	識別記号	区分			測定モード* (単位)	7-55-1-2 (1) ㉑イ関係					適用関係 告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考		
(略)												
21	(略)	(略)	平 23.4.1	平 25.3.1	平 25.3.1	JC08H モード* × 0.75 + JC08C モード* × 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	177 項
						(削除)						
30	3EE 3FE 3GE 3HE 3YE 3ZE 4EE 4FE 4GE 4HE 4YE 4ZE 5EE 5FE 5GE 5HE 5YE 5ZE 6EE 6FE 6GE 6HE 6YE 6ZE	平 30.10.1	平 32.9.1	平 32.9.1	WLTC モード* (g/km)	2.03	0.16	0.23	0.009	同上	-	

注 1～2 (略)

**7-55-22 従前規定の適用㉒**

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 3.5t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 33 年 8 月 31 日以前に製作されたもの及び新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発効日が平成 33 年 8 月 31 日以前のもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 31 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表㉒の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-2 (1) ㉒の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表㉒ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が 1.7t を超えて 3.5t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

規制年	識別記号	区分			測定モード*	7-55-1-2 (1) ㉒ウ関係					適用関係
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	

旧												
注 1～2 (略)												
<b>7-55-21 従前規定の適用㉑</b>												
ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表㉑の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-2 (1) ㉑の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。												
適用表㉑ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）												
規制年	識別記号	区分			測定モード* (単位)	7-55-1-2 (1) ㉑イ関係					適用関係 告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考		
(略)												
21	(略)	(略)	平 23.4.1	平 25.3.1	平 25.3.1	JC08H モード* × 0.75 + JC08C モード* × 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	-
						WLTC モード* (g/km)	2.03	0.16	0.23	0.009	同上	-
(新設)												

注 1～2 (略)

**7-55-22 従前規定の適用㉒**

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が 1.7t を超え 3.5t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表㉒の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-2 (1) ㉒の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表㉒ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が 1.7t を超えて 3.5t 以下である自動車（乗車定員が 10 人以下である乗用自動車を除く。）

規制年	識別記号	区分			測定モード*	7-55-1-2 (1) ㉒ウ関係					適用関係
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考	

新											
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車	(単位)	CO	HC	NOx	PM	備考	告示根拠
(略)											
21	(略)	(略)	平 23.4.1	平 25.3.1	平 25.3.1	JC08H モード <sup>*</sup> × 0.75 + JC08C モード <sup>*</sup> × 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	177 項
(削除)											
30	3EF 3FF 3GF 3HF 3YF 3ZF 4EF 4FF 4GF 4HF 4YF 4ZF 5EF 5FF 5GF 5HF 5YF 5ZF 6EF 6FF 6GF 6HF 6YF 6ZF	平 31.10.1	平 33.9.1	平 33.9.1	WLTC モード <sup>*</sup> (g/km)	4.48	0.23	0.36	0.013	同上	-

注 1～2 (略)

#### 7-55-23 従前規定の適用⑩

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 **9人** 以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日（車両総重量が 3.5t を超え 12t 以下のものは平成 23 年 9 月 30 日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日（車両総重量が 3.5t を超え 12t 以下のものは平成 22 年 10 月 1 日）以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑩の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-2 (1) ⑤の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑩ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車（乗車定員が **9人** 以下である乗用自動車を除く。）

(略)											
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注 1～3 (略)

#### 7-55-24 従前規定の適用⑪

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする軽自動車（専ら乗用の用に供するもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、**平成 33 年 8 月 31 日以前**に製作されたもの**及び新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発効日が平成 33 年 8 月 31 日以前のもの**（輸入自動車以外の自動車であって、平成 31 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑪の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-2 (1) ⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑪ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする軽自動車（乗用自動車を除く。）

区分		7-55-1-2 (1) ⑥ニ関係				測定モード <sup>*</sup>					適用関係 告示根拠
規制年	識別記号	適用時期			(単位)	モード <sup>*</sup> 規制値				備考	
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM		
(略)											
21	(略)										

旧												
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車	(単位)	CO	HC	NOx	PM	備考	告示根拠	
(略)												
21	(略)	(略)	平 23.4.1	平 25.3.1	平 25.3.1	JC08H モード <sup>*</sup> × 0.75 + JC08C モード <sup>*</sup> × 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	-	
						WLTC モード <sup>*</sup> (g/km)	4.48	0.23	0.36	0.013	同上	-
(新設)												

注 1～2 (略)

#### 7-55-23 従前規定の適用⑩

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 **10人** 以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 22 年 8 月 31 日（車両総重量が 3.5t を超え 12t 以下のものは平成 23 年 9 月 30 日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日（車両総重量が 3.5t を超え 12t 以下のものは平成 22 年 10 月 1 日）以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑩の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-2 (1) ⑤の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑩ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が 3.5t を超える自動車（乗車定員が **10人** 以下である乗用自動車を除く。）

(略)											
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注 1～3 (略)

#### 7-55-24 従前規定の適用⑪

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする軽自動車（専ら乗用の用に供するもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、**平成 22 年 8 月 31 日以前**に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑪の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-2 (1) ⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑪ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする軽自動車（乗用自動車を除く。）

区分		7-55-1-2 (1) ⑥ニ関係				測定モード <sup>*</sup>					適用関係 告示根拠
規制年	識別記号	適用時期			(単位)	モード <sup>*</sup> 規制値				備考	
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM		
(略)											
21	(略)	(略)									

新											旧													
		平 23. 4. 1	平 25. 3. 1	平 25. 3. 1	JCO8H モード <sup>*</sup> × 0.75 + JC08C モード <sup>*</sup> × 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	177 項			平 23. 4. 1	平 25. 3. 1	平 25. 3. 1	JCO8H モード <sup>*</sup> × 0.75 + JC08C モード <sup>*</sup> × 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	—
					(削除)												WLTC モード <sup>*</sup> (g/km)	7.06	0.16	0.23	0.009	同上	—	
30	3ED 3FD 3GD 3HD 3YD 3ZD 4ED 4FD 4GD 4HD 4YD 4ZD 5ED 5FD 5GD 5HD 5YD 5ZD 6ED 6FD 6GD 6HD 6YD 6ZD	平 31. 10. 1	平 33. 9. 1	平 33. 9. 1	WLTC モード <sup>*</sup> (g/km)	7.06	0.16	0.23	0.009	同上	—			(新設)										
注 1 (略)											注 1 (略)													
7-55-25~7-55-30 (略)											7-55-25~7-55-30 (略)													

新	旧
<p><b>7-56～7-68</b> (略)</p> <p><b>7-69 側方照射灯</b>  <b>7-69-1～7-69-2</b> (略)  <b>7-69-3 取付要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) 側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>この場合において、側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第 33 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 44 条第 2 項関係、細目告示第 122 条第 3 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 側方照射灯は、方向指示器の作動が解除された場合又はかじ取装置の操舵角が直進状態に戻った場合には、自動的に作動が停止する構造であること。</p> <p>ただし、前号ただし書の規定に基づき作動する側方照射灯にあっては、後退灯の作動が解除された場合に自動的に側方照射灯の作動が停止する構造であること。</p> <p>④～⑩ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-69-4～7-69-5</b> (略)</p> <p><b>7-70～7-84</b> (略)</p> <p><b>7-85 補助制動灯</b>  <b>7-85-1～7-85-2</b> (略)  <b>7-85-3 取付要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) 補助制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 39 条の 2 第 3 項関係)</p> <p>この場合において、補助制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 57 条第 2 項関係、細目告示第 135 条第 3 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 補助制動灯は、その照明部の下縁の高さが地上 850mm 以上又は後面ガラスの最下端の<b>取付部 (これに相当する部分を含む。)</b> の下方 150mm より上方であって、制動灯の照明部の上縁を含む水平面以上となるように取付けられていること。</p> <p>③～⑨ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-85-4～7-85-6</b> (略)</p>	<p><b>7-56～7-68</b> (略)</p> <p><b>7-69 側方照射灯</b>  <b>7-69-1～7-69-2</b> (略)  <b>7-69-3 取付要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) 側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>この場合において、側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第 33 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 44 条第 2 項関係、細目告示第 122 条第 3 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 側方照射灯は、方向指示器の作動が解除された場合又はかじ取装置の操舵角が直進状態に戻った場合には、自動的に作動が停止する構造であること。</p> <p>ただし、前号<b>ただし書き</b>の規定に基づき作動する側方照射灯にあっては、後退灯の作動が解除された場合に自動的に側方照射灯の作動が停止する構造であること。</p> <p>④～⑩ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-69-4～7-69-5</b> (略)</p> <p><b>7-70～7-84</b> (略)</p> <p><b>7-85 補助制動灯</b>  <b>7-85-1～7-85-2</b> (略)  <b>7-85-3 取付要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) 補助制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 39 条の 2 第 3 項関係)</p> <p>この場合において、補助制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 57 条第 2 項関係、細目告示第 135 条第 3 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 補助制動灯は、その照明部の下縁の高さが地上 850mm 以上又は後面ガラスの最下端の下方 150mm より上方であって、制動灯の照明部の上縁を含む水平面以上となるように取付けられていること。</p> <p>③～⑨ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-85-4～7-85-6</b> (略)</p>

新	旧
<p><b>7-86～7-88</b> (略)</p> <p><b>7-89 非常点滅表示灯</b>  <b>7-89-1～7-89-2</b> (略)  <b>7-89-3 取付要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) 非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 41 条の 3 第 3 項関係)</p> <p>この場合において、非常点滅表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 61 条第 2 項関係、細目告示第 139 条第 3 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 非常点滅表示灯は、手動で操作するものであること。  ただし、緊急制動表示灯の作動が停止した場合、当該自動車は衝突事故にあった場合又は運転者異常時対応システムが当該自動車を制御している場合には、非常点滅表示灯を自動で作動させることができる。  なお、ただし書の規定については、視認等により作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-89-4～7-89-8</b> (略)  <b>7-89-9 従前規定の適用⑤</b></p> <p>平成 26 年 1 月 29 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであれば良い。(適用関係告示第 47 号第 7 項関係)</p> <p><b>7-89-9-1～7-89-9-2</b>  <b>7-89-9-3 取付要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) 非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 41 条の 3 第 3 項関係)</p> <p>この場合において、非常点滅表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 61 条第 2 項関係、細目告示第 139 条第 3 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 非常点滅表示灯は、手動で操作するものであること。  ただし、緊急制動表示灯の作動が停止した場合、当該自動車は衝突事故にあった場合、運転者異常時対応システムが当該自動車を制御している場合又はその他衝突事故となるおそれがある場合には、急激な減速に連動して自動で作動する構造ではないときに限って、非常点滅表示灯を自動で作動させることができる。  なお、ただし書の規定については、視認等により作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。</p> <p>(2) (略)</p>	<p><b>7-86～7-88</b> (略)</p> <p><b>7-89 非常点滅表示灯</b>  <b>7-89-1～7-89-2</b> (略)  <b>7-89-3 取付要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) 非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 41 条の 3 第 3 項関係)</p> <p>この場合において、非常点滅表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 61 条第 2 項関係、細目告示第 139 条第 3 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 非常点滅表示灯は、手動で操作するものであること。  ただし、緊急制動表示灯の作動が停止した場合、当該自動車は衝突事故にあった場合又は運転者異常時対応システムが当該自動車を制御している場合には、非常点滅表示灯を自動で作動させることができる。  なお、ただし書の規定については、視認等により作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-89-4～7-89-8</b> (略)  <b>7-89-9 従前規定の適用⑤</b></p> <p>平成 26 年 1 月 29 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであれば良い。(適用関係告示第 47 号第 7 項関係)</p> <p><b>7-89-9-1～7-89-9-2</b>  <b>7-89-9-3 取付要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) 非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 41 条の 3 第 3 項関係)</p> <p>この場合において、非常点滅表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 61 条第 2 項関係、細目告示第 139 条第 3 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 非常点滅表示灯は、手動で操作するものであること。  ただし、緊急制動表示灯の作動が停止した場合、当該自動車は衝突事故にあった場合、運転者異常時対応システムが当該自動車を制御している場合又はその他衝突事故となるおそれがある場合には、急激な減速に連動して自動で作動する構造ではないときに限って、非常点滅表示灯を自動で作動させることができる。  なお、ただし書の規定については、視認等により作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。</p> <p>(2) (略)</p>



新	旧
<p><b>7-90～7-91 (略)</b></p> <p><b>7-92 その他の灯火等の制限</b></p> <p><b>7-92-1 装備要件</b></p> <p>自動車には、7-62 から 7-91 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。(保安基準第 42 条関係、細目告示第 62 条第 1 項関係、細目告示第 140 条第 1 項関係)</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>(7) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車の後面に備える白色反射物であって、UN R110-02-S1 の 18.1.8.1. から 18.1.8.3. までに掲げるものにあつては、この基準に適合するものとする。(細目告示第 62 条第 8 項関係、細目告示第 140 条第 8 項)</p> <p>(8) ～ (12)</p> <p><b>7-92-2～7-92-4 (略)</b></p> <p><b>7-92-5 従前規定の適用①</b></p> <p>昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 48 条第 2 項第 1 号関係)</p> <p><b>7-92-5-1 装備要件</b></p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器若しくは再帰反射材であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器若しくは再帰反射材であって後方に表示するものを備えてはならない。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車の後面に備える白色反射物であって、UN R110-02-S1 の 18.1.8.1. から 18.1.8.3. までに掲げるものにあつては、この基準に適合するものとする。</p> <p>(7) ～ (9) (略)</p> <p><b>7-92-6 従前規定の適用②</b></p> <p>昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 48 条第 2 項第 2 号関係)</p> <p><b>7-92-6-1 装備要件</b></p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器若しくは再帰反射材であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器若しくは再帰反射材であって後方に表示するものを備えてはならない。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人</p>	<p><b>7-90～7-91 (略)</b></p> <p><b>7-92 その他の灯火等の制限</b></p> <p><b>7-92-1 装備要件</b></p> <p>自動車には、7-62 から 7-91 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。(保安基準第 42 条関係、細目告示第 62 条第 1 項関係、細目告示第 140 条第 1 項関係)</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>(7) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物は、この基準に適合するものとする。(細目告示第 62 条第 8 項関係、細目告示第 140 条第 8 項)</p> <p>(8) ～ (12)</p> <p><b>7-92-2～7-92-4 (略)</b></p> <p><b>7-92-5 従前規定の適用①</b></p> <p>昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 48 条第 2 項第 1 号関係)</p> <p><b>7-92-5-1 装備要件</b></p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器若しくは再帰反射材であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器若しくは再帰反射材であって後方に表示するものを備えてはならない。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物は、「<u>反射光の色が赤色である反射器</u>」とされないものとする。</p> <p>(7) ～ (9) (略)</p> <p><b>7-92-6 従前規定の適用②</b></p> <p>昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 48 条第 2 項第 2 号関係)</p> <p><b>7-92-6-1 装備要件</b></p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器若しくは再帰反射材であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器若しくは再帰反射材であって後方に表示するものを備えてはならない。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物は、「<u>反射光の色が赤色である反射器</u>」と</p>

新	旧
<p><u>以上の自動車の後面に備える白色反射物であって、UN R110-02-S1 の 18.1.8.1. から 18.1.8.3. まですに掲げるものにあつては、この基準に適合するものとする。</u></p> <p>(7) ~ (10) (略)</p> <p><b>7-92-7 従前規定の適用③</b> 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 48 条第 1 項関係)</p> <p><b>7-92-7-1 装備要件</b> (1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器若しくは再帰反射材であつて前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器若しくは再帰反射材であつて後方に表示するものを備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車の後面に備える白色反射物であつて、UN R110-02-S1 の 18.1.8.1. から 18.1.8.3. まですに掲げるものにあつては、この基準に適合するものとする。</p> <p>(7) ~ (10) (略)</p> <p><b>7-93~7-98 の 2 (略)</b></p> <p><b>7-99 後写鏡</b> <b>7-99-1 装備要件</b> 自動車(被牽引自動車を除く。)には、後写鏡を備えなければならない。 ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-04-S5 に適合する後方等確認装置を備える自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)にあつては、この限りではない。(保安基準第 44 条第 1 項関係)</p> <p><b>7-99-2 性能要件</b> <b>7-99-2-1 (略)</b> <b>7-99-2-2 書面等による審査</b> (1) 7-99-1 のただし書の自動車の後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R46-04-S5 の 6.2. (6.2.1.3. を除く。 ) 6.3. 及び 16. (16.1.1.、16.1.5. から 16.1.6.、16.2.3. を除く。) に定める基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 146 条第 1 項関係)</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p><b>7-99-3 取付要件</b> <b>7-99-3-1 (略)</b> <b>7-99-3-2 書面等による審査</b> (1) 7-99-2-2 (1) の後方等確認装置は、7-99-2-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面等その他適切な方法により審査したとき</p>	<p><u>されないものとする。</u></p> <p>(7) ~ (10) (略)</p> <p><b>7-92-7 従前規定の適用③</b> 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 48 条第 1 項関係)</p> <p><b>7-92-7-1 装備要件</b> (1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器若しくは再帰反射材であつて前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器若しくは再帰反射材であつて後方に表示するものを備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物は、「<u>反射光の色が赤色である反射器</u>」とされないものとする。</p> <p>(7) ~ (10) (略)</p> <p><b>7-93~7-98 の 2 (略)</b></p> <p><b>7-99 後写鏡</b> <b>7-99-1 装備要件</b> 自動車(被牽引自動車を除く。)には、後写鏡を備えなければならない。 ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-04-S4 に適合する後方等確認装置を備える自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)にあつては、この限りではない。(保安基準第 44 条第 1 項関係)</p> <p><b>7-99-2 性能要件</b> <b>7-99-2-1 (略)</b> <b>7-99-2-2 書面等による審査</b> (1) 7-99-1 のただし書きの自動車の後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R46-04-S4 の 6.2. (6.2.1.3. を除く。 ) 6.3. 及び 16. (16.1.1.、16.1.5. から 16.1.6.、16.2.3. を除く。) に定める基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 146 条第 1 項関係)</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p><b>7-99-3 取付要件</b> <b>7-99-3-1 (略)</b> <b>7-99-3-2 書面等による審査</b> (1) 7-99-2-2 (1) の後方等確認装置は、7-99-2-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面等その他適切な方法により審査したとき</p>

新	旧
<p>に、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 68 条第 4 項第 1 号関係、細目告示第 146 条第 5 項第 1 号関係)</p> <p>① 走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取り付けられたものであること。</p> <p>② UN R46-04-S5 の 15.、16.1.1.、16.1.5. から 16.1.6. まで及び 16.2.3. に定める基準に適合すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-99-4～7-99-8 (略)</b></p> <p><b>7-100～7-109 (略)</b></p> <p><b>7-110 旅客自動車運送事業用自動車</b></p> <p><b>7-110-1 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 乗車定員 11 人以上 23 人以下の旅客自動車運送事業用自動車であって車両総重量 5t を超えるもの及び乗車定員 24 人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあつては、(1) の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。(細目告示第 77 条第 2 項関係、細目告示第 155 条第 2 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 乗降口の踏段 (幼児専用車の乗降口に備える踏段を除く。) は、その有効奥行が 300mm 以上であること。</p> <p>ただし、最下段以外の踏段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち 350mm 以上の部分についてその有効奥行が 300mm (次の上段までの高さが 250mm 以下のものにあつては、290mm) 以上であればよい。</p> <p><u>また、次に掲げる全ての要件に該当する最下段の踏段にあつては、その有効奥行きが 200mm 以上であればよい。</u></p> <p><u>ア 次の上段の高さが空車状態において地上 450mm 以下であること。</u></p> <p><u>イ 走行時に車体下部に格納されるものであること。</u></p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 乗車定員 11 人以上 23 人以下の旅客自動車運送事業用自動車であつて車両総重量 5t 以下のものは、(1) の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。(細目告示第 77 条第 4 項関係、細目告示第 155 条第 4 項関係)</p> <p>① 乗降口の踏段 (幼児専用車に備えるものを除く。) の有効幅、有効奥行及び有効蹴込みは、次の表に掲げる踏段の種類に応じ、それぞれ同表の有効幅、有効奥行及び有効蹴込みの欄に掲げる範囲であること。</p> <p>ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口の踏段及び次に掲げる全ての要件に該当する最下段の踏段にあつては、この限りでない。</p> <p><u>ア 次の上段の高さが空車状態において地上 430mm (車高調整装置を備えた自動車にあつては、その床面の高さを最も低くした状態であり、かつ、空車状</u></p>	<p>に、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 68 条第 4 項第 1 号関係、細目告示第 146 条第 5 項第 1 号関係)</p> <p>① 走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取り付けられたものであること。</p> <p>② UN R46-04-S4 の 15.、16.1.1.、16.1.5. から 16.1.6. まで及び 16.2.3. に定める基準に適合すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>7-99-4～7-99-8 (略)</b></p> <p><b>7-100～7-109 (略)</b></p> <p><b>7-110 旅客自動車運送事業用自動車</b></p> <p><b>7-110-1 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 乗車定員 11 人以上 23 人以下の旅客自動車運送事業用自動車であつて車両総重量 5t を超えるもの及び乗車定員 24 人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあつては、(1) の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。(細目告示第 77 条第 2 項関係、細目告示第 155 条第 2 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 乗降口の踏段 (幼児専用車の乗降口に備える踏段を除く。) は、その有効奥行が 300mm 以上であること。</p> <p>ただし、最下段以外の踏段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち 350mm 以上の部分についてその有効奥行が 300mm (次の上段までの高さが 250mm 以下のものにあつては、290mm) 以上であればよい。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 乗車定員 11 人以上 23 人以下の旅客自動車運送事業用自動車であつて車両総重量 5t 以下のものは、(1) の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。(細目告示第 77 条第 4 項関係、細目告示第 155 条第 4 項関係)</p> <p>① 乗降口の踏段 (幼児専用車に備えるものを除く。) の有効幅、有効奥行及び有効蹴込みは、次の表に掲げる踏段の種類に応じ、それぞれ同表の有効幅、有効奥行及び有効蹴込みの欄に掲げる範囲であること。</p> <p>ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口の踏段にあつては、この限りでない。</p>

新	旧								
<p><u>態において 380mm) 以下であること。</u>  <u>イ 有効奥行が 200mm 以上であること。</u>  <u>ウ 走行時に車体下部に格納されるものであること。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>注 1～注 3 (略)            図 (略)</p> <p>② (略)</p> <p><b>7-110-2～7-110-4 (略)</b>  <b>7-110-5 従前規定の適用①</b>            昭和 37 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 59 条第 2 項第 1 号関係)</p> <p><b>7-110-5-1 性能要件 (視認等による審査)</b>            (1) (略)            (2) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあっては、(1) の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。</p> <p>① (略)            ② 乗降口の階段 (幼児専用車の乗降口に備える階段を除く。) は、その有効奥行が 300mm 以上であること。            ただし、最下段以外の階段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm 以上の部分についてその有効奥行が 300mm あればよい。            この場合において、次の上段までの高さが 250mm 以下のものにあつては、290mm まで短縮することができる。  <u>また、次に掲げる全ての要件に該当する最下段の階段にあっては、その有効奥行きが 200mm 以上であればよい。</u>  <u>ア 次の上段の高さが空車状態において地上 450mm 以下であること。</u>  <u>イ 走行時に車体下部に格納されるものであること。</u></p> <p>③～④ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>7-110-6 従前規定の適用②</b>            昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 59 条第 3 項第 1 号関係)</p> <p><b>7-110-6-1 性能要件 (視認等による審査)</b>            (1) (略)            (2) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあっては、(1) の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。</p> <p>① (略)            ② 乗降口の階段 (幼児専用車の乗降口に備える階段を除く。) は、その有効奥行が 300mm 以上であること。            ただし、最下段以外の階段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつ</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>注 1～注 3 (略)            図 (略)</p> <p>② (略)</p> <p><b>7-110-2～7-110-4 (略)</b>  <b>7-110-5 従前規定の適用①</b>            昭和 37 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 59 条第 2 項第 1 号関係)</p> <p><b>7-110-5-1 性能要件 (視認等による審査)</b>            (1) (略)            (2) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあっては、(1) の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。</p> <p>① (略)            ② 乗降口の階段 (幼児専用車の乗降口に備える階段を除く。) は、その有効奥行が 300mm 以上であること。            ただし、最下段以外の階段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm 以上の部分についてその有効奥行が 300mm あればよい。            この場合において、次の上段までの高さが 250mm 以下のものにあつては、290mm まで短縮することができる。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>7-110-6 従前規定の適用②</b>            昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 59 条第 3 項第 1 号関係)</p> <p><b>7-110-6-1 性能要件 (視認等による審査)</b>            (1) (略)            (2) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあっては、(1) の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。</p> <p>① (略)            ② 乗降口の階段 (幼児専用車の乗降口に備える階段を除く。) は、その有効奥行が 300mm 以上であること。            ただし、最下段以外の階段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつ</p>	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)						
(略)	(略)	(略)	(略)						

新	旧
<p>ては、乗降口の有効幅のうち、350mm 以上の部分についてその有効奥行きが 300mm あればよい。</p> <p>この場合において、次の上段までの高さが 250mm 以下のものにあつては、290mm まで短縮することができる。</p> <p><u>また、次に掲げる全ての要件に該当する最下段の階段にあつては、その有効奥行きが 200mm 以上であればよい。</u></p> <p><u>ア 次の上段の高さが空車状態において地上 450mm 以下であること。</u></p> <p><u>イ 走行時に車体下部に格納されるものであること。</u></p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>7-110-7 従前規定の適用③</b></p> <p>昭和 48 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 59 条第 1 項関係)</p> <p><b>7-110-7-1 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあつては、(1) の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 乗降口の階段 (幼児専用車の乗降口に備える階段を除く。) は、その有効奥行きが 300mm 以上であること。</p> <p>ただし、最下段以外の階段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm 以上の部分についてその有効奥行きが 300mm あればよい。</p> <p>この場合において、次の上段までの高さが 250mm 以下のものにあつては、290mm まで短縮することができる。</p> <p><u>また、次に掲げる全ての要件に該当する最下段の階段にあつては、その有効奥行きが 200mm 以上であればよい。</u></p> <p><u>ア 次の上段の高さが空車状態において地上 450mm 以下であること。</u></p> <p><u>イ 走行時に車体下部に格納されるものであること。</u></p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>7-110-8 従前規定の適用④</b></p> <p>平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 59 条第 1 項関係)</p> <p><b>7-110-8-1 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあつては、(1) の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 乗降口の階段 (幼児専用車の乗降口に備える階段を除く。) は、その有効奥行きが 300mm 以上であること。</p>	<p>ては、乗降口の有効幅のうち、350mm 以上の部分についてその有効奥行きが 300mm あればよい。</p> <p>この場合において、次の上段までの高さが 250mm 以下のものにあつては、290mm まで短縮することができる。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>7-110-7 従前規定の適用③</b></p> <p>昭和 48 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 59 条第 1 項関係)</p> <p><b>7-110-7-1 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあつては、(1) の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 乗降口の階段 (幼児専用車の乗降口に備える階段を除く。) は、その有効奥行きが 300mm 以上であること。</p> <p>ただし、最下段以外の階段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm 以上の部分についてその有効奥行きが 300mm あればよい。</p> <p>この場合において、次の上段までの高さが 250mm 以下のものにあつては、290mm まで短縮することができる。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>7-110-8 従前規定の適用④</b></p> <p>平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 59 条第 1 項関係)</p> <p><b>7-110-8-1 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあつては、(1) の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 乗降口の階段 (幼児専用車の乗降口に備える階段を除く。) は、その有効奥行きが 300mm 以上であること。</p>

新	旧
<p>が 300mm 以上であること。</p> <p>ただし、最下段以外の階段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm 以上の部分についてその有効奥行きが 300mm あればよい。</p> <p>この場合において、次の上段までの高さが 250mm 以下のものにあつては、290mm まで短縮することができる。</p> <p><u>また、次に掲げる全ての要件に該当する最下段の階段にあつては、その有効奥行きが 200mm 以上であればよい。</u></p> <p><u>ア 次の上段の高さが空車状態において地上 450mm 以下であること。</u></p> <p><u>イ 走行時に車体下部に格納されるものであること。</u></p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>7-110-9 従前規定の適用⑤</b></p> <p>平成 26 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p><b>7-110-9-1 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 乗車定員 11 人以上 23 人以下の旅客自動車運送事業用自動車であつて車両総重量 5t を超えるもの及び乗車定員 24 人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあつては、(1) の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 乗降口の階段 (幼児専用車の乗降口に備える階段を除く。) は、その有効奥行きが 300mm 以上であること。</p> <p>ただし、最下段以外の階段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち 350mm 以上の部分についてその有効奥行きが 300mm (次の上段までの高さが 250mm 以下のものにあつては、290mm) 以上であればよい。</p> <p><u>また、次に掲げる全ての要件に該当する最下段の階段にあつては、その有効奥行きが 200mm 以上であればよい。</u></p> <p><u>ア 次の上段の高さが空車状態において地上 450mm 以下であること。</u></p> <p><u>イ 走行時に車体下部に格納されるものであること。</u></p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 乗車定員 11 人以上 23 人以下の旅客自動車運送事業用自動車であつて車両総重量 5t 以下のものは、(1) の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>① 乗降口の階段 (幼児専用車の乗降口に備える階段を除く。) は、その有効奥行きが 300mm 以上であること。</p> <p>ただし、最下段以外の階段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち 350mm 以上の部分についてその有効奥行きが 300mm (次の上段までの高さが 250mm 以下のものにあつては、290mm) 以上であればよい。</p> <p><u>また、次に掲げる全ての要件に該当する最下段の階段にあつては、その有効奥</u></p>	<p>が 300mm 以上であること。</p> <p>ただし、最下段以外の階段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm 以上の部分についてその有効奥行きが 300mm あればよい。</p> <p>この場合において、次の上段までの高さが 250mm 以下のものにあつては、290mm まで短縮することができる。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>7-110-9 従前規定の適用⑤</b></p> <p>平成 26 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p><b>7-110-9-1 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 乗車定員 11 人以上 23 人以下の旅客自動車運送事業用自動車であつて車両総重量 5t を超えるもの及び乗車定員 24 人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあつては、(1) の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 乗降口の階段 (幼児専用車の乗降口に備える階段を除く。) は、その有効奥行きが 300mm 以上であること。</p> <p>ただし、最下段以外の階段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち 350mm 以上の部分についてその有効奥行きが 300mm (次の上段までの高さが 250mm 以下のものにあつては、290mm) 以上であればよい。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 乗車定員 11 人以上 23 人以下の旅客自動車運送事業用自動車であつて車両総重量 5t 以下のものは、(1) の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>① 乗降口の階段 (幼児専用車の乗降口に備える階段を除く。) は、その有効奥行きが 300mm 以上であること。</p> <p>ただし、最下段以外の階段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち 350mm 以上の部分についてその有効奥行きが 300mm (次の上段までの高さが 250mm 以下のものにあつては、290mm) 以上であればよい。</p>



新	旧
<p><u>行きが 200mm 以上であればよい。</u>  <u>ア 次の上段の高さが空車状態において地上 450mm 以下であること。</u>  <u>イ 走行時に車体下部に格納されるものであること。</u></p> <p>② (略)</p> <p>7-111～7-113 (略)</p> <p><b>7-114 乗車定員</b>  <b>7-114-1 性能要件 (視認等による審査)</b>  (1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。  ただし、車両総重量 2t 未満の被牽引自動車にあつては乗車定員なしとする。(保安基準第 53 条第 1 項関係、細目告示第 81 条第 1 項関係、細目告示第 159 条第 1 項関係)  ①～⑤ (略)  ⑥ 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車する小人数を 1.5 で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。  ア (略)  イ 専ら座席の用に供する床面の UN R14 <u>又は UN R145</u> に適合する取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車  ウ UN R44-04-<u>S13</u> の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合する UN R44-04-<u>S13</u> の 2.1.2.4.2. に規定する装置 (専ら年少者が着席するためのものに限る。) を備える自動車</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-114-2～7-114-4 (略)</p> <p><b>7-114-5 従前規定の適用</b>  平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 61 条の 2 第 1 項関係)</p> <p><b>7-114-5-1 性能要件 (視認等による審査)</b>  (1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。  ただし、車両総重量 2t 未満の被牽引自動車にあつては乗車定員なしとする。  ①～④ (略)  ⑤ 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車する小人数を 1.5 で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。  ア 幼児用座席を備える幼児専用車</p>	<p>② (略)</p> <p>7-111～7-113 (略)</p> <p><b>7-114 乗車定員</b>  <b>7-114-1 性能要件 (視認等による審査)</b>  (1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。  ただし、車両総重量 2t 未満の被牽引自動車にあつては乗車定員なしとする。(保安基準第 53 条第 1 項関係、細目告示第 81 条第 1 項関係、細目告示第 159 条第 1 項関係)  ①～⑤ (略)  ⑥ 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車する小人数を 1.5 で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。  ア (略)  イ 専ら座席の用に供する床面の UN R14 に適合する取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車  ウ UN R44-04-<u>S12</u> の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合する UN R44-04-<u>S12</u> の 2.1.2.4.2. に規定する装置 (専ら年少者が着席するためのものに限る。) を備える自動車</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-114-2～7-114-4 (略)</p> <p><b>7-114-5 従前規定の適用</b>  平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 61 条の 2 第 1 項関係)</p> <p><b>7-114-5-1 性能要件 (視認等による審査)</b>  (1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。  ただし、車両総重量 2t 未満の被牽引自動車にあつては乗車定員なしとする。  ①～④ (略)  ⑤ 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車する小人数を 1.5 で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。  ア 幼児用座席を備える幼児専用車</p>

新	旧								
<p>イ 専ら座席の用に供する床面の UN R14 <u>又は UN R145</u> に適合する取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車</p> <p>ウ UN R44-04-<u>S13</u> の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合する UN R44-04-<u>S13</u> の 2. 1. 2. 4. 2. に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-115～7-116 (略)</p> <p><b>第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）</b></p> <p>8-1～8-10 (略)</p> <p><b>8-11 走行装置</b></p> <p><b>8-11-1 性能要件（視認等による審査）</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車の空気入ゴムタイヤは、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、滑り止めに係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 9 条第 2 項関係）</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>④ (削除)</u></p> <p>8-11-2～8-11-4 (略)</p> <p><b>8-12 操縦装置</b></p> <p><b>8-12-1 性能要件</b></p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 自動車（(1) の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、(2) で定める基準は、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 168 条第 2 項関係）</p> <p>①～③ (略)</p> <p>表 1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">識別対象装置</td> <td style="width: 25%;">識別表示 (注 17)</td> <td style="width: 25%;">照明 <u>(注 19)</u></td> <td style="width: 25%;">色</td> </tr> </table>	識別対象装置	識別表示 (注 17)	照明 <u>(注 19)</u>	色	<p>イ 専ら座席の用に供する床面の UN R14 に適合する取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車</p> <p>ウ UN R44-04-<u>S12</u> の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合する UN R44-04-<u>S12</u> の 2. 1. 2. 4. 2. に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-115～7-116 (略)</p> <p><b>第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）</b></p> <p>8-1～8-10 (略)</p> <p><b>8-11 走行装置</b></p> <p><b>8-11-1 性能要件（視認等による審査）</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車の空気入ゴムタイヤは、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、滑り止めに係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 9 条第 2 項関係）</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>④ 専ら乗用の用に供する自動車（車両総重量 3.5t を超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t 以下のものに備えるタイヤ空気圧監視装置は、タイヤの空気圧が適正でない旨を示す警報及び当該装置が正常に作動しないおそれがある旨を示す警報が適正に作動するものであること。</u></p> <p><u>なお、視認等によりタイヤ空気圧監視装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。（細目告示第 167 条第 5 項関係）</u></p> <p>8-11-2～8-11-4 (略)</p> <p><b>8-12 操縦装置</b></p> <p><b>8-12-1 性能要件</b></p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 自動車（(1) の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、(2) で定める基準は、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 168 条第 2 項関係）</p> <p>①～③ (略)</p> <p>表 1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">識別対象装置</td> <td style="width: 25%;">識別表示 (注 17)</td> <td style="width: 25%;">照明 <u>(注 19)</u></td> <td style="width: 25%;">色</td> </tr> </table>	識別対象装置	識別表示 (注 17)	照明 <u>(注 19)</u>	色
識別対象装置	識別表示 (注 17)	照明 <u>(注 19)</u>	色						
識別対象装置	識別表示 (注 17)	照明 <u>(注 19)</u>	色						

新				旧			
すれ違い用前照灯（点灯）の操作装置	 (注4、注10及び注20)	不要	—	すれ違い用前照灯（点灯）の操作装置	 (注4及び注10)	不要	—
走行用前照灯（点灯）の操作装置	 (注10及び注20)	不要	—	走行用前照灯（点灯）の操作装置	 (注10)	不要	—
方向指示器の操作装置	 (注1及び注20)	不要	—	方向指示器の操作装置	 (注1)	不要	—
窓ふき器の操作装置	 ※Wiper 又は Wipe	要	—	窓ふき器の操作装置		要	—
洗浄液噴射装置の操作装置	 ※Washer 又は Wash	要	—	洗浄液噴射装置の操作装置		要	—
窓ふき器及び洗浄液噴射装置の操作装置	 ※Washer-Wiper 又は Wash-Wipe	要	—	窓ふき器及び洗浄液噴射装置の操作装置		要	—
デフロスタの操作装置	 ※Defrost、Defog 又は Def	要	—	デフロスタの操作装置		要	—
警音器の操作装置	 ※Horn	不要	—	警音器の操作装置		不要	—
チョークの操作装置	 ※Choke	不要	—	チョークの操作装置		不要	—
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

表 2































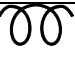
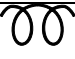
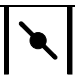



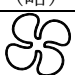
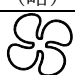


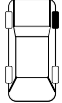
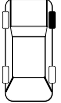


識別対象装置	識別表示 (注17)	照明 (注19)	色
複数の灯火装置の操作装置	 ※Lights (注20)	不要	—
複数の灯火装置のテルテール (注9)		—	緑
(略)	(略)	(略)	(略)
非常点滅表示灯の操作装置	 ※Hazard (注20)	要	—
非常点滅表示灯のテルテール (注2)		—	赤
前部霧灯の操作装置		不要	—

表 2

識別対象装置	識別表示 (注17)	照明	色
複数の灯火装置の操作装置		不要	—
複数の灯火装置のテルテール (注9)		—	緑
(略)	(略)	(略)	(略)
非常点滅表示灯の操作装置		要	—
非常点滅表示灯のテルテール (注2)		—	赤
前部霧灯の操作装置		不要	—

新				旧			
前部霧灯のテルテール	(注 20)	—	緑	前部霧灯のテルテール		—	緑
後部霧灯の操作装置		不要	—	後部霧灯の操作装置		不要	—
後部霧灯のテルテール		—	黄	後部霧灯のテルテール		—	—
燃料タンク（残量）のテルテール	(注 20)	—	黄	燃料タンク（残量）のテルテール		—	黄
燃料タンク（残量）のインジケータ	又は  ※Fuel (注 15)	要	—	燃料タンク（残量）のインジケータ	又は  (注 15)	要	—
エンジンオイル（圧力）のテルテール	 ※Oil (注 3 及び注 15)	—	赤	エンジンオイル（圧力）のテルテール	 (注 3 及び注 15)	—	赤
エンジンオイル（圧力）のインジケータ		要	—	エンジンオイル（圧力）のインジケータ		要	—
冷却水（温度）のテルテール	 ※Temp (注 3 及び注 15)	—	赤	冷却水（温度）のテルテール	 (注 3 及び注 15)	—	赤
冷却水（温度）のインジケータ		要	—	冷却水（温度）のインジケータ		要	—
バッテリー及び充電システムのテルテール	 ※Volts、Charge 又は Amp (注 15)	—	赤	バッテリー及び充電システムのテルテール	 (注 15)	—	赤
バッテリー及び充電システムのインジケータ		要	—	バッテリー及び充電システムのインジケータ		要	—
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
後部デフロスタの操作装置	 ※Rear Defrost、Rear Defog、Rear Def 又は R-Def	要	—	後部デフロスタの操作装置		要	—
後部デフロスタのテルテール		—	黄	後部デフロスタのテルテール		—	黄
車幅灯の操作装置	 ※Maker Lamps 又は MR Lps (注 4、注 15 及び注 20)	不要	—	車幅灯の操作装置	 (注 4 及び注 15)	不要	—
車幅灯のテルテール（注 9）		—	緑	車幅灯のテルテール（注 9）		—	緑
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
座席ベルトのテルテール	 又は	—	赤	座席ベルトのテルテール	 又は	—	赤

新				旧			
							
	<u>※Fasten Belts 又は Fasten Seat Belts (注 15 及び注 21)</u>						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
制動装置 (異常) のテルテール		—	黄又は赤	制動装置 (異常) のテルテール		—	黄又は赤
	<u>※Brake</u>						
アンチロックブレーキシステム (異常) のテルテール		—	黄	アンチロックブレーキシステム (異常) のテルテール		—	黄
	<u>※ AntiLock 又は Anti-Lock 又は ABS (注 6)</u>				(注 6)		
駐車制動装置のテルテール		—	赤	駐車制動装置のテルテール		—	赤
	<u>※Park 又は Parking Brake (注 6)</u>				(注 6)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
原動機 (予熱) のテルテール		—	黄	<u>軽油を燃料とする自動車の</u> 原動機 (予熱) のテルテール		—	黄
チョークのテルテール		—	二	チョークのテルテール		—	黄
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ブレーキライニング (摩耗) のテルテール		—	黄	ブレーキライニング (摩耗) のテルテール		—	黄
	<u>※Brake Wear (注 6)</u>				(注 6)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
送風装置の操作装置		要	—	送風装置の操作装置		要	—
	<u>※Fan (注 20)</u>						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

新				旧			
タイヤ（空気圧異常）及びその空気圧異常を検知する装置（異常）のテルテール	 ※TPMS 又は Low Tire (注 13)	—	黄	タイヤ（空気圧異常）及びその空気圧異常を検知する装置（異常）のテルテール	 (注 13)	—	黄
タイヤ（空気圧異常位置）及びその空気圧異常を検知する装置（異常位置）のテルテール	 ※Low Tire (注 13 及び注 14)	—	黄	タイヤ（空気圧異常位置）及びその空気圧異常を検知する装置（異常位置）のテルテール	 (注 13 及び注 14)	—	黄
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
横滑り防止装置（作動停止）の操作装置	 又は ESC OFF、VSF OFF 若しくは EVSC OFF (注 14、注 18 及び注 20)	要	—	横滑り防止装置（作動停止）の操作装置	 又は ESC OFF、VSF OFF 若しくは EVSC OFF (注 14)	要	—
横滑り防止装置（作動停止）のテルテール		—	黄	横滑り防止装置（作動停止）のテルテール		—	黄

注 1～注 15 (略)

注 16 始動装置の操作装置及び停止装置は、同一のものとすることができる。  
また、始動装置の操作装置の識別表示にあつては「START」と、停止装置の操作装置の識別表示にあつては「STOP」と、それぞれ補足してよいこととするとともに、始動装置の操作装置の識別表示にあつては「START」又は「Engine Start」に、停止装置の操作装置の識別表示にあつては「STOP」又は「Engine Stop」にそれぞれ代えることができる。  
なお、当該識別表示は大文字又は小文字で表示することができる。

注 17 (略)

注 18 「OFF」の文字は、記号上又はその付近に配置することができる。

注 19 かじ取装置に備える操作装置その他の操作装置にあつては、点灯することを要しない。

注 20 各記号の枠で囲われた部分は、塗り潰して表示することができる。

注 21 前列を除く座席に備える座席ベルトのテルテールの識別表示及び色は、表中識別表示欄又は色欄に掲げる識別表示又は色以外の識別表示又は色で表示してもよい。

※ FMVSS 101 に基づくものを示す。  
なお、表中識別表示欄に掲げる文字による識別表示は、大文字又は小文字による表示とすることができる。

注 1～注 15 (略)

注 16 始動装置の操作装置及び停止装置は、同一のものとすることができる。  
また、始動装置の操作装置の識別表示にあつては「START」と、停止装置の操作装置の識別表示にあつては「STOP」と、それぞれ補足してよいこととするとともに、始動装置の操作装置の識別表示にあつては「START」に、停止装置の操作装置の識別表示にあつては「STOP」にそれぞれ代えることができる。  
なお、当該識別表示は大文字又は小文字で表示することができる。

注 17 (略)

(新設)

(新設)

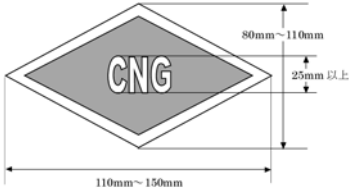
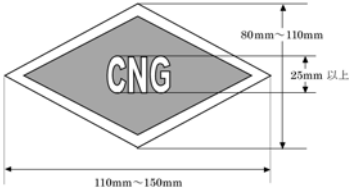
(新設)

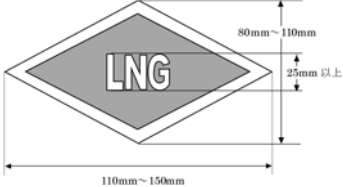
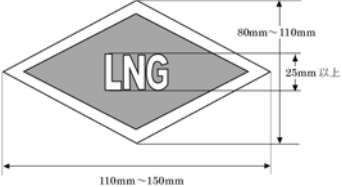
(新設)

(新設)



新	旧
<p>(4)～(5) (略)</p> <p><b>8-12-3～8-12-4</b> (略)</p> <p><b>8-13 かじ取装置</b></p> <p><b>8-13-1～8-13-3</b> (略)</p> <p><b>8-13-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 次の自動車については、8-13-12 (従前規定の適用⑧) の規定を適用する。(適用関係告示第7条第10項関係)</p> <p>① <u>平成31年9月30日</u> (赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成32年3月31日) 以前に製作された自動車</p> <p>② <u>平成31年10月1日</u> から平成33年3月31日まで (赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成32年4月1日から平成35年3月31日まで) に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア <u>平成31年9月30日</u> (赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成32年3月31日) 以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>イ <u>平成31年10月1日</u> (赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成32年4月1日) 以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、<u>平成31年9月30日</u> (赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成32年3月31日) 以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車とかじ取装置 (自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものを除く。) の性能が同一のもの</p> <p>ウ (略)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p><b>8-13-5～8-13-12</b> (略)</p> <p><b>8-14～8-23</b> (略)</p> <p><b>8-24 高圧ガスの燃料装置</b></p> <p><b>8-24-1 性能要件</b></p> <p><b>8-24-1-1 視認等による審査</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第3項関係)</p>	<p>(4)～(5) (略)</p> <p><b>8-12-3～8-12-4</b> (略)</p> <p><b>8-13 かじ取装置</b></p> <p><b>8-13-1～8-13-3</b> (略)</p> <p><b>8-13-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 次の自動車については、8-13-12 (従前規定の適用⑧) の規定を適用する。(適用関係告示第7条第10項関係)</p> <p>① <u>平成30年3月31日</u> (赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成32年3月31日) 以前に製作された自動車</p> <p>② <u>平成30年4月1日</u> から平成33年3月31日まで (赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成32年4月1日から平成35年3月31日まで) に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア <u>平成30年3月31日</u> (赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成32年3月31日) 以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>イ <u>平成30年4月1日</u> (赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成32年4月1日) 以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、<u>平成30年3月31日</u> (赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成32年3月31日) 以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車とかじ取装置 (自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものを除く。) の性能が同一のもの</p> <p>ウ (略)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p><b>8-13-5～8-13-12</b> (略)</p> <p><b>8-14～8-23</b> (略)</p> <p><b>8-24 高圧ガスの燃料装置</b></p> <p><b>8-24-1 性能要件</b></p> <p><b>8-24-1-1 視認等による審査</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第3項関係)</p>

新	旧
<p>① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。  ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。  (ア)～(ウ) (略)  (エ) 国際相互承認に係る容器保安規則（平成 28 年経済産業省令第 82 号）第 5 条及び第 11 条に規定する構造及び機能を有するものであって、UN R134-00-<u>S3</u> の 7.1.1.2. に適合するもの。  (オ) (略)  イ (略)  ②～⑨ (略)  (3)～(4) (略)  (5) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならぬ（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 5 項関係）  ①～③ (略)  ④ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車にあつては、自動車の前面、後面及び左側（左ハンドルにあつては右側）のドアの外側に次の表示を備えること。  〔表示〕</p>  <p>備考  (1) 色彩は、縁及び文字を白又は白く反射する色とし、地を緑色とする。  (2)～(3) (略)  ⑤～⑦ (略)  (6) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならぬ（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 6 項関係）  ①～③ (略)  ④ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車にあつては、自動車の前面、後面及び左側（左ハンドルにあつては右側）のドアの外側に次の表示を備えること。  〔表示〕</p>	<p>① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。  ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。  (ア)～(ウ) (略)  (エ) 国際相互承認に係る容器保安規則（平成 28 年経済産業省令第 82 号）第 5 条及び第 11 条に規定する構造及び機能を有するものであって、UN R134-00-<u>S2</u> の 7.1.1.2. に適合するもの。  (オ) (略)  イ (略)  ②～⑨ (略)  (3)～(4) (略)  (5) 圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならぬ（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 5 項関係）  ①～③ (略)  ④ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車にあつては、自動車の前面、後面及び左側（左ハンドルにあつては右側）のドアの外側に次の表示を備えること。  〔表示〕</p>  <p>備考  (1) 色彩は、縁及び文字を白色とし、地を緑色とする。  (2)～(3) (略)  ⑤～⑦ (略)  (6) 液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならぬ（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 6 項関係）  ①～③ (略)  ④ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車にあつては、自動車の前面、後面及び左側（左ハンドルにあつては右側）のドアの外側に次の表示を備えること。  〔表示〕</p>

新	旧				
					
<p>備考</p> <p>(1) 色彩は、縁及び文字を白又は白く反射する色とし、地を緑色とする。</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>⑤~⑦ (略)</p>	<p>備考</p> <p>(1) 色彩は、縁及び文字を白色とし、地を緑色とする。</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>⑤~⑦ (略)</p>				
<p>8-24-1-2 (略)</p>	<p>8-24-1-2 (略)</p>				
<p>8-24-2~8-24-4 (略)</p>	<p>8-24-2~8-24-4 (略)</p>				
<p>8-25~8-41 (略)</p>	<p>8-25~8-41 (略)</p>				
<p><b>8-42 座席ベルト非装着時警報装置</b></p>	<p><b>8-42 座席ベルト非装着時警報装置</b></p>				
<p><b>8-42-1 装備要件</b></p>	<p><b>8-42-1 装備要件</b></p>				
<p>次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑩までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、8-42-2の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（保安基準第22条の3第5項関係）</p> <table border="1" data-bbox="197 874 1059 911"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	<p>次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車を除く。）には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト（①から⑩までに掲げるものを除く。）が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、8-42-2の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。（保安基準第22条の3第5項関係）</p> <table border="1" data-bbox="1178 874 2040 911"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)
(略)	(略)				
(略)	(略)				
<p>① (略)</p> <p>② UN R16-07-<u>S2</u>の2.1.4.に定める座席ベルト</p> <p>③~⑨ (略)</p> <p>⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第47条の2の規定により自動車を点検する場合に取り外しを必要とする座席及びUN R16-07-<u>S2</u>の15.6.に定める座席に備えるもの</p> <p>ア~イ (略)</p>	<p>① (略)</p> <p>② UN R16-07-<u>S1</u>の2.1.4.に定める座席ベルト</p> <p>③~⑨ (略)</p> <p>⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第47条の2の規定により自動車を点検する場合に取り外しを必要とする座席及びUN R16-07-<u>S1</u>の15.6.に定める座席に備えるもの</p> <p>ア~イ (略)</p>				
<p>8-42-2~8-42-4 (略)</p>	<p>8-42-2~8-42-4 (略)</p>				
<p>8-43~8-68 (略)</p>	<p>8-43~8-68 (略)</p>				
<p><b>8-69 側方照射灯</b></p>	<p><b>8-69 側方照射灯</b></p>				
<p>8-69-1~8-69-2 (略)</p>	<p>8-69-1~8-69-2 (略)</p>				
<p><b>8-69-3 取付要件（視認等による審査）</b></p>	<p><b>8-69-3 取付要件（視認等による審査）</b></p>				
<p>(1) 側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けら</p>	<p>(1) 側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けら</p>				

新	旧
<p>れなければならない。</p> <p>この場合において、側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第 33 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 200 条第 3 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 側方照射灯は、方向指示器の作動が解除された場合又はかじ取装置の操舵角が直進状態に戻った場合には、自動的に作動が停止する構造であること。</p> <p>ただし、前号ただし書の規定に基づき作動する側方照射灯にあつては、後退灯の作動が解除された場合に自動的に側方照射灯の作動が停止する構造であること。</p> <p>④～⑨ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>8-69-4 (略)</b></p> <p><b>8-70～8-84 (略)</b></p> <p><b>8-85 補助制動灯</b>  <b>8-85-1～8-85-2 (略)</b>  <b>8-85-3 取付要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) 補助制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 39 条の 2 第 3 項関係)</p> <p>この場合において、補助制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 213 条第 3 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 補助制動灯は、その照明部の下縁の高さが地上 850mm 以上又は後面ガラスの最下端の取付部(これに相当する部分を含む。)の下方 150mm より上方であつて、制動灯の照明部の上縁を含む水平面以上となるように取付けられていること。</p> <p>③～⑦ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>8-85-4 (略)</b></p> <p><b>8-86～8-88 (略)</b></p> <p><b>8-89 非常点滅表示灯</b>  <b>8-89-1～8-89-2 (略)</b>  <b>8-89-3 取付要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) 非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するように取</p>	<p>れなければならない。</p> <p>この場合において、側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第 33 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 200 条第 3 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 側方照射灯は、方向指示器の作動が解除された場合又はかじ取装置の操舵角が直進状態に戻った場合には、自動的に作動が停止する構造であること。</p> <p>ただし、前号ただし書<del>き</del>の規定に基づき作動する側方照射灯にあつては、後退灯の作動が解除された場合に自動的に側方照射灯の作動が停止する構造であること。</p> <p>④～⑨ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>8-69-4 (略)</b></p> <p><b>8-70～8-84 (略)</b></p> <p><b>8-85 補助制動灯</b>  <b>8-85-1～8-85-2 (略)</b>  <b>8-85-3 取付要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) 補助制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 39 条の 2 第 3 項関係)</p> <p>この場合において、補助制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 213 条第 3 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 補助制動灯は、その照明部の下縁の高さが地上 850mm 以上又は後面ガラスの最下端の下方 150mm より上方であつて、制動灯の照明部の上縁を含む水平面以上となるように取付けられていること。</p> <p>③～⑦ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>8-85-4 (略)</b></p> <p><b>8-86～8-88 (略)</b></p> <p><b>8-89 非常点滅表示灯</b>  <b>8-89-1～8-89-2 (略)</b>  <b>8-89-3 取付要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) 非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するように取</p>

新	旧
<p>付けられなければならない。(保安基準第 41 条の 3 第 3 項関係)</p> <p>この場合において、非常点滅表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 217 条第 3 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 非常点滅表示灯は、手動で操作するものであること。 ただし、緊急制動表示灯の作動が停止した場合、当該自動車が衝突事故にあった場合又は運転者異常時対応システムが当該自動車を制御している場合には、非常点滅表示灯を自動で作動させることができる。 なお、ただし書の規定については、視認等により作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>8-89-4 (略)</b></p> <p><b>8-90～8-91 (略)</b></p> <p><b>8-92 その他の灯火等の制限</b></p> <p><b>8-92-1 装備要件</b></p> <p>自動車には、8-62 から 8-91 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。(細目告示第 218 条第 1 項関係)</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>(7) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器若しくは再帰反射材であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器若しくは再帰反射材であって後方に表示するものを備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車の後面に備える白色反射物であって、8-24-1-1 (5) ④及び 8-24-1-1 (6) ④に掲げるものにあつては、この基準に適合するものとする。(細目告示第 218 条第 7 項)</p> <p>(8) ～ (12) (略)</p> <p><b>8-92-2～8-92-4 (略)</b></p> <p><b>8-93～8-98 の 2 (略)</b></p> <p><b>8-99 後写鏡</b></p> <p><b>8-99-1 装備要件</b></p> <p>自動車(被牽引自動車を除く。)には、後写鏡を備えなければならない。 ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-04-S5 に適合する後方等確認装置を備える自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大</p>	<p>付けられなければならない。(保安基準第 41 条の 3 第 3 項関係)</p> <p>この場合において、非常点滅表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 217 条第 3 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 非常点滅表示灯は、手動で操作するものであること。 ただし、緊急制動表示灯の作動が停止した場合、当該自動車が衝突事故にあった場合又は運転者異常時対応システムが当該自動車を制御している場合には、非常点滅表示灯を自動で作動させることができる。 なお、ただし書の規定については、視認等により作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>8-89-4 (略)</b></p> <p><b>8-90～8-91 (略)</b></p> <p><b>8-92 その他の灯火等の制限</b></p> <p><b>8-92-1 装備要件</b></p> <p>自動車には、8-62 から 8-91 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。(細目告示第 218 条第 1 項関係)</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>(7) 自動車には、反射光の色が赤色である反射器若しくは再帰反射材であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器若しくは再帰反射材であって後方に表示するものを備えてはならない。 この場合において、指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物は、この基準に適合するものとする。(細目告示第 218 条第 7 項)</p> <p>(8) ～ (12) (略)</p> <p><b>8-92-2～8-92-4 (略)</b></p> <p><b>8-93～8-98 の 2 (略)</b></p> <p><b>8-99 後写鏡</b></p> <p><b>8-99-1 装備要件</b></p> <p>自動車(被牽引自動車を除く。)には、後写鏡を備えなければならない。 ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-04-S4 に適合する後方等確認装置を備える自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大</p>

新	旧						
<p>型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)にあつては、この限りではない。(保安基準第44条第1項関係)</p> <p><b>8-99-2 性能要件(視認等による審査)</b></p> <p>(1) 8-99-1 のただし書の自動車に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、UN R46-04-<u>S5</u> (15.2.4.5.及び15.2.4.6.に限る。)の規定が適用される後方等確認装置にあつては①から④までの基準に適合するものであればよい。(保安基準第44条第1項、細目告示第224条第1項関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(2) ～ (6) (略)</p> <p><b>8-99-3～8-99-4 (略)</b></p> <p><b>8-100～8-116 (略)</b></p> <p><b>第9章～第11章 (略)</b></p> <p><b>別表1～別表9 (略)</b></p> <p><b>様式1～様式13 (略)</b></p> <p><b>別添1 (略)</b></p> <p><b>別添2 (4-13 関係)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>新規検査等提出書面審査要領</b></p> <p>1.～3. (略)</p> <p>4. 事前届出対象自動車</p> <p>本則1-3で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 技術基準等の審査を要する自動車(個別届出自動車)</p> <p>指定自動車等であつて、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等(次表に掲げるものに限る。)に適合しているかどうかを、書面等により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。</p> <p>ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車(技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。)を除く。</p> <p>また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">保安基準</td> <td style="width: 33%;">審査事務規程</td> <td style="width: 33%;">技術基準等(細目告示別添及び協定規則)</td> </tr> </table>	保安基準	審査事務規程	技術基準等(細目告示別添及び協定規則)	<p>型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)にあつては、この限りではない。(保安基準第44条第1項関係)</p> <p><b>8-99-2 性能要件(視認等による審査)</b></p> <p>(1) 8-99-1 のただし書<u>書</u>の自動車に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、UN R46-04-<u>S4</u> (15.2.4.5.及び15.2.4.6.に限る。)の規定が適用される後方等確認装置にあつては①から④までの基準に適合するものであればよい。(保安基準第44条第1項、細目告示第224条第1項関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(2) ～ (6) (略)</p> <p><b>8-99-3～8-99-4 (略)</b></p> <p><b>8-100～8-116 (略)</b></p> <p><b>第9章～第11章 (略)</b></p> <p><b>別表1～別表9 (略)</b></p> <p><b>様式1～様式13 (略)</b></p> <p><b>別添1 (略)</b></p> <p><b>別添2 (4-13 関係)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>新規検査等提出書面審査要領</b></p> <p>1.～3. (略)</p> <p>4. 事前届出対象自動車</p> <p>本則1-3で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 技術基準等の審査を要する自動車(個別届出自動車)</p> <p>指定自動車等であつて、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等(次表に掲げるものに限る。)に適合しているかどうかを、書面等により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。</p> <p>ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車(技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。)を除く。</p> <p>また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">保安基準</td> <td style="width: 33%;">審査事務規程</td> <td style="width: 33%;">技術基準等(細目告示別添及び協定規則)</td> </tr> </table>	保安基準	審査事務規程	技術基準等(細目告示別添及び協定規則)
保安基準	審査事務規程	技術基準等(細目告示別添及び協定規則)					
保安基準	審査事務規程	技術基準等(細目告示別添及び協定規則)					



新				旧			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第 22 条の 5 年少者用補 助乗車装置 等	(略)	(略)	(略)	第 22 条の 5 年少者用補 助乗車装置 等	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)
		UN R14	(略)			UN R14	(略)
		<u>UN R145</u>	<u>年少者用補助乗車装置取付具 に係る協定規則</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
注 (略)				注 (略)			
(2) ~ (4) (略)				(2) ~ (4) (略)			
5. (略)				5. (略)			
<b>附則 1</b>				<b>附則 1</b>			
<b>当日提出書面の審査 (事前届出対象自動車以外の自動車)</b>				<b>当日提出書面の審査 (事前届出対象自動車以外の自動車)</b>			
1. ~3. (略)				1. ~3. (略)			
4. 届出書等の記載要領等				4. 届出書等の記載要領等			
4.1. 新規検査等届出書 (第 1 号様式 (その 1))				4.1. 新規検査等届出書 (第 1 号様式 (その 1))			
(1) ~ (10) (略)				(1) ~ (10) (略)			
(11) 訂正した箇所には、届出者又は届出責任者の訂正の印又は署名がなされていること。 <u>なお、右上の欄外に届出者又は届出責任者の訂正の印又は署名がなされている場合 であって、その直下に訂正した内容について記載することにより、訂正した箇所への 訂正の印又は署名に代えることができる。</u> <u>(記載例) 型式・類別 (類別区分番号) 欄訂正 1 字削除 1 字加入</u>				(11) 訂正した箇所には、届出者又は届出責任者の訂正の印又は署名がなされていること。			
(12) (略)				(12) (略)			
4.2. ~4.15. (略)				4.2. ~4.15. (略)			
5. ~6. (略)				5. ~6. (略)			
<b>附則 2</b>				<b>附則 2</b>			
<b>事前提出書面の審査 (技術基準等の審査を要する自動車)</b>				<b>事前提出書面の審査 (技術基準等の審査を要する自動車)</b>			
1. ~6. (略)				1. ~6. (略)			
7. 届出書等の記載要領等				7. 届出書等の記載要領等			
7.1. 新規検査等届出書 (第 1 号様式 (その 1))				7.1. 新規検査等届出書 (第 1 号様式 (その 1))			
(1) ~ (9) (略)				(1) ~ (9) (略)			
(10) 訂正した箇所には、届出者又は届出責任者の訂正の印又は署名がなされていること。 <u>なお、右上の欄外に届出者又は届出責任者の訂正の印又は署名がなされている場合 であって、その直下に訂正した内容について記載することにより、訂正した箇所への 訂正の印又は署名に代えることができる。</u> <u>(記載例) 型式・類別 (類別区分番号) 欄訂正 1 字削除 1 字加入</u>				(10) 訂正した箇所には、届出者又は届出責任者の訂正の印又は署名がなされていること。			

新	旧
<p>(11) (略)</p> <p>7. 2. ～7. 15. (略)</p> <p>8. ～10. (略)</p> <p><b>附則 3</b></p> <p style="text-align: center;"><b>事前提出書面の審査</b> <b>(使用の過程にある牽引自動車)</b></p> <p>1. ～6. (略)</p> <p>7. 届出書等の記載要領等</p> <p>7. 1. 新規検査等届出書 (第 1 号様式 (その 1))</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 訂正した箇所には、届出者又は届出責任者の訂正の印又は署名がなされていること。 <u>なお、右上の欄外に届出者又は届出責任者の訂正の印又は署名がなされている場合であって、その直下に訂正した内容について記載することにより、訂正した箇所への訂正の印又は署名に代えることができる。</u> <u>(記載例) 型式・類別 (類別区分番号) 欄訂正 1 字削除 1 字加入</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>7. 2. ～7. 12. (略)</p> <p>8. ～10. (略)</p> <p><b>附則 4</b></p> <p style="text-align: center;"><b>事前提出書面の審査</b> <b>(特定の被牽引自動車)</b></p> <p>1. ～6. (略)</p> <p>7. 届出書等の記載要領等</p> <p>7. 1. 新規検査等届出書 (第 1 号様式 (その 1))</p> <p>(1) ～ (8) (略)</p> <p>(9) 訂正した箇所には、届出者又は届出責任者の訂正の印又は署名がなされていること。 <u>なお、右上の欄外に届出者又は届出責任者の訂正の印又は署名がなされている場合であって、その直下に訂正した内容について記載することにより、訂正した箇所への訂正の印又は署名に代えることができる。</u> <u>(記載例) 型式・類別 (類別区分番号) 欄訂正 1 字削除 1 字加入</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>7. 2. ～7. 13. (略)</p> <p>8. ～10. (略)</p> <p><b>別添 3 (4-14 関係)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>並行輸入自動車審査要領</b></p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 書面審査</p>	<p>(11) (略)</p> <p>7. 2. ～7. 15. (略)</p> <p>8. ～10. (略)</p> <p><b>附則 3</b></p> <p style="text-align: center;"><b>事前提出書面の審査</b> <b>(使用の過程にある牽引自動車)</b></p> <p>1. ～6. (略)</p> <p>7. 届出書等の記載要領等</p> <p>7. 1. 新規検査等届出書 (第 1 号様式 (その 1))</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 訂正した箇所には、届出者又は届出責任者の訂正の印又は署名がなされていること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>7. 2. ～7. 12. (略)</p> <p>8. ～10. (略)</p> <p><b>附則 4</b></p> <p style="text-align: center;"><b>事前提出書面の審査</b> <b>(特定の被牽引自動車)</b></p> <p>1. ～6. (略)</p> <p>7. 届出書等の記載要領等</p> <p>7. 1. 新規検査等届出書 (第 1 号様式 (その 1))</p> <p>(1) ～ (8) (略)</p> <p>(9) 訂正した箇所には、届出者又は届出責任者の訂正の印又は署名がなされていること。</p> <p>(10) (略)</p> <p>7. 2. ～7. 13. (略)</p> <p>8. ～10. (略)</p> <p><b>別添 3 (4-14 関係)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>並行輸入自動車審査要領</b></p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 書面審査</p>

新	旧
<p>並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。</p> <p>6.1. (略)</p> <p>6.2. 並行輸入自動車届出書（第1号様式）        全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されていること。</p> <p>6.2.1.～6.2.4. (略)</p> <p>6.2.5. 「<u>並行輸入自動車の区分</u>」欄  <u>「指定自動車等と関連」又は「不明」のいずれかに○印が付されているとともに、「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車にあっては、該当する指定自動車等の型式が記載されていること。</u></p> <p>6.2.6. 「指定自動車等との相違点」欄  <u>「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車にあっては、該当する指定自動車等の構造・装置の相違点の有無について、いずれかに○印が付されているとともに、相違している構造・装置が明確に記載されていること。</u></p> <p>6.2.7.～6.2.11. (略)</p> <p>6.3.～6.11. (略)</p> <p>6.12. 技術基準等への適合性を証する書面</p> <p>6.12.1. 技術基準等への適合性を証する書面の種類        (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 当該並行輸入自動車に適用される技術基準等のうち、本則又は別表第1の規定<u>（「◇        現車審査時において」の記載部分に限る。）</u>により技術基準等への適合性を現車審査時に確認することができるものについては、当該技術基準等に係る(1)の書面を省略することができる。</p> <p>6.12.2.～6.12.3. (略)</p> <p>6.13.～6.14. (略)</p> <p>6.15. 最大安定傾斜角度計算書又は最大安定傾斜角度実測書        本則7-6-1(3)②又は③の規定に適合していることが確認できるものであること。        ただし、本則7-6-1(5)に掲げる自動車にあっては、書面を省略することができる。</p> <p>6.16. (略)</p> <p>7.～9. (略)</p>	<p>並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。</p> <p>6.1. (略)</p> <p>6.2. 並行輸入自動車届出書（第1号様式）        全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されていること。</p> <p>6.2.1.～6.2.4. (略)</p> <p>6.2.5. 「<u>指定自動車等の型式</u>」欄        「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車にあっては、該当する指定自動車等の型式が記載されていること。</p> <p>6.2.6. 「指定自動車等との相違点」欄        「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車にあっては、該当する指定自動車等の構造・装置と相違している<u>項目が</u>記載されていること。</p> <p>6.2.7.～6.2.11. (略)</p> <p>6.3.～6.11. (略)</p> <p>6.12. 技術基準等への適合性を証する書面</p> <p>6.12.1. 技術基準等への適合性を証する書面の種類        (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 当該並行輸入自動車に適用される技術基準等のうち、本則又は別表第1の規定により技術基準等への適合性を現車審査時に確認することができるものについては、当該技術基準等に係る(1)の書面を省略することができる。</p> <p>6.12.2.～6.12.3. (略)</p> <p>6.13.～6.14. (略)</p> <p>6.15. 最大安定傾斜角度計算書又は最大安定傾斜角度実測書        本則7-6-1(3)②又は③の規定に適合していることが確認できるものであること。        ただし、本則7-6-1(5)①に掲げる自動車にあっては、書面を省略することができる。</p> <p>6.16. (略)</p> <p>7.～9. (略)</p>

新				旧			
別表第1 (別添3の6.12.関係)				別表第1 (別添3の6.12.関係)			
保安基準 (略)	審査事務規程 (略)	技術基準等の名称 (略)	6.12.1. (1) ⑧に該当する書面の例 (略)	保安基準 (略)	審査事務規程 (略)	技術基準等の名称 (略)	6.12.1. (1) ⑧に該当する書面の例 (略)
第10条 操縦装置	(略)	UN R121-00 操縦装置の配置及び 識別表示等に係る協 定規則	① COC ペーパー ・Mカテゴリ又はNカテゴリのものに限る。 ② WVTa ラベル又はプレートを撮影した写真等+車両型式認可を受けた 時点のカテゴリが確認できる資料 ・Mカテゴリ又はNカテゴリのものに限る。 ③ UN R121-00 に基づく認定証 ④ UN R121-00 に基づくⓄマークを撮影した写真等 ⑤ FMVSS ラベル又はCMVSS ラベルを撮影した写真等  ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS_101	第10条 操縦装置	(略)	UN R121-00 操縦装置の配置及び 識別表示等に係る協 定規則	① COC ペーパー ・Mカテゴリ又はNカテゴリのものに限る。 ② WVTa ラベル又はプレートを撮影した写真等+車両型式認可を受けた 時点のカテゴリが確認できる資料 ・Mカテゴリ又はNカテゴリのものに限る。 ③ UN R121-00 に基づく認定証 ④ UN R121-00 に基づくⓄマークを撮影した写真等 <u>(新設)</u>
		UN R121-01 操縦装置の配置及び 識別表示等に係る協 定規則	① COC ペーパー ・Mカテゴリ又はNカテゴリのものに限る。 ② WVTa ラベル又はプレートを撮影した写真等+車両型式認可を受けた 時点のカテゴリが確認できる資料 ・Mカテゴリ又はNカテゴリのものに限る。 ③ UN R121-01 に基づく認定証 ④ UN R121-01 に基づくⓄマークを撮影した写真等 ⑤ FMVSS ラベル又はCMVSS ラベルを撮影した写真等  ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS_101			UN R121-01 操縦装置の配置及び 識別表示等に係る協 定規則	① COC ペーパー ・Mカテゴリ又はNカテゴリのものに限る。 ② WVTa ラベル又はプレートを撮影した写真等+車両型式認可を受けた 時点のカテゴリが確認できる資料 ・Mカテゴリ又はNカテゴリのものに限る。 ③ UN R121-01 に基づく認定証 ④ UN R121-01 に基づくⓄマークを撮影した写真等 <u>(新設)</u>
第18条 車枠及び 車体	(略)	(略)	(略)	第18条 車枠及び 車体	(略)	(略)	(略)
		7-31 車枠及び車体 の歩行者保護 性能	① <u>COC ペーパー</u> ・ <u>M<sub>1</sub>カテゴリ又はN<sub>1</sub>カテゴリのものに限る。</u> ② <u>WVTa ラベル又はプレートを撮影した写真等+車両型式認可を受けた</u> <u>時点のカテゴリが確認できる資料</u> ・ <u>M<sub>1</sub>カテゴリ又はN<sub>1</sub>カテゴリのものに限る。</u> ③ <u>UN R127-00 又は UN R127-01 に基づく認定証</u> ④ <u>UN R127-00 又は UN R127-01 に基づくⓄマークを撮影した写真等</u>  ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 UN R127			7-31 車枠及び車体 の歩行者保護 性能	---
		<u>(削除)</u>				<u>細目告示別添 99</u> <u>歩行者頭部及び脚部</u> <u>保護の技術基準</u>	---
		<u>(削除)</u>				<u>UN R127-01</u> <u>歩行者保護に係る協</u> <u>定規則</u>	① <u>COC ペーパー</u> ・ <u>M<sub>1</sub>カテゴリ又はN<sub>1</sub>カテゴリのものに限る。</u> ② <u>WVTa ラベル又はプレートを撮影した写真等+車両型式認可を受けた</u> <u>時点のカテゴリが確認できる資料</u> ・ <u>M<sub>1</sub>カテゴリ又はN<sub>1</sub>カテゴリのものに限る。</u> ③ <u>UN R127-01 に基づく認定証</u> ④ <u>UN R127-01 に基づくⓄマークを撮影した写真等</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第22条の3 座席ベル ト等	(略)	UN R14-08 <u>座席ベルト取付装置</u> <u>に係る協定規則</u>	① <u>COC ペーパー</u> ・ <u>Mカテゴリ又はNカテゴリのものに限る。</u> ② <u>WVTa ラベル又はプレートを撮影した写真等+車両型式認可を受けた</u> <u>時点のカテゴリが確認できる資料</u> ・ <u>Mカテゴリ又はNカテゴリのものに限る。</u> ③ <u>UN R14-07 又は UN R14-08 に基づく認定証</u>	第22条の3 座席ベル ト等	(略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
		(略)	(略)			(略)	(略)

新				旧			
			④ UN R14-07 又は UN R14-08 に基づく㊟マークを撮影した写真等 ⑤ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第22条の5 年少者用 補助乗車 装置等	(略)	(略)	(略)	第22条の5 年少者用 補助乗車 装置等	(略)	(略)	(略)
		UN R145-00 年少者用補助乗車装 置取付具に係る協定 規則	① COCペーパー ・Mカテゴリ又はNカテゴリのものに限る。 ② WTA ラベル又はプレートを撮影した写真等十車両型式認可を受けた 時点のカテゴリが確認できる資料 ・Mカテゴリ又はNカテゴリのものに限る。 ③ UN R145-00 又は UN R14-07 に基づく認定証 ④ UN R145-00 又は UN R14-07 に基づく㊟マークを撮影した写真等 ⑤ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルを撮影した写真等		(新設)	(新設)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第25条 乗降口	(略)	(略)	(略)	第25条 乗降口	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
		UN R11-04 ドアラッチ及びピン ジに係る協定規則	①～⑤ (略) ◇現車審査時において、扉を確実に閉じることができるものであり、かつ、 閉鎖している状態を保持するための装置を有することが確認できる場合 には、書面を省略することができる。(車両総重量 5t 超の貨物自動車に 限る。) ◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 206、CMVSS 206		UN R11-04 ドアラッチ及びピン ジに係る協定規則	①～⑤ (略) (新設)	◇技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準 FMVSS 206、CMVSS 206
(略)				(略)			

新	旧
別表第2～別表第9（略）	別表第2～別表第9（略）
第1号様式（その1）（別添3の3.1.関係）	第1号様式（その1）（別添3の3.1.関係）
（略）	（略）
指定自動車等との相違点（指定自動車等と関連の場合に、指定自動車等と相違している構造・装置を記入する。） <u>：有（ ）・無（ ）</u>	指定自動車等との相違点（指定自動車等と関連の場合に、指定自動車等と相違している構造・装置を記入する。）
（略）	（略）
第1号様式（その2）（略） 第2号様式～第17号様式（略） 第4号様式（別添3の3.1.関係）	第1号様式（その2）（略） 第2号様式～第3号様式（略） 第4号様式（別添3の3.1.関係）
車両諸元概要表 [二輪自動車等]	車両諸元概要表 [二輪自動車等]
表（略）	表（略）
原動機（略） 燃料装置（略） 動力伝達装置（略） 走行装置（略） 盗難防止装置（略） 制動装置：主ブレーキ（略） 制動装置：駐車ブレーキ（側車付二輪車）（略） 緩衝装置（略） 騒音防止装置（略） 排出ガス発散防止装置	原動機（略） 燃料装置（略） 動力伝達装置（略） 走行装置（略） 盗難防止装置（略） 制動装置：主ブレーキ（略） 制動装置：駐車ブレーキ（側車付二輪車）（略） 緩衝装置（略） 騒音防止装置（略） 排出ガス発散防止装置
ブローバイ・ガス還元装置形式   クローズド式   シールド式   その他（ ）	ブローバイ・ガス還元装置形式   クローズド式   シールド式   その他（ ）
<u>燃料蒸発ガス抑止装置形式</u>   <u>キャニスター</u>   <u>クランクケース・ストレージ</u>   <u>その他（ ）</u>	<u>（新設）</u>
第5号様式～第17号様式（略）	第5号様式～第17号様式（略）
<b>別添4</b>	<b>別添4</b>
<b>改造自動車審査要領</b>	<b>改造自動車審査要領</b>
1.～11.（略）	1.～11.（略）



新				旧			
別表第1 (別添4の3. (1) 関係) 改造自動車の届出の必要な範囲				別表第1 (別添4の3. (1) 関係) 改造自動車の届出の必要な範囲			
届出対象の装置	改造の内容	改造の事例	改造の内容及び改造の事例の留意すべき事項	届出対象の装置	改造の内容	改造の事例	改造の内容及び改造の事例の留意すべき事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) 制動装置 制動装置について、改造の内容欄に該当する改造を行うもの	① 制動方式について、次に掲げる変更を行うもの ・ドラム・ブレーキ⇔ディスク・ブレーキ  ・内部拡張式⇔外部収縮式 ・油圧式⇔空気式 <u>・主制動装置なし⇒主制動装置あり</u>	ディスク式駐車ブレーキ⇔ドラム式駐車ブレーキ ディスク式主ブレーキ⇔ドラム式主ブレーキ	次の場合にあつては、改造届出を要さないものとする。 ・ブレーキペダル、ブレーキレバー、マスターシリンダ及びホイールシリンダ、倍力装置、ブレーキ・カム、ブレーキドラム、ディスク・ブレーキのキャリパー及びローター、各種の油圧（空気圧）弁等を変更したもの	(6) 制動装置 制動装置について、改造の内容欄に該当する改造を行うもの	① 制動方式について、次に掲げる変更を行うもの ・ドラム・ブレーキ⇔ディスク・ブレーキ  ・内部拡張式⇔外部収縮式 ・油圧式⇔空気式	ディスク式駐車ブレーキ⇔ドラム式駐車ブレーキ ディスク式主ブレーキ⇔ドラム式主ブレーキ	次の場合にあつては、改造届出を要さないものとする。 ・ブレーキペダル、ブレーキレバー、マスターシリンダ及びホイールシリンダ、倍力装置、ブレーキ・カム、ブレーキドラム、ディスク・ブレーキのキャリパー及びローター、各種の油圧（空気圧）弁等を変更したもの
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

新	旧
別表第 2～別表第 4 (略) 第 1 号様式～第 6 号様式 (略)  <b>別添 5～別添 16 (略)</b>	別表第 2～別表第 4 (略) 第 1 号様式～第 6 号様式 (略)  <b>別添 5～別添 16 (略)</b>

附則 (平成 30 年 7 月 19 日規程第 3 号)

1. この規程は、平成 30 年 7 月 19 日から施行する。
2. 平成 30 年 9 月 30 日以前に並行輸入自動車届出書が提出された自動車については、別添 3「並行輸入自動車審査要領」の第 1 号様式及び第 4 号様式にかかわらず、平成 30 年 7 月 19 日付け規程第 3 号による改正前の別添 3「並行輸入自動車審査要領」の第 1 号様式及び第 4 号様式とすることができる。